

アジア景観デザイン学会 2022 福岡大会

紀 要



日時:2023 年 2 月 20 日 月曜 11:00-17:30

会場:九州大学伊都キャンパス



アジア景観デザイン学会 2022 福岡大会 + J's Café Fukuoka



主 催： アジア景観デザイン学会 <http://www.asiatownscape.net/>
共 催： NPO 法人日本都市計画家協会福岡支部、国立大学法人九州大学キャンパス計画室
九州大学総合研究博物館、九州大学アジア・オセアニア研究教育機構
九州大学大学の世界展開力強化事業
後 援： 都市環境デザイン会議九州ブロック、(公財)福岡アジア都市研究所、福岡県美しいまちづくり協議会
(公財)九州大学学術研究都市推進機構
協 力： 福岡市都市景観室、糸島市都市計画課、(公社)日本サインデザイン協会九州地区(予定)

テーマ：地域の景観まちづくり

これまでの欧米主体の景観誘導に対して、アジアならではの評価基準や誘導方法があるのではないか、という課題を設定し、様々な取り組みを続けています。日本、中国、韓国等で研究大会を開催し、それぞれの国でも景観に関する取り組みが始まり交流も盛んになっています。産官学の連携によって、行政や企業が多く参加する実践的でユニークな学会です。皆様の参加をお待ち申し上げます。

日時：2023 年 2 月 20 日 月曜 11:00-17:30

会 場：日本ジョナサン・KS・チョイ文化館 福岡市西区元岡 744 九州大学 <https://cs.kyushu-u.ac.jp/secu-talk2019-access/>

参加費：無料

次 第：

1030 受付開始

1100 開会挨拶 有馬隆文(アジア景観デザイン学会副会長/佐賀大学)

第 1 部 研究発表

1105-1205 研究発表(兵頭竜太郎、宇野薫子、萩原望、孟柱燦、石陽、張煜嘉)

1205-1420 休憩(昼食)

1420-1450 作品・製品・研究発表(魯牡丹/九州大学、児玉由美子/岡山県立大学)

1450-1500 休憩

第 2 部 地域の景観まちづくり (日本都市計画家協会 J's cafe による全国配信)

1500 開会挨拶 坂井猛(アジア景観デザイン学会会長/日本都市計画家協会副会長・福岡支部長/九州大学)

1505 講演 蕭耕偉郎(九州大学) 福岡市における大規模都市公園の構成要素に関する特徴

1530 講演 武田裕之(大阪大学) フューチャー・デザインによる新たな住民参加手法の試み

1555 講演 松下清(福岡県) 福岡県の景観に関する取組

1620 PD パネリスト 藍谷鋼一郎(テキサス A&M 大学)、富山万里子(男女・子育て環境改善研究所)他 司会 有馬隆文

1725 閉会挨拶 佐藤優(アジア景観デザイン学会名誉会長/神戸芸術工科大学学長)

第 3 部

1730 懇親会 会場 日本ジョナサン・KS・チョイ文化館

目 次

講演	福岡市における大規模都市公園の構成要素に関する特徴	1
	蕭耕偉郎／九州大学	
講演	フューチャー・デザインによる新たな住民参加手法の 試み～持続可能な地域を目指して～	9
	武田裕之／大阪大学	
講演	福岡県の景観に関する取組	21
	松下清／福岡県	
論文	景観計画の構成内容と都市の地域性に関する研究	23
	兵頭竜太郎／九州大学	
論文	景観計画の運用手法に関する研究	31
	宇野薫子／九州大学	
論文	景観計画の構成内容と運用手法―自治体と民間企業のヒ アリングに基づく景観施策の改善	39
	萩原望／九州大学	
論文	韓国の景観法に基づく景観計画の構成及び景観資源に関 する研究	51
	孟柱燦／九州大学	
論文	新興コンテンツを活用した景観演出および来訪者に注目 された景観の構成	61
	石陽／佐賀大学	
論文	大学キャンパス境界部の開き方に関する研究	75
	張煜嘉／九州大学	
論文	文化活動の「移動性」と都市空間構造の関係に関する 研究	85
	魯牡丹／九州大学	
報告	新しい景観づくり―最先端科学技術の芸術デザインへの 応用	89
	児玉由美子／岡山県立大学	
報告	風景にきづく景観をきづく	91
	富山万里子／男女・子育て環境改善研究所	

講演 福岡市における大規模都市公園の構成要素に関する特徴

○正 会 員 蕭 耕偉郎／九州大学

角南萌々子／九州大学

高橋 佑京／九州大学

出崎 貴仁／九州大学

松島 亘輝／九州大学

1. 背景と目的

都心部における大規模の都市公園は、重要な緑地資源として景観を形成する上で重要な役割を果たしている。都市公園が担う景観における機能や特性について、出村と川崎（2003）は京都円山公園を例に、地形を活かした流水、自然を表現した植栽、自由な道まわし、庭園をとりまく飲食店、周囲との連続性など景観としての構図を明らかにした。稲飯ら（2014）は、徳島市の都市公園内に存在する緑地、人工水路、石垣、水域―陸域との接続性といった景観構成要素が、指標となる生物の生息地としての機能を評価した。西村ら（2019）は、干拓地の道路、水路、圃場など構成と周囲の地理的状況を踏まえて、周囲の地形に関わる立体構成から堤防上から眺望される景観の構成について分析を行った。植田ら（2016）は福岡市内を中心に駅前広場を対象としてキャプション評価法を用いて駅前広場の景観構成要素への認識を分析した。蕭（2020）は都市公園における芝生広場が主な構成要素としての機能や公園利用者の行動への影響に着目した。

一方で、都市部における大規模の都市公園について、その園内の各種の要素の構成が景観上どのような意味合いがあり、またどのような特徴があるのかについてこれまで研究の蓄積が少なく、特に全国の政令市の中でも特に大規模の都市公園が多く分布している福岡市に着目した研究が少ない。

2. 研究目的、対象と方法

2. 1 研究目的と対象

本研究では、福岡市内の大規模都市公園を事例に、公園内の構成要素を分析し、公園利用者との関係性を明らかにすることにより、今後、重要な緑地資源である都市公園の景観デザインにおいて特に考慮すべき構成要素を抽出することを目的とする。

本研究では、都市の景観形成上に重要と考えられる大規模の都市公園に着目するが、国土交通省では、都市基幹公園の種類において、

「都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。」もののとして、「総合公園」を定義している。本研究では、以上の想定のもと、福岡市内の人口集中地区（DID）に位置する10ha以上の総合公園を取り上げる。該当する7つの総合公園の特徴を図1、図2と表1に整理する。

図1の通り、いずれの総合公園もDID内の鉄道沿線のアクセス性が良い立地条件にあり、3件が中央区、2件が東区、西区と城南区に各1件分布している。一方、周辺1km圏内人口には中央区では平均8万人以上であるのに対し、他の区はいずれも5万人未満と大きな落差がある。また、うち2件のみ海岸に隣接している。一方、年降水量、平均気温、合計日照時間や日射量などはいずれも類似した条件である（表1）。

対象公園の周辺1km圏内における公園部分を除いた土地利用の構成は、西南杜の湖畔公園、小戸公園、南公園では住宅（戸建てなど）が、大濠公園、舞鶴公園は共同住宅、青葉公園は山林、アイランドシティは公共空地が最も多くを占め、公園により大きく異なる特徴がみられた（図2）。このように、例えばアイランドシティ中央公園は埋め立て地の新規開発地域に位置し、周辺では空地はいまだに多く、青葉公園では山林に隣接するのに対し、他のほとんどの公園周辺は住宅が大半を占めるため、緑地資源である総合公園が周辺地域への景観上やレジャー空間としての役割も異なると考えられる。

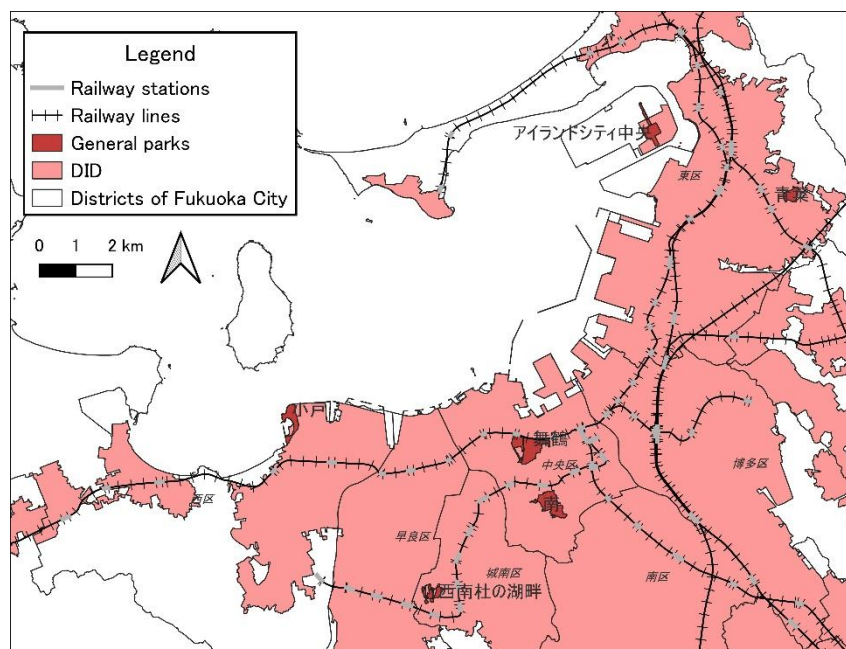


図1 福岡市内における対象とする総合公園の分布

表 1 対象となる総合公園に関する周辺基礎条件の整理

	所在地	周辺1km 圏内人口 (人)	海岸に 隣接	年降水量 (mm)	年平均 気温(℃)	年合計 日照時間(h)	年平均全天 日射量 (0.1MJm-2)
南公園	中央区	83,796	なし	1,678	16.8	1,859	134
青葉公園	東区	25,962	なし	1,718	16.9	1,869	134
舞鶴公園	中央区	92,359	なし	1,655	17	1,906	134
アイランドシティ中央公園	東区	16,136	あり	1,643	17	1,918	136
小戸公園	西区	21,364	あり	1,667	16.9	1,940	135
大濠公園	中央区	88,257	なし	1,655	17	1,906	134
西南杜の湖畔公園	城南区	42,379	なし	1,758	17	1,790	132

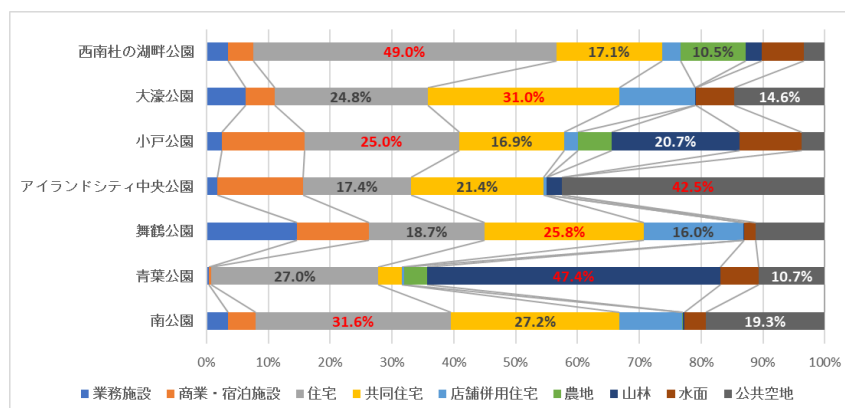


図 2 対象とする総合公園の周辺土地利用

2. 2 研究方法

本研究では、各総合公園内の多様な構成要素を、「緑」、「水」、「遊歩道」、「広場」、「砂浜」、「グラウンド」、「駐車場・車道」、「構造物」、「その他」に分類する（図3）。この分類を踏まえて、各総合公園の基盤地図情報から入手した 2020 年代の航空写真を用いて 10mメッシュを作成して、構成要素の分類別にメッシュを色分けして、集計を行う（図4）。

次に、各総合公園における利用者実態を分析するため、本研究では株式会社 Agoop が販売する 2019 年 12 月福岡市のポイント型流動人口データを利用して、複数日（12 月 1 日、15 日などの晴れの日、休日）の対象公園内における人流データのポイントを、移動速度（speed<2.5）の条件のもとでデータ抽出を行った。以上から、対象公園における利用者実態を人流データから把握を試みる（図5）。

最後に、各総合公園における共通して主要な構成要素を抽出して、それぞれの人流ポイント数との関係性について重回帰分析を進めることにより、総合公園における利用者の滞留に寄与している重要な構成要素の解明を試みる。



図3 対象公園における構成要素の分類イメージ
(左上、舞鶴公園；右上・左下、小戸公園；右下、大濠公園；いずれも著者撮影)

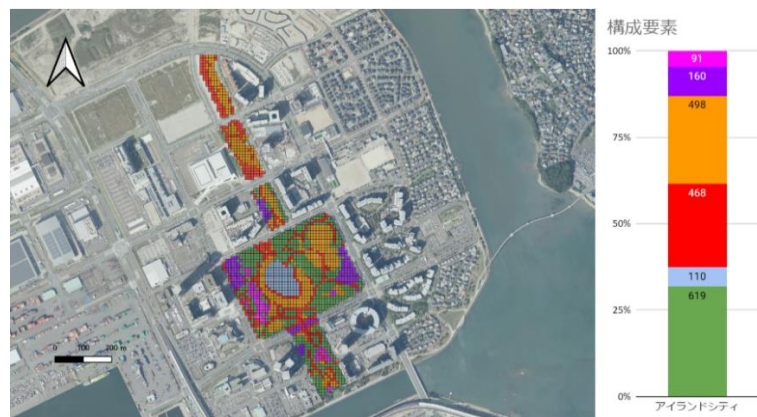


図4 航空写真に基づく対象公園における構成要素の抽出作業



図5 人流データの抽出イメージ

3. 分析結果

3. 1 各総合公園における構成要素

各総合公園における構成要素の分析結果を図5に示す。大濠公園を除き、いずれの総合公園でも「緑」が最も大きな割合を占め、中でも南公園では63.7%と特に大きい割合を占める。大濠公園では、「水」が52.4%と最も大きい割合を占める。続いて、「遊歩道」と「広場」がほぼ拮抗しており、アイランドシティ中央公園、小戸公園では両者ともにおおむね20%前後を占めるのに対し、青葉公園では後者が前者の倍程度の29.5%を占める。西南杜の湖畔公園では「遊歩道」と「水」がそれぞれ20%程度を占めて拮抗している。このように、「緑」が圧倒的に大部分を占める南公園や「水」が大半を占める大濠公園を除き、各総合公園では「緑」を中心に、「遊歩道」、「広場」、「水」などの2つ以上の構成要素が拮抗し、比較的に多様な要素によってバランスよく構成されている。

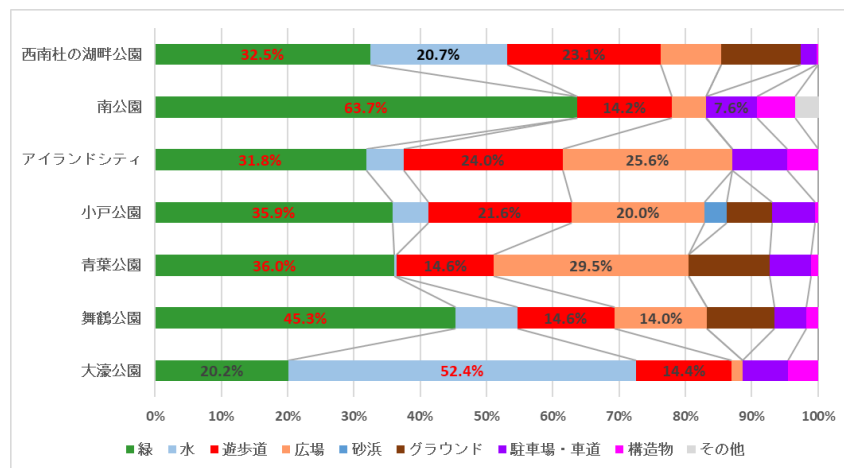


図5 各総合公園における構成要素の分析結果

3. 2 各総合公園における構成要素

各総合公園における共通して主要な構成要素を抽出し、それぞれの人流ポイント数との関係性について重回帰分析を進めるにあたり、表2の通り、まず大半の公園で一定のメッシュ数を構成する「緑」、「水」、「遊歩道」、「広場」が主な構成要素として抽出された。次に、都市における景観形成上として重要なものとして、「駐車場・車道」や「構造物」などの人工物よりも、開かれて空間として景観上の障害にならず、公園における開放感のより楽しめる「グラウンド」を抽出した。また、「砂浜」についても景観形成上重要な構成要素と考えられる一方、「小戸公園」にのみに該当する構成要素のため、割愛とする。これらの構成要素を説明変数として、目的変数である

人流との重回帰分析を行った。

まず表3の通り、重相関R・重決定R²、補正決定係数がそれぞれ0.99となっており、高い相関が確認でき、また、有意F値も<0.05である。「緑」の変数はt値の絶対値が2以上、p値が0.05となり説明変数として統計的に有意であることがわかるが、「遊歩道」については、p値が0.06のため、統計的有意性の点においては若干の疑義があるが、潜在的な説明変数として十分考えられる。

表2 抽出する説明変数となる構成要素と目的変数となる人流概要

	説明変数:構成要素								目的変数 人流
	緑	水	遊歩道	広場	グラウンド	砂浜	駐車場・車道	構造物	
大濠公園	825	2144	590	69	0	0	278	186	161
舞鶴公園	1863	385	601	574	416	0	200	72	154
青葉公園	416	5	168	340	141	0	72	12	19
小戸公園	891	132	185	537	84	23	170	12	77
アイランドシティ 中央公園	619	110	468	498	0	0	160	91	276
南公園	2186	0	488	179	0	0	261	200	599
西南杜の湖畔公園	651	415	463	185	240	0	47	5	90

注：構成要素（単位：メッシュ数）、人流（単位：ポイント数）

表3 人流と各構成要素との重回帰分析の結果

回帰統計	
重相関 R	0.999575
重決定 R ²	0.999151
補正 R ²	0.994905
標準誤差	13.92968
観測数	7

分散分析表					
	自由度	変動	分散	観測された分散比	有意 F
回帰	5	228327.7	45665.54	235.3455999	0.049447
残差	1	194.0361	194.0361		
合計	6	228521.7			

	係数	標準誤差	t	P-値	下限 95%	上限 95%	下限 95.0%	上限 95.0%
切片	29.44075	21.0691	1.397343	0.395435259	-238.267	297.149	-238.267	297.149
緑	0.153307	0.011123	13.78293	0.0461082	0.011976	0.294638	0.011976	0.294638
水	-0.1425	0.011512	-12.3779	0.05132046	-0.28878	0.003779	-0.28878	0.003779
遊歩道	0.545249	0.050566	10.78291	0.058871295	-0.09725	1.187751	-0.09725	1.187751
広場	-0.17919	0.037147	-4.82367	0.130134948	-0.65119	0.292816	-0.65119	0.292816
グラウンド	-0.80183	0.042161	-19.0182	0.033443494	-1.33754	-0.26612	-1.33754	-0.26612

4. まとめ

本研究では、福岡市のDIDにおける7つの総合公園における多様な構成要素を分析した結果、各総合公園では共通して「緑」を中心に、「水」、「遊歩道」、「広場」などの構成要素が相対的に多く配置されている実態が明らかとなった。本研究の分析結果から、総合公園の構成要素の中でも、「緑」の存在が利用者の人流に最も顕著に寄与しており、次に「遊歩道」が潜在的に重要な構成要素として考えられる。一連の考察から、今後都心部における総合公園のような大規模の都市公園の景観デザインに際しては、他の構成要素より、景観形成上でも特に重要と考えられる「緑」の要素を中心に配置しながら、遊歩道との適切な組み合わせにより、公園内景観を鑑賞できる空間体験に資する構成要素の配置に関する工夫が求められる。

参考文献

- 1) 出村 嘉史, 川崎 雅史 (2003) 近代京都の円山公園における景観構成の分析, 土木学会論文集, 2003 巻, 744 号, pp. 93-100.
- 2) 西村 成貴, 村上 修一, 轟 慎一 (2019) 軸線の見通しから評価した大中の湖干拓地における景観構成の特徴, ランドスケープ研究, 82 巻, 5 号, pp. 593-598.
- 3) 稲飯 幸代, 四宮 隆司, 河口 洋一, 鎌田 磨人 (2014) アカテガニを指標とした都市公園緑地の景観構成要素の機能評価, 景観生態学, 19 巻, 1 号, pp. 57-68.
- 4) 植田 征道, 河村 友, 大井 尚行, 高橋 浩伸 (2016) キャプション評価法による駅前広場の景観構成要素の認識, 日本建築学会技術報告集, 22 巻, 50 号, pp. 147-151.
- 5) 蕭 閔偉 (2020) 設置管理許可制度に基づく事業協定によるパークマネジメントの展開: 天王寺公園エントランスエリア「てんしば」を事例に, 日本建築学会技術報告集, 26 巻, 62 号, pp. 353-358.

講演 フューチャー・デザインによる新たな住民参加手法の試み
～持続可能な地域を目指して～

○ 武田裕之（大阪大学）

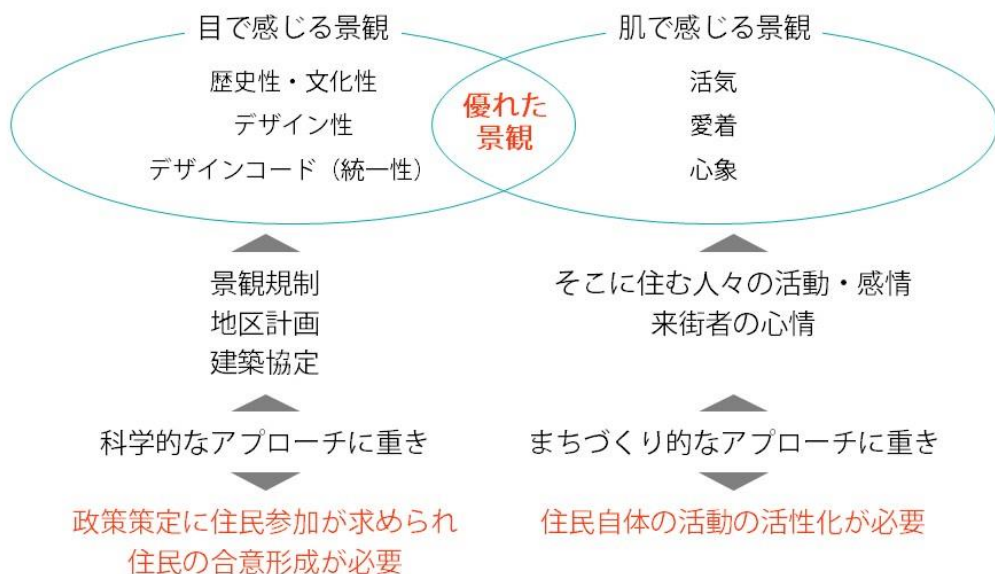
アジア景観デザイン学会2022福岡大会

フューチャー・デザインによる新たな住民参加手法の試み
～持続可能な地域を目指して～

武田 裕之

大阪大学大学院工学研究科ビジネスエンジニアリング専攻 講師

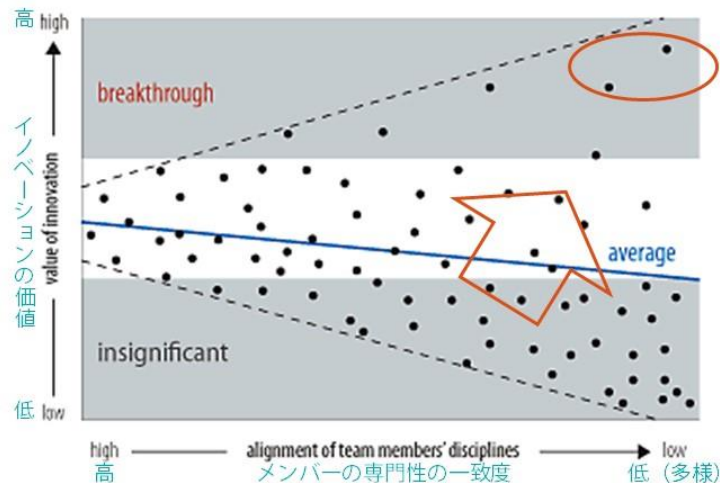
1. 景観とまちづくり
1-1. 優れた景観とは



1. 景観とまちづくり

1-2. 住民参加の難しさ

住民のコンセンサスを図りたい、よりよい景観を作っていきたいと考える一方で、
多様な人々が過ごす議論においてイノベーションを起こすのは難しい



Lee Fleming (2007); "Breakthroughs and the "Long Tail" of Innovation", MIT Sloan, Management Review.

3

大阪大学大学院工学研究科ビジネスエンジニアリング専攻
Department of Management of Industry and Technology, Graduate School of Engineering, Osaka University



1. 景観とまちづくり

1-3. 持続可能性とまちづくりでの課題

■まちづくりの主体の変化 (原科, 2005)

行政主導から民間主導へ (民間活力の導入)

- ・住民・NPO・市民組織など：「新しい公共」の促進
- ・民間企業など：エリアマネジメントやまちづくり組織の運営

■まちづくりを行う上での課題

【地域内 (住民)】

多様なステークホルダーの合意形成の困難さ (Susskind et al., 1999)

- ・世代間の対立 (高齢者中心になりがちなまちづくり)
- ・新旧住民の対立 (地域に対する意識の相違)
- ・生業による対立 (利害のトレードオフ)

【行政】

現在の課題解決に重きがおかれた「将来」像・計画の創出・策定

長期的な視点の欠落 (総合計画でも10~20年)

市民のまちづくり活動支援のためのコーディネート能力の不足

持続可能な都市・まちの在り方やそれに至る方法論の確立には未だ至っていない

4

大阪大学大学院工学研究科ビジネスエンジニアリング専攻
Department of Management of Industry and Technology, Graduate School of Engineering, Osaka University



1. 景観とまちづくり

1-4. 『よい』まち、『よい』景観：インターナルブランディングの必要性

ある行政からの相談の中で…

- ・我がまちは、魅力的な資源があるけど、周りに知られていない
→資源を磨く努力はしているのか？過去の栄光に胡坐をかいてないか？
- ・中にいる住民はその魅力に気づかない
→住民は一番の広報員、住民が魅力に気づいていれば率先してPRしてくれる
- ・人を呼んで活性化したい
→「人がくるから活性化する」のではなく、「活気があるから人がくる」

住民が地域の魅力を知り、創り、発信するような環境作りが重要

インターナルブランディング

- ブランド・ビジョンを組織全体に浸透させ、それを顧客などの外部ステークホルダーに対して伝えられるよう全社的に取り組む諸活動
- 構成員のやりがいやプライドを醸成し、生産性の向上につながる

住民が考える場の創造：ボトムアップによるルールと環境づくり

5

大阪大学大学院工学研究科ビジネスエンジニアリング専攻
Department of Management of Industry and Technology, Graduate School of Engineering, Osaka University



1. 景観とまちづくり

1-5. 目指すべき姿、達成したい目標

●社会的ジレンマ状況からの脱却

現在の主義・主張の違いや利害の対立は解消しきれないものの、納得できる合意形成（コンセンサス）を図ることが必要

●その地域で暮らす将来世代を見据えた計画の立案

将来世代の視点を取り込んだ「将来像」を描き、他者（将来世代）と現代世代との利益と負担の調整が必要

●まちづくりを担う人材の育成

その地域におけるフューチャー・デザインの実践者を生み出すことで、持続的な地域を創造できる可能性

●住民が将来を見据えたまちづくり活動できる場の創造

現在の利害関係を超えた思想を持つことで、住民がそれぞれの視点や考えの違いを活かした共創・協働の場づくりが可能

6

大阪大学大学院工学研究科ビジネスエンジニアリング専攻
Department of Management of Industry and Technology, Graduate School of Engineering, Osaka University



2. フューチャー・デザイン

2-1. フューチャー・デザインのコンセプト

- ・ イロコイ・インディアン：重要な意思決定をする際、**7世代後の人々になりきって考察**（歴史）
- ・ 奄美大島の伝承：「**7代先のことを考えて、ことを起こしなさい**」
- ・ ジョン・ローランド(1971)：無知のヴェール（哲学）
- ・ 心の理論：他者の心の理解が可能、**あたかも他者であると想定することが可能**（ニューロサイエンス）
- ・ 将来性：**現在の利得が減るとしても、これが将来世代を豊かにするのならば、この意思決定・行動そのものがヒトをより幸福にするとともに、この変化が頑健になるという性質**（西條,2018）（Aoki R., et al,2017）



将来世代の帽子を被る（「意識」して仮想将来世代を現代につくる）と将来失敗の罠から逃れることが可能になるのでは？

Future Design：ヒトの将来性を生む社会のデザインとその実践



2. フューチャー・デザイン

2-2. フューチャー・デザインの背景：ヒトの特性とそこから派生した仕組み

ヒトの3つの特性（Sapolsky,2012）

相対性：

ヒトの五感は絶対量ではなく、その変化に反応するし、**これは外的な要素が変化しない限り反応しない**

社会性：

ヒトじゃ複数の主体が連携を取ることで食物連鎖の頂点に立っているが、**社会性は何らかの教育や経験が必要である**

近視性：

目の前にあるおいしいものを我慢して食べないでおくことは困難。**自己の生存確率を高めるためには、すぐに食べるのがベスト**

+

楽観性：

ヒトそのものも自己の生存確率を高めるために、**過去の嫌なことは忘れ、今の快樂を追い求め、将来を楽観的に考えるように進化**した可能性（Sharot,2011）



2. フューチャー・デザイン

2-2. フューチャー・デザインの背景：ヒトの特性とそこから派生した仕組み

市場：

『人々の短絡的な欲望を実現する非常に優秀な仕組み』であるが、『**将来世代を考慮に入れ資源配分する仕組み**』ではない (e.g., Krutilla, 1967)

民主制：

『現在生きている人々の利益を実現する仕組み』であり、『**将来世代を取り込む仕組み**』ではない (e.g., Pigou, 1952)



どこかの世代が負担・譲歩しなければ解決できない！

しかし・・・

- 既存の参加型ビジョンづくり：**現在の人々が将来を展望するアプローチ**
- サステナビリティ学：将来のシナリオを描けても、その中からの**選択の枠組みなし**

2. フューチャー・デザイン

2-3. フューチャー・デザインのしかけ



現代世代の欲求の否定ではなく（**ボランティア的な持続性**）
将来世代の要求の鵜呑みではない（**現代世代の利益の否定**）
双方にとって利益を生み出すことのできる成果
もしくは、全体の利益を最大化するための譲歩・協力



将来に亘る地域愛着の醸成



持続可能性への希望 (Hope for sustainability)

2. フューチャー・デザイン

2-3. フューチャー・デザインのしかけ

仮想将来世代の導入：

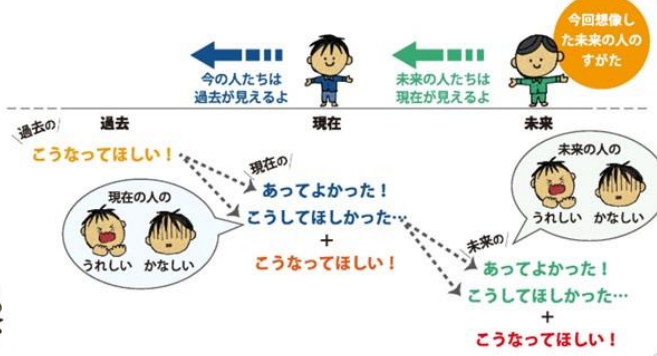
将来世代を現在に連れてくることはできないが、将来世代になりかわって考えることはできる（ロールプレイ）

現在から過去を見るように、未来から現在を見通す

●将来の人の立場になりきって考える意味

現在の人は過去をふりかえり、評価することができます。これを未来の人にあてはめると、未来の人は現在をふりかえることができます。未来の人になりきってかんがえることで、現在の「こうなってほしい」が未来でどう受けとられるか考えられるかもしれません…。過去も現在も未来も、みんなが「うれしい」まちをつくっていききたいですね！

今ないものは「あたらしくつくる」必要があるし、石油みたいな使える量が決まっているものは「いますこしがまんする」必要があるかもしれないね！



11

大阪大学大学院工学研究科ビジネスエンジニアリング専攻
Department of Management of Industry and Technology, Graduate School of Engineering, Osaka University



2. フューチャー・デザイン

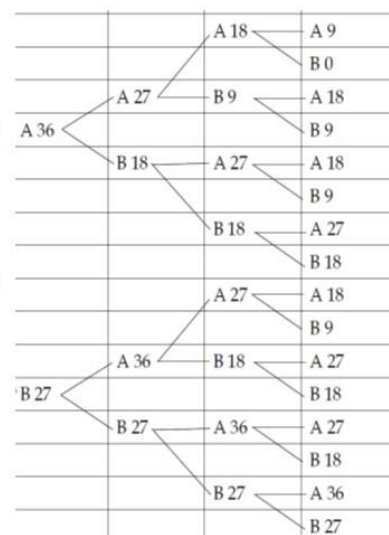
2-4. これまでのフューチャー・デザイン研究

世代間持続可能性ジレンマゲーム実験 (ISDG)

3人のグループで一世代

- 世代の意思決定：10分間話し合い、**A**(36ドル)か**B**(27ドル)かを選択し、3人の間で再配分
- **A**を選択すると次の世代の**A**も**B**も各々9ドルの減少、**B**を選択すると次の世代の**A**も**B**も変化なし
- 次の世代の三人も同じ意思決定、ただし前世代の意思決定をみることは可能

	持続可能な選択 (B) の選択率
仮想将来世代あり	60%
仮想将来世代なし	28%



Kamijo, Y. et al. (2017), "Negotiating with the future: Incorporating imaginary future generations into negotiations", *Sustainability Science*, 12, 409-420

Nakagawa, Y. et al. (2016), "Solving intergenerational sustainability dilemma through imaginary future generations: A qualitative-deliberative approach," *Social Design Engineering Series*

12

大阪大学大学院工学研究科ビジネスエンジニアリング専攻
Department of Management of Industry and Technology, Graduate School of Engineering, Osaka University



2. フューチャー・デザイン

2-4. これまでのフューチャー・デザイン研究

政策に関するワークショップでの実践

■岩手県矢巾町での取り組み

- ・現代世代と仮想将来世代のグループに分け議論、その後2グループ間で討議を行い、政策を検討
 - 最終案では、仮想将来世代から提案された政策が多く選択される傾向
 - 政策策定にあたりFDワークショップを取り入れ、その結果を総合計画へ反映
 - 庁内にバーチャル研究所を立ち上げ、FDの視点から公民連携での研究を実施
- ・大阪府吹田市（エネルギー）、京都府（水道）、京都府宇治市（公共施設）、長野県松本市（新庁舎）、高知県高知市（森林）、三重県松阪市（農地） など

医分野・教育分野・企業などでも多くの取り組み

上記についてはフューチャー・デザインワークショップにて数多く報告されている
 Future Design Annual Meeting（フューチャー・デザイン研究所）
<https://www.ri-futuredesign.com/>

Keishiro Hara, et al (2017), "Reconciling intergenerational conflicts with imaginary future generations –Evidence from a participatory deliberation practice in a municipality in Japan", Social Design Engineering Series

13

大阪大学大学院工学研究科ビジネスエンジニアリング専攻
 Department of Management of Industry and Technology, Graduate School of Engineering, Osaka University



2. フューチャー・デザイン

2-5. フューチャー・デザイン・ワークショップのプログラム例

北海道七飯町大沼地域でのワークショップ（2018年）

大沼未来会議2018

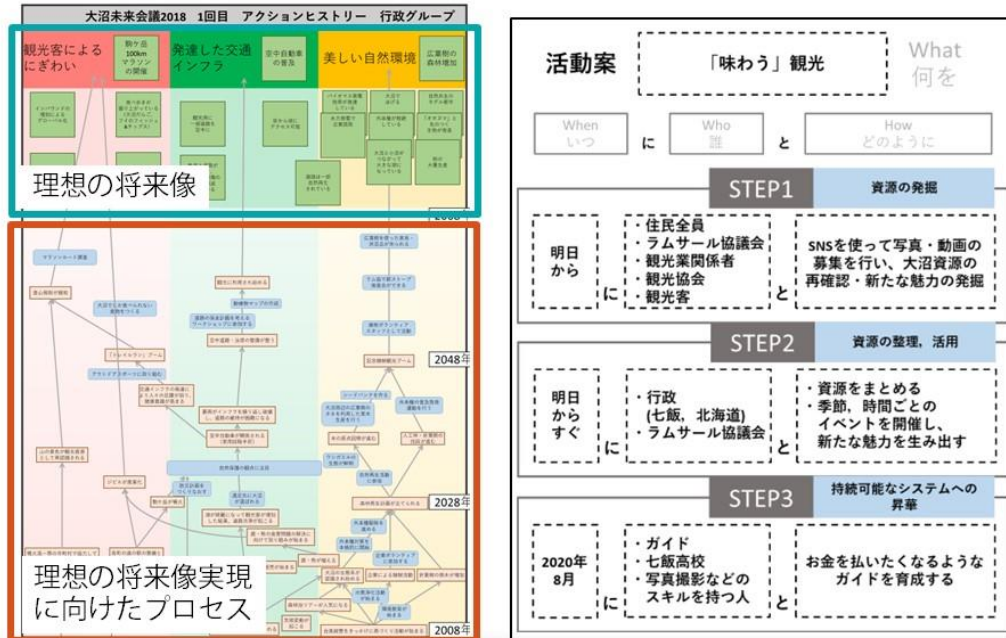
仮想将来世代として現在（現在からみると未来）を描き、それまでの道のりを過去を見るように表現する

<仮想将来世代の導入>			
1 日 目	1) 大沼地域・七飯町の望ましい姿の共有	1) 仮想将来世代の考える大沼地域の理想の将来像を属性ごとに抽出	
	2) 2068年視点からの過去の振り返り	2) 理想の将来像に向かうためのプロセスの抽出	
	<現代世代として>		
	3) 2068年視点から見た過去の10年と実際の10年の比較	3) 現状と理想のギャップの体感	
2 日 目	4) 望ましい将来に対するこれからの活動	4) 仮想将来世代の視点を獲得した上での現代世代の活動の抽出	
	1) 1日目の振り返り	現在との比較とプロセスの選択	未来像の共有
	2) グループ間のこれからの活動	今やるべきことを検討する	向かうためのプロセスの共有
	3) これからの活動の具体化	3) 他の属性との協働体制の模索	
3 日 目	4) 大学との連携可能性の検討	4) 大学との協働の模索	

大阪大学大学院工学研究科ビジネスエンジニアリング専攻
 Department of Management of Industry and Technology, Graduate School of Engineering, Osaka University



2018年：大沼未来会議（業種別の将来像と協働可能性）



15

大阪大学大学院工学研究科ビジネスエンジニアリング専攻
Department of Management of Industry and Technology, Graduate School of Engineering, Osaka University



2. フューチャー・デザイン

2-6. フューチャー・デザインの効果

FDの効果	内容
現代世代と将来世代の双方を俯瞰する視点の獲得 ^{1) 2)}	双方の世代の視点を持ち、客観的に思考、判断する
社会的貢献 ^{3) 4)}	機能性重視、現代の延長上の欲求改善ではなく、将来の社会状況・ライフスタイルなどを考慮する
長期的なものの優先 ⁵⁾	複雑なもの・時間のかかるものを優先して着手する
バックカスティング思考 ⁶⁾	理想像（ゴール）から逆算して、現在やるべきことを考える
潜在的資源への着目 ⁵⁾	現在あるものの延長ではなく、新しい資源（人・環境・文化等）に目を向ける、生み出す
資源を持続・引き継ぐ ^{4) 7)}	資源は現代世代の人だけのものではなく、将来世代にも引き継ぐものと考え、将来に選択可能性を残す
地域住民との関係性、他者への配慮 ⁴⁾	他者（特に社会的弱者）への思いやりを示す
知的満足感 ²⁾	仮想将来世代として考えることに対して、喜びを感じる
活動へのモチベーションの向上 ⁸⁾	ワークショップへの参加により個人の活動に対してモチベーションの向上効果がある
他者を巻き込む意識 ⁸⁾	他者をまちづくり活動に巻き込みたいと感じる

16

大阪大学大学院工学研究科ビジネスエンジニアリング専攻
Department of Management of Industry and Technology, Graduate School of Engineering, Osaka University



2. フューチャー・デザイン

2-6. フューチャー・デザインの効果

- 1) 原圭史郎 (2018) : 参加型フューチャー・デザイン討議実践に見る「仮想将来世代」の役割, 学術の動向
- 2) Nakagawa Y. et al. (2017) : Becoming sympathetic to the needs of future generations: A phenomenological study of participation in future design workshops, SDES
- 3) 西村直子, 他 (2018) : 未来人を呼び寄せる討議デザイン『松本市の新庁舎構想WS』, 学術の動向
- 4) 原圭史郎 (2018) : 参加型フューチャー・デザイン討議実践に見る「仮想将来世代」の役割, 学術の動向
- 5) 原圭史郎: 矢巾町1 回目のFD 討議〈矢巾ビジョン2060＝地方創生プラン設計〉からの示唆
- 6) 吉岡律司 (2018) : 矢巾町におけるフューチャー・デザイン, 学術の動向
- 7) 原圭史郎 (2019) : フューチャー・デザインにおける仮想将来世代導入の効果と意義-自治体での実践例から-, フューチャー・デザインワークショップ2019
- 8) 赤星百映 (2021) : フューチャー・デザイン・ワークショップが参加後の意識・行動に及ぼす効果-大沼未来会議参加者への追跡調査より-, 大阪大学大学院工学研究科ビジネスエンジニアリング専攻修士論文

17

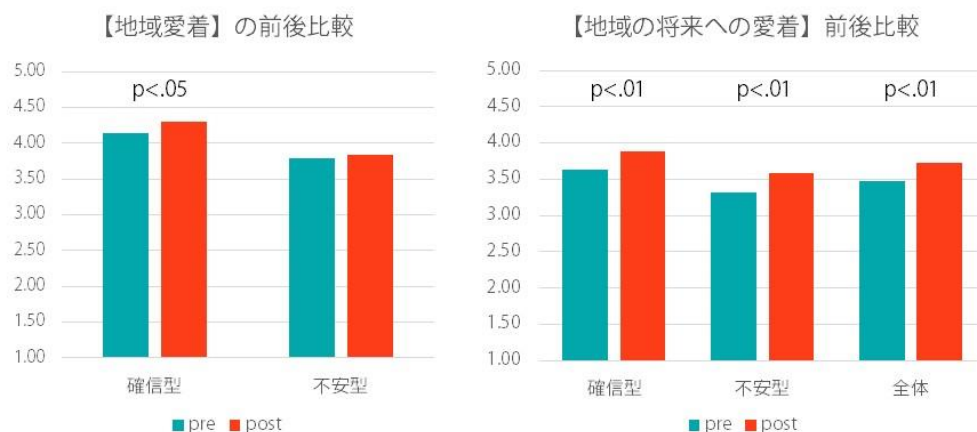
大阪大学大学院工学研究科ビジネスエンジニアリング専攻
Department of Management of Industry and Technology, Graduate School of Engineering, Osaka University



2. フューチャー・デザイン

2-6. フューチャー・デザインの効果

北海道七飯町大沼地域でのワークショップ (2017年) でのアンケート結果より



ワークショップに参加することで地域への愛着、将来の地域に対する愛着が有意に上昇

18

大阪大学大学院工学研究科ビジネスエンジニアリング専攻
Department of Management of Industry and Technology, Graduate School of Engineering, Osaka University



3. 景観形成にも活用できる可能性

3-1. フューチャー・デザイン×コミュニナリウムワークショップ

コミュニナリウムとは…

コミュン (commune) + リウム (a-rium)

共通の価値、共通の賦課、相互の贈物

場所

「価値を共有する場所」と意味づけ

…地域の未来の景観模型（コミュニナリウム）を作成することで、それぞれ自身の頭の中にあるまちの将来像を他人に認識可能な形にする手法



19

大阪大学大学院工学研究科ビジネスエンジニアリング専攻
Department of Management of Industry and Technology, Graduate School of Engineering, Osaka University



3. 景観形成にも活用できる可能性

3-1. フューチャー・デザイン×コミュニナリウムワークショップ

北海道七飯町大沼地域におけるコミュニナリウムワークショップ

【1日目】

- 1) アイスブレイク
- 2) 現在のマップ作り（好きな場所など）
- 3) フィールドワークと素材探し
- 4) 地域の方へのヒアリング
- 5) ヒアリング結果のマップへの反映
- 6) 大沼クイズ（将来を考える事前準備）
- 7) 未来インタビュー（仮想将来世代）
- 8) 将来の事柄のマップへの反映

【2日目】

- 1) 前日の振り返り
- 2) コミュニナリウムづくり（未来の地域の模型）
- 3) コミュニナリウムの共有



20

大阪大学大学院工学研究科ビジネスエンジニアリング専攻
Department of Management of Industry and Technology, Graduate School of Engineering, Osaka University



3. 景観形成にも活用できる可能性

3-1. フューチャー・デザイン×コミュニウムワークショップ

コミュニウムは大沼ネイチャーセンター、七飯町役場、渡島総合振興局などで展示
地元の新聞（函館新聞）で取り組みの記事が掲載

→地域の人や外部の人にも見てもらえるような場の創出

「子供達が創ったもの」だけでは済まない仕組みの必要性【課題】



3. 景観形成にも活用できる可能性

3-2. 北海道大沼地域での活動とワークショップが開催されるまでの経緯

■大沼未来会議：住民参加型ワークショップの開催

2017年…まちの将来像とまちと個人のアクションプランの検討

2018年…業種別の将来像と協働可能性

2019年…大沼岳陽学校の総合学習と地域との連携の検討

2022年…コミュニウムワークショップの開催

→地域の将来像を描き、アクションプランを考える中で、子供達の教育に焦点
ワークショップのアイデアを実現化

■シンポジウム：ゲストスピーカーの講演と大沼での活動の報告

2019年：大沼におけるワイズ・ユースとは？～自然とともに生きるまちづくり～

2020年：ワイズユースな基地ができれば ～あつまる、まなぶ、つくる、うまれる～

2022年：大沼たすきりレー～継承のイノベーション～（ラムサール条約登録10周年記念事業）

→2019・2020年まではビジターセンター設立に向けたシンポジウムの開催

2022年に大沼ネイチャーセンターが開設

3. 景観形成にも活用できる可能性

3-2. 北海道大沼地域での活動とワークショップが開催されるまでの経緯

■大沼研究発表会：「知の協働 大沼」が開催する大沼を研究フィールドとする研究発表会

2018年：フューチャー・デザインのまちづくりへの応用とその効果 ―北海道・大沼地域を対象として―

2019年：フューチャー・デザイン・ワークショップが及ぼす地域愛着や他者意識への影響
～北海道・大沼地域を対象として～

2021年：フューチャー・デザイン・ワークショップが参加後の意識・行動に及ぼす効果
～大沼未来会議参加者への追跡調査より～

→地域をフィールドとする研究を地域住民が参加できる発表会が開催されている
この中でワークショップの結果と共に学術的な観点からの分析を発表

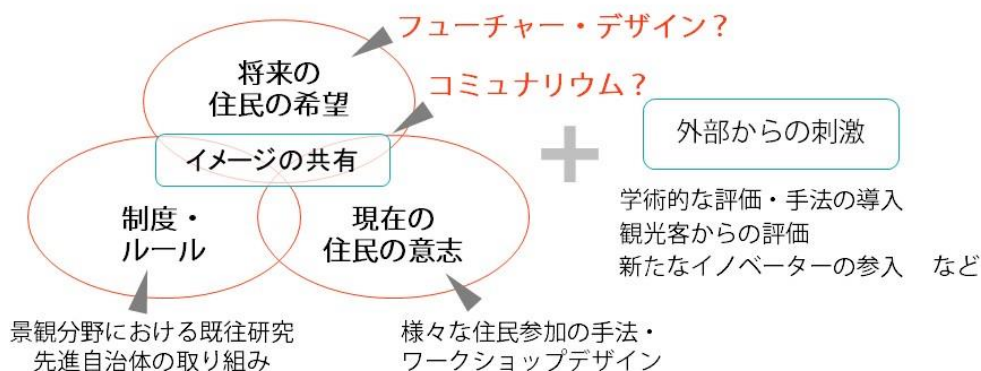
■コペルニクスゼミ：子供達のキャリア形成に向けた情報提供プログラム（オンライン）

→大学卒業数年の社会人から、これまでの四半生の中での進路選択や悩みなどを話す
情報の少ない地方で育つ子供達に将来の選択肢の多様性を示す
様々な地域出身の話者の話を聞くことで自身の地域を改めて見直す



4. おわりに + パネルディスカッションに向けて

魅力的な景観形成に向けては…



今後景観を考えていく上で、『何を守り、何を新たにするか?』が重要
現在100年前の景観や建築物を残していきたいと思うのと同じように、100年後の人が現在作っている・作ろうとしている景観や建築物を残したいと思うかもしれない
逆にそう思ってもらえる景観が何かを考えていきたい!と思っています



講演 福岡県の景観に関する取組

○ 松下 清／福岡県都市計画課
 小田 孝行／福岡県都市計画課
 和田亜理紗／福岡県都市計画課
 古本 陽平／福岡県都市計画課

1. はじめに

福岡県には自然がつくる美しさである「自然景観」、ひとがつくる美しさである「都市景観」「歴史的景観」、人の活動によって生み出される「文化的景観」などがある。

今回、福岡県が行っている、良好な景観を保全・形成するための取組を紹介する。

2. 景観計画を活用した取組

福岡県は、矢部川流域、筑後川流域、京築広域の3つの地域において広域景観計画を策定し、地域に応じた景観形成基準を設け良好な景観形成に向けた誘導を行っている。



図1 福岡県における広域景観計画策定状況

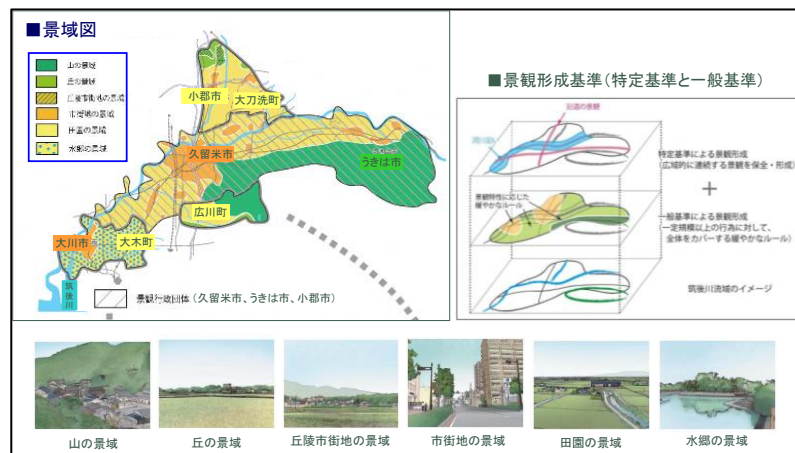


図2 筑後川流域景観計画 景観形成基準

また、福岡県内15市町が景観計画を作成し、1町が景観計画作成へ向け取り組んでいるが、44市町村は景観計画を策定できていない。県は、地域の特色に応じたきめ細かな景観形成が図られるように、市町村による景観計画作成を促している。

3. パートナーシップを活かした取組

福岡県は、行政と住民が一体となった景観形成を進めるため、市町村、まちづくり団体、教育研究機関とともにパートナーシップにより美しいまちづくりの実現へ向けて「福岡県美しいまちづくり協議会」を組織している。福岡県美しいまちづくり協議会では、「福岡県美しい景観選」「福岡景観フェスタ」「学習会」「体験体感ツアー」などの取組を行い、景観に対する県民意識の啓発に取り組んでいる。

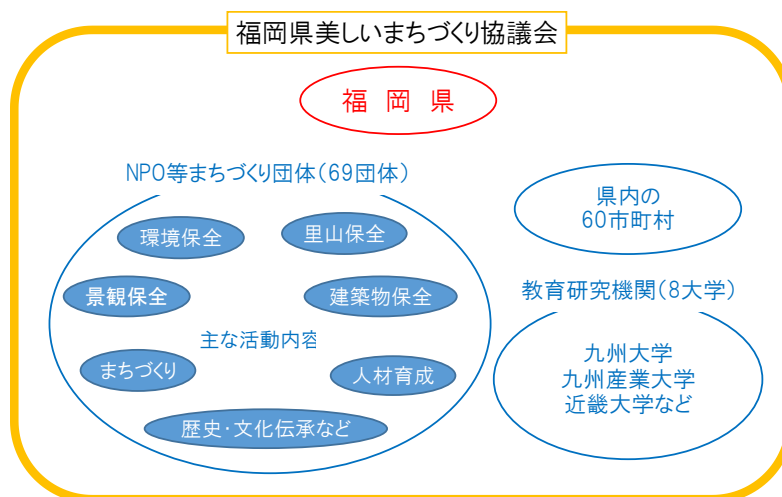


図3 福岡県美しいまちづくり協議会組織図

4. 県が行う事業や支援

福岡県は、管理している道路などの公共施設を対象に景観に配慮して整備を行う「景観整備事業」に取り組んでいる。また、市町村が管理する良好な景観を形成している公共施設の更新工事に対して財政的な支援を行う「福岡県美しい景観形成推進事業」に取り組んでいる。

5. まとめ

福岡県は、個性豊かで美しく、誇りをもって次の世代へ引き継ぐことができる社会を実現するために、引き続き美しいまちづくりに取り組んでいく。

論文 景観計画の構成内容と都市の地域性に関する研究

○学生会員 兵頭竜太郎／九州大学

正 会 員 坂井 猛／九州大学

1. 背景と目的

2004年に景観法が制定され、法的拘束力を持つ景観計画を各都市が定めるようになり、現在、全国の自治体1,718団体のうち景観計画を有する団体は646団体(37.6%)と増加傾向にあるが、6割を超える自治体がいまだに景観計画を策定できていない。また、景観計画を策定していてもそれ自体が上手く機能していないと思われる都市もみられる。景観計画の策定に関する研究として、全国の中小自治体の景観計画の策定過程における体制と住民参加の活動の実態から、住民参加の計画内容への効果を明らかにした研究がある。また、浅野聡らが、景観法制定10年目に景観計画の全容をまとめている¹⁾⁶⁾。しかしながら、自治体が策定した景観計画の構成内容に着目した研究はみられない。景観計画を有する都市を対象として景観計画の構成内容とその特徴を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の方法

景観計画策定団体数646団体のうち、都道府県は22団体、政令市は20団体、中核市は59団体、その他の市町村は545団体である。本研究では、政令市と中核市で景観計画を策定している79団体を対象とする(表1)。また、参考として中小都市において10万人以上かつ海に面して景観計画を策定している61団体についても分析を加える。

表1 対象都市(政令市・中核市)

地方	【都道府県】団体名	合計
北海道	【北海道】札幌市、函館市、旭川市	3
東北	【青森県】青森市、八戸市【岩手県】盛岡市【宮城県】仙台市【秋田県】秋田市【山形県】山形市【福島県】福島市	7
関東	【茨城県】水戸市【栃木県】宇都宮市【群馬県】前橋市、高崎市【埼玉県】さいたま市、川越市、川口市、越谷市【千葉県】千葉市、船橋市、柏市【東京都】八王子市【神奈川県】横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市	16
中部	【新潟県】新潟市【富山県】富山市【石川県】金沢市【福井県】福井市【山梨県】甲府市【長野県】長野市、松本市【岐阜県】岐阜市【静岡県】静岡市、浜松市【愛知県】名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市	15
近畿	【滋賀県】大津市【京都府】京都市【大阪府】大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、寝屋川市、枚方市、八尾市、東大阪市【兵庫県】神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市【奈良県】奈良市【和歌山県】和歌山市	17
中国	【鳥取県】鳥取市【島根県】松江市【岡山県】岡山市、倉敷市【広島県】広島市、呉市、福山市【山口県】下関市	8
四国	【香川県】高松市【愛媛県】松山市【高知県】高知市	3
九州	【福岡県】北九州市、福岡市、久留米市【長崎県】長崎市、佐世保市【熊本県】熊本市【大分県】大分市【宮崎県】宮崎市【鹿児島県】鹿児島市【沖縄県】那覇市	10
合計		79

まず、政令市・中核市の景観計画から、各都市の内容を章・タイトル（以下、章立て）を中心に調査し項目及び該当項目のページ数をデータ化し、国土交通省「景観計画策定・改定の手引き」（以下、景観計画の手引き、国土交通省、令和 4 年）⁷⁾と照らし合わせ、各団体の景観計画の特徴を明らかにする。次に、各団体で全体に占めるページ数の割合が多い項目と独自の施策などをピックアップし、3つの基準による類型化を行い都市の規模等に応じた景観計画の傾向を明らかにする。さらに中小都市の景観計画についても同様の分析を行い、特徴を明らかにする（図 1、表 2）。

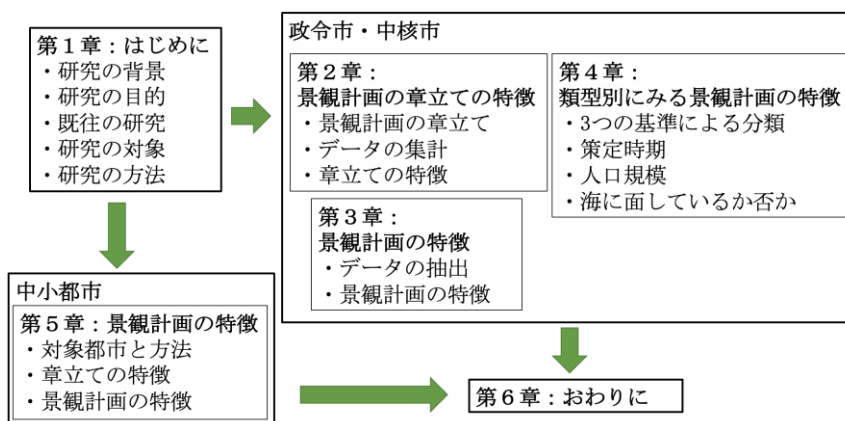


図 1 研究のフロー

表 2 景観計画の手引き

項目	主な内容
はじめに	景観計画区域
景観の特徴・課題	景観計画における景観の特徴 良好な景観の形成を図る上での課題
景観形成方針	景観形成の基本理念・目標等 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
届出等に基づく景観形成等	良好な景観形成のための行為の制限に関する事項 届出対象行為、景観形成基準
届出等以外の景観形成に関する事項	公共施設に関する事項
	景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針
	屋外広告物による景観づくり
	景観農業振興地域整備計画
景観形成の推進方策等	自然公園法の許可の基準
	行政・市民・事業者の役割等 計画の進行管理（PDCA）等の考え方など

3. 景観計画の章立ての特徴(政令市・中核市)

79団体の景観計画の章立てを、景観計画の手引きと照らし合わせデータ化する。景観計画の手引きに含まれないものも合わせて抽出したところ、景観計画の手引きの内容が全て含まれている団体（届出以外の景観形成に関する事項は景観重要建造物又は景観重要樹木の指定、方針を含む）は 36 団体（45.6%）であった（表 3）。景観計画の手引きの項目のうち、必須事項や望ましい事項を 77 団体

(97.5%) が景観計画に反映している。景観重点地区等に関する計画は69団体(87.3%)が、景観計画に反映している。配慮事項としているのは8団体(10.1%)である(表3)。

4. 政令市・中核市の景観計画の特徴

景観計画の項目のページ数を一つの指標として取り上げ、①景観形成の目標・方針(望ましい事項を含む)と届出等に基づく景観形成等(必須事項を含む)と景観重点地区等に関する計画のページ数を

表3 景観計画の章立て(政令市・中核市)

項目 (○ガイドラインに載っているもの)	団体数	割合
景観計画の手引きの内容が全て含まれているもの	36	45.6
○景観計画区域(必須事項)	79	100
○届出等に基づく景観形成等(制限・景観形成基準)(必須事項)	78	98.7
○景観形成方針(基本方針・目標など)(望ましい事項)	77	97.5
○届出以外の景観形成に関する事項(景観重要建築物・樹木)(必須事項)	77	97.5
○屋外広告物に関する規則・誘導	72	91.1
景観重点地区等に関する計画	69	87.3
○公共施設に関する事項	65	82.3
○都市の特徴・特性・課題	52	65.8
○景観形成の推進方策等	47	59.5
眺望景観の保全	19	24.0
○景観農業振興地域整備計画	12	15.2
配慮事項	8	10.1
行動計画・まちづくり	7	8.9
○自然公園法	2	2.5
夜間景観形成基準	2	2.5
広告物活用地区	1	1.3
文化的景観	1	1.3
案内・誘導サイン等の整備	1	1.3

表4 政令市・中核市の景観計画の項目 (単位: 団体数)

項目	政令市	中核市	合計	全ページに対する割合		
				25～35%	35～50%	50%～
景観形成の目標・方針	4 20.0%	13 22.0%	17 21.5%	12 70.6%	1 5.9%	4 23.5%
届出等に基づく景観形成等	0 0%	5 8.5%	5 6.3%	3 60.0%	1 20.0%	1 20.0%
景観重点地区等に関する計画	11 55.0%	21 35.6%	32 40.5%	12 37.5%	17 53.1%	3 9.4%
ばらつきがある(該当なし)	5 25.0%	20 33.9%	25 31.7%	/	/	/
合計	20	59	79	27	19	8

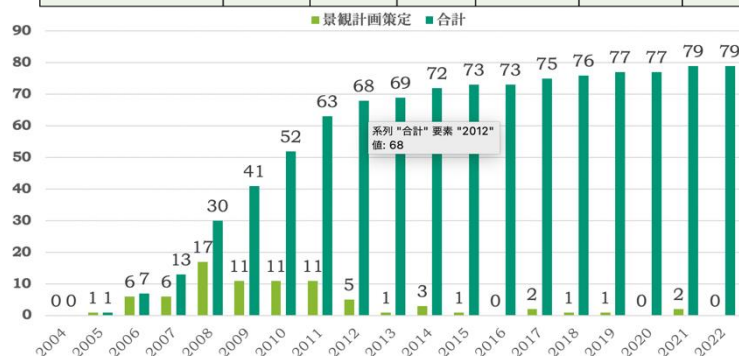


図2 政令市・中核市の景観計画策定年別団体数と累計

調べる。②景観計画の総ページ数に対する割合を出す。③ページ数が最も多い項目を選択する。(25%を超える項目、同ページ数の場合は該当なし)。④それ以外の場合はばらつきがあると判断する。⑤該当団体の該当項目の全体に対する割合と分布を算出する。32 団体(40.5%)は景観計画の手引きに含まれていない景観重点地区等のページ数の割合が高く、各団体の特徴的な景観を重点的に景観計画重点地区としている。また、17 団体(21.5%)は景観形成方針のページ数の割合が高く、各都市の特徴、目標や方針に重点を置いていることが伺える。政令市と中核市を比べると、政令市は 11 団体(55%)が景観重点地区等に関する計画のページ数の割合が高く、各都市の顔となる地域を設定し計画を進めていることが考えられる。一方で、中核市では届出等に基づく景観形成等のページ数の割合が高い団体もある。さらに 20 団体(33.9%)が該当なしであり、景観計画の内容にばらつきが見られる。全体に対するページ数の割合に関して、景観形成の目標方針は 25～35%に 12 団体(70.6%)、景観重点地区等に関する計画は 35～50%に 17 団体(53.1%)である(表 4)。

5. 政令市・中核市の類型別にみる景観計画の特徴

5.1 3つの基準による分類

(1)策定時期、(2)人口規模、(3)海に面しているか、により分類し、景観計画と都市の地域性の関係を見る。

5.2 策定時期

景観法制定後、4 年が経過した 2008 年までに景観計画を策定した政令市・中核市は 30 団体(79 団体の 38.0%)ある。2011 年まで増加が続いたが、以降は増加数は伸びていない。表 5 より、後発に景観計画を策定した団体は景観計画の手引きに従って策定している割合が高い。図 3 より、後発の 49 団体の景観計画は重点を置く項目にばらつきがみられる(図 2,図 3,表 5)。

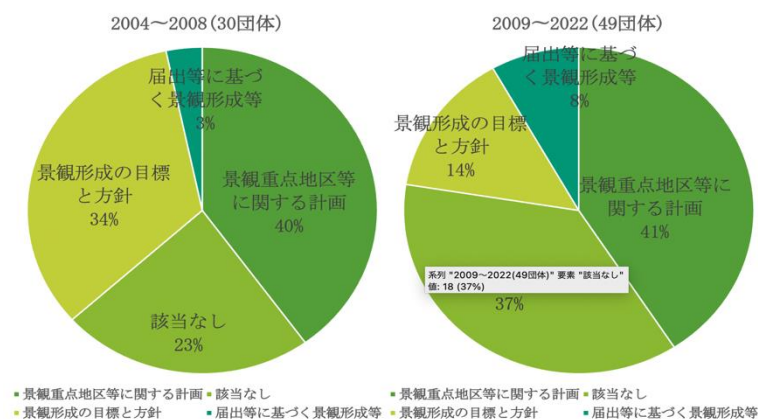


図 3 策定時期別にみる各項目にページ数を割く団体数の割合

表 5 策定期間による章立て

項目（○ガイドラインに載っているもの）	～2008（30団体）	割合	2009～（49）	割合
景観計画の手引きの内容が全て含まれているもの	11	36.7	25	51.0
○景観計画区域（必須事項）	30	100	49	100
○届出等に基づく景観形成等（制限・景観形成基準）（必須事項）	29	96.7	49	100
○景観形成方針（基本方針・目標など）（望ましい事項）	29	96.7	48	98.0
○届出以外の景観形成に関する事項（景観重要建造物・樹木）（必須事項）	28	93.3	49	100
○屋外広告物に関する規則・誘導	26	86.7	46	93.9
景観重点地区等に関する計画	25	83.3	44	89.8
○公共施設に関する事項	20	66.7	45	91.8
○都市の特徴・特性・課題	16	53.3	36	73.5
○景観形成の推進方策等	15	50.0	32	65.3
眺望景観の保全	10	33.3	9	18.4
○景観農業振興地域整備計画	5	16.7	7	14.3
配慮事項	2	6.7	6	12.2
行動計画・まちづくり	2	6.7	5	10.2
○自然公園法	1	3.3	1	2.0
夜間景観形成基準	1	3.3	1	2.0
広告物活用地区	1	3.3	0	0
文化的景観	0	0	1	2.0
案内・誘導サイン等の整備	1	3.3	0	0

表 6 人口規模による章立て

項目（○ガイドラインに載っているもの）	～50万（52団体）	割合	50～100（16）	割合	100～（11）	割合
景観計画の手引きの内容が全て含まれているもの	24	46.2	7	43.8	5	45.4
○景観計画区域（必須事項）	52	100	16	100	11	100
○届出等に基づく景観形成等（制限・景観形成基準）（必須事項）	51	98.1	16	100	11	100
○届出以外の景観形成に関する事項（景観重要建造物・樹木）（必須事項）	50	96.1	16	100	11	100
○屋外広告物に関する規則・誘導	45	86.5	15	93.8	11	100
○景観形成方針（基本方針・目標など）（望ましい事項）	52	100	15	93.8	10	90.9
景観重点地区等に関する計画	44	84.6	15	93.8	10	90.9
○公共施設に関する事項	42	80.8	14	87.5	9	81.8
○都市の特徴・特性・課題	33	63.5	11	68.8	8	72.7
○景観形成の推進方策等	32	61.5	9	56.3	6	54.5
眺望景観の保全	11	21.2	4	25.0	4	36.4
行動計画・まちづくり	5	9.6	1	6.3	1	9.1
夜間景観形成基準	1	1.9	0	0	1	9.1
広告物活用地区	0	0	0	0	1	9.1
○景観農業振興地域整備計画	7	13.5	5	31.3	0	0
○自然公園法	1	1.9	1	6.3	0	0
配慮事項	6	11.5	2	12.5	0	0
文化的景観	1	1.9	0	0	0	0
案内・誘導サイン等の整備	1	1.9	0	0	0	0

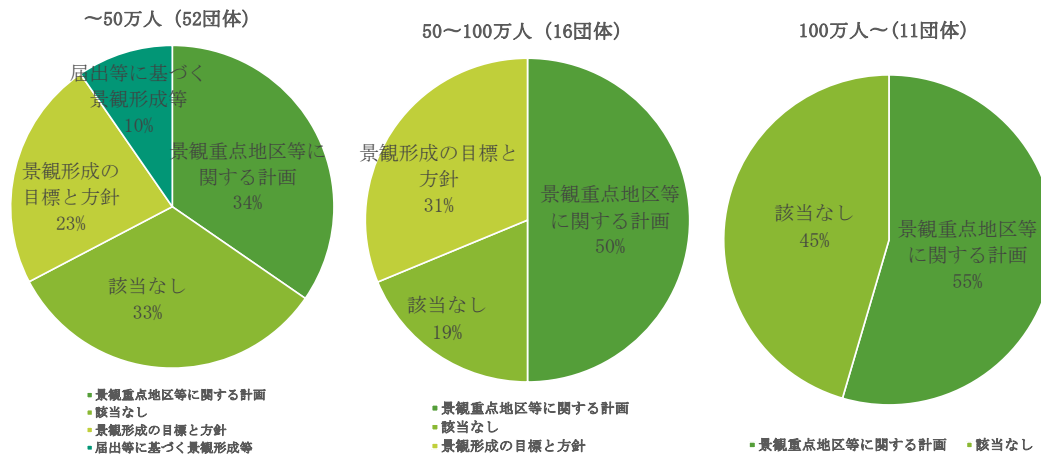


図 4 人口規模

5.3 人口規模

人口を基準に 3 つのグループ(1)50 万人未満、(2)50 万人以上 100 万人未満、(3)100 万人以上に分類したところ、表 6 より、人口 100 万人未満の団体でのみ配慮事項が採用されている（8 団体）。図 4 より、人口が 100 万人以上の地域は、6 団体(55%)が景観重点地区等に関する計画のページ数の割合が高い。人口が 50 万人未満の地域は、5 団体(10%)が届出等に基づく景観形成等のページ数の割合が高い（表 6,図 4）。

表 7 海に面しているか否かによる章立て

項目（○ガイドラインに載っているもの）	海○(46団体)	割合	海×(33団体)	割合
景観計画の手引きの内容が全て含まれているもの	19	41.3	17	51.5
○景観計画区域(必須事項)	46	100	33	100
○景観形成方針（基本方針・目標など）（望ましい事項）	44	95.7	33	100
○届出等に基づく景観形成等（制限・景観形成基準）（必須事項）	46	100	32	97.0
○届出以外の景観形成に関する事項（景観重要建造物・樹木）（必須事項）	45	97.8	32	97.0
○屋外広告物に関する規則・誘導	43	93.5	29	90.6
景観重点地区等に関する計画	40	87.0	29	90.6
○公共施設に関する事項	38	82.6	27	84.4
○都市の特徴・特性・課題	30	65.2	22	68.8
○景観形成の推進方策等	25	54.3	22	68.8
行動計画・まちづくり	1	2.2	6	18.8
眺望景観の保全	12	26.1	5	15.6
○景観農業振興地域整備計画	9	19.6	3	9.4
配慮事項	5	10.9	3	9.4
広告物活用地区	0	0	1	3.1
○自然公園法	2	4.3	0	0
夜間景観形成基準	2	4.3	0	0
文化的景観	1	2.2	0	0
案内・誘導サイン等の整備	1	2.2	0	0

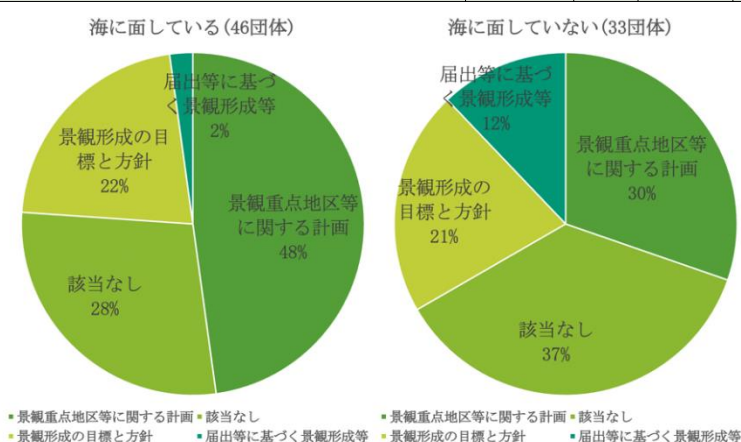


図 5 海に面しているか否か

5.4 海に面しているか否か

Google map を用いて海に面しているか否かをみたところ、海に面している団体では眺望景観の保全を反映している団体が多い（12 団体で 26.1%）。海に面している団体のうち 22 団体(48%)は、景観計画の景観重点地区等の項目に重点を置く一方で、海に面していない地域では該当なしが 12 団体（37%）である(図 5)。

6. 景観計画の特徴

6.1 対象都市と方法

政令市・中核市よりも規模が小さく地形的特徴を持つ都市の景観計画の傾向や特徴についてみるために、政令市・中核市を除く人口 10 万人以上の都市(278 団体)で地形的特徴として大きな意味を持つ海に面している団体（73 団体）のうち景観計画を策定している団体（61 団体）を対象として、政令市・中核市と同様に景観計画の手引きを元に章立て・ページ数調査を行う。表 8）。

6.2 章立ての特徴

景観計画の手引きの内容が全て含まれている団体（届出以外の景

観形成に関する事項は景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針が含む）は 33 団体（54.1%）であった。景観計画の手引きの項目のうち、必須事項や望ましい事項を 98%以上の 60 団体が景観計画に反映している。景観重点地区等に関する計画は 49 団体（80.3%）が景観計画に反映している（表 9）。

6.3 景観計画の特徴

政令市・中核市と同様に該当項目のページ数をカウントしたとこ

表 8 対象都市(中小都市)

地方	【都道府県】団体名	合計
北海道	【北海道】小樽市、北見市、釧路市	3
東北	【山形県】鶴岡市	1
関東	【千葉県】木更津市、浦安市、市原市、市川市【東京都】港区、品川区、江東区、江戸川区、大田区【神奈川県】鎌倉市、小田原市、茅ヶ崎市、平塚市、藤沢市	14
中部	【新潟県】上越市、長岡市【富山県】高岡市【石川県】小松市、白山市【静岡県】掛川市、焼津市、磐田市、沼津市、富士市【愛知県】半田市	11
近畿	【三重県】伊勢市、桑名市、松阪市、鈴鹿市、津市、四日市市【大阪府】岸和田市	7
中国	【鳥取県】米子市【島根県】出雲市【広島県】廿日市市、尾道市【山口県】防府市、岩国市、周南市、宇部市、山口市	9
四国	【徳島県】徳島市【香川県】丸亀市【愛媛県】西条市、新居浜市、今治市	5
九州	【福岡県】大牟田市【佐賀県】唐津市、佐賀市【熊本県】八代市【大分県】別府市【宮崎県】延岡市【鹿児島県】霧島市【沖縄県】宜野湾市、浦添市、うるま市、沖縄市	11
合計		61

表 9 景観計画の章立て(中小都市)注1)

項目（○ガイドラインに載っているもの）	団体数	割合
景観計画の手引きの内容が全て含まれているもの	33	54.1
○景観計画区域（必須事項）	61	100
○景観形成方針（基本方針・目標など）（望ましい事項）	61	100
○届出等に基づく景観形成等（制限・景観形成基準）（必須事項）	61	100
○届出以外の景観形成に関する事項（景観重要建造物・樹木）（必須事項）	60	98.4
景観重点地区等に関する計画	49	80.3
○屋外広告物に関する規則・誘導	48	78.7
○景観形成の推進方策等	47	77.0
○公共施設に関する事項	47	77.0
○都市の特徴・特性・課題	37	60.7
○景観農業振興地域整備計画	10	16.4
眺望景観の保全	5	8.2
○自然公園法	4	6.6
行動計画・まちづくり	2	3.3
配慮事項	1	1.6
文化的景観	1	1.6
案内・誘導サイン等の整備	1	1.6
夜間景観形成基準	0	0
広告物活用地区	0	0

表 10 中小都市のの景観計画の項目（単位：団体数）

項目	中小都市(61団体)	全ページに対する割合		
		25～35%	35～50%	50%～
景観形成の目標・方針	21 34.4%	13 61.9%	6 28.6%	2 9.5%
届出等に基づく景観形成等	7 11.5%	4 57.1%	3 42.9%	0
景観重点地区等に関する計画	14 23.0%	4 28.6%	7 50.0%	3 21.4%
ばらつきがある(該当なし)	19 31.1%	/	/	/
合計	61	21	16	5

ろ、21 団体(34.4%)が景観形成の目標・方針のページ数の割合が高く、14 団体(23.0%)は景観重点地区等のページ数の割合が高い。景観重点地区を設定している自治体もあるが都市全体の方針にページ数を割いている自治体は多い。景観計画全体に対するページ数の割合では、景観形成の目標と方針は 25-35%が 13 団体(61.9%)、景観重点地区等に関する計画は 35-50%が 7 団体(50.0%)である(表 10)。

7. おわりに

景観計画を策定している 140 団体を対象として、景観計画における章立てを分析し、以下を示した。

(1) 景観計画区域や景観形成方針などの国交章の手引きに示された必須事項・望ましい事項は 95%以上の団体が反映し、それ以外の項目では景観重点地区等の計画と屋外広告物に関する規則・誘導を 80%以上の団体が反映しており、他の項目と比べて景観計画への反映度が高い。

(2) 策定期間が後発の団体(2009 年よりも後の策定した団体で 49 団体)では 25 団体(51.0%)が景観計画の手引きの内容が全て含まれていて、ページ数調査から 18 団体(37%)が該当なしであり、ページ数の割き方にばらつきがみられる。人口規模 100 万人未満の団体では、届出等に基づく景観形成等の代わりに、届出を要さない配慮事項を記載している団体が 8 団体(11.7%)であり、人口 100 万人以上の団体ではみられない。地形的特徴がある地域では眺望景観の保全の項目を景観計画に反映している団体が多いと考えられる。

(3) 景観計画全ページに対する割合が最も高い項目に関して、政令市・中核市(79 団体)では景観重点地区等の計画で 32 団体(40.5%)、中小都市では景観形成の目標と方針で 21 団体(34.4%)である。

【参考文献】

- 1) 大澤昭彦, 中井検裕, 中西正彦: 景観法に基づく景観計画を活用した高さ制限の実態に関する研究, 日本都市計画学会都市計画論文集, No. 45~52, pp17~22, 2010
- 2) 小浦久子: 景観と土地利用の相互性にもとづく景観計画の開発管理型運用の可能性, 日本都市計画学会 都市計画論文集, Vol. 48, No3, pp. 585-590, 2013
- 3) 鶴田佳子, 海道清信: 景観法に基づく景観形成基準への適合性を高めるための届出手続過程の取り組み, 公益社団法人日本都市計画学会 都市計画論文集, Vol. 48, No3, pp. 1041-1046, 2013
- 4) 浅野聡, 坂井猛他, 景観計画の実践, 日本建築学会編, 森北出版株式会社, 2017
- 5) 王成康, 坂井猛, 進藤卓也: 景観行政団体による景観誘導の運用実態に関する研究, 日本建築学会技術報告, 第 26 巻, 62 号, pp. 331-334, 2020
- 6) 王成康, 坂井猛, 田中潤: 景観計画の策定過程における住民参加と計画内容に関する研究, 日本建築学会計画系論文集, 第 80 巻, 第 714 号, pp. 1885-1891, 2015
- 7) 国土交通省, 景観計画策定・改訂の手引き, 2022
- 8) 国土交通省, 景観法の施行状況, 2022
- 9) 全国の市区町村 人口・面積・人口密度 https://uub.jp/rnk/cktv_j.html

論文 景観計画の運用手法に関する研究

○学生会員 宇野薫子／九州大学

正 会 員 坂井 猛／九州大学

1. 研究の背景と目的

国土交通省によると 2022 年 3 月 31 日現在、景観法第 7 条に基づき景観行政を担う自治体、すなわち景観行政団体は 799 団体であり、このうち景観計画を策定したのは 646 団体(80.6%)である。これらの自治体は、先行的に人材や財源を確保して景観計画を策定し、地域の実情にあわせた誘導手法を講じている。政令市の 100%、中核市の約 95%がすでに景観計画を策定して運用しているが、それ以外の景観行政団体で景観計画を策定したのは約 80%であり、細かく決まりを設けて運用している都市もあれば、広く網羅的に運用している都市もある。各都市の歴史背景や人的リソースは多岐にわたるため、景観誘導に全国共通の手法をとることは難しく、地域独自の手法で求められる。個性あるまちづくりに向けた景観計画の策定と運用は、景観行政団体である自治体の自主性に委ねられるところが大きく、その誘導手法も様々である。どのように緻密で立派な計画も実行が伴わなければ意味をなさないことから、生活環境周辺の景観を発掘し、景観をまもり、つくり、そだてる、いわゆる景観まちづくりの運用、誘導手法がより重要性を帯びている。都市によって、運用面で注力しているポイント、計画の運用方針は様々であり、それぞれの土地の自然や歴史などに影響を受ける。

本研究は、景観施策を実行する上で、自然地形や歴史資源などをふまえ地域の個性に応じた運用手法を明らかにすることを目的とする。これから景観計画を策定・改訂しようという市町村に対し、人口規模に相応しい運用、こういった環境の都市がどのような運用形態を有するのが適切かを、すでに景観計画を有する自治体の運用実態の比較から示したい。

2. 既往の研究

景観計画に関する研究には、運用面に着目した研究¹⁾や 2006 年度までに策定された景観計画を分析した研究がある²⁾。また、景観計画の運用面の主な項目である「事前協議」「届出行為」「景観重要建造物・景観重要樹木」などに着目した研究³⁾⁶⁾はあるものの、政令指定都市や中核市における景観計画の運用実態について、アンケートとヒアリングに基づき明らかにした研究はみられない。

3. 研究の方法

景観行政団体となっている自治体へのアンケートとヒアリングを実施した。まず、Web 検索によって各自治体の景観計画の目次から運用に関する項目を抽出し、自治体ごとの景観計画の運用実態を把握した。次に、政令指定都市と中核市に対して Email によるアンケートを行った。さらに、政令指定都市に対するヒアリングを遠隔対面により実施し、運用手法に関する質疑応答を行った。

4. 景観計画の運用に関するアンケート

景観計画を策定している 17 政令指定都市及び 46 中核市、計 79 団体に対して届出行為、事前相談/協議、地域資源に関するアンケートを実施し、回答を得た 63 団体(79.7%)を対象とする(表 1, 2)。

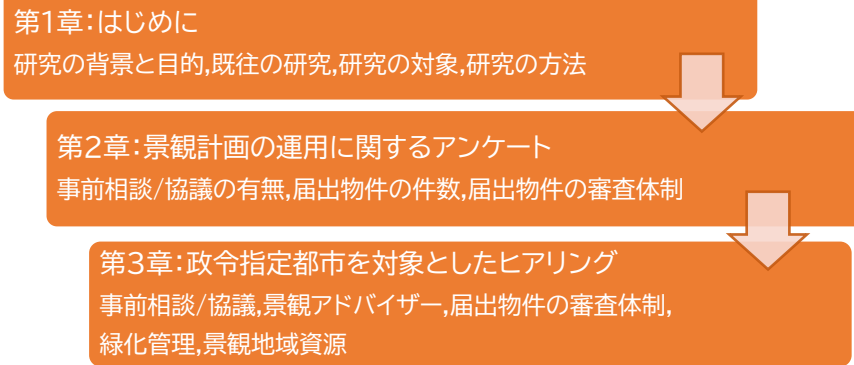


図1 研究のフロー

表1 対象自治体(赤字は政令指定都市)

地方	自治体名	
北海道	北海道(旭川市、札幌市、函館市)	3
東北	青森県(八戸市)、山形県(山形市)、岩手県(盛岡市)、宮城県(仙台市)、福島県(福島市)	5
関東	埼玉県(さいたま市、越谷市、川口市)、栃木県(宇都宮市)、群馬県(高崎市)、茨城県(水戸市)、神奈川県(横須賀市、川崎市、相模原市)、千葉県(千葉市、船橋市、柏市)、東京都(川崎市、八王子市)	14
中部	愛知県(一宮市、豊橋市、豊田市、名古屋市)、山梨県(山梨市)、静岡県(静岡市、浜松市)、石川県(金沢市)、長野県(松本市、長野市)、富山県(富山市)、新潟県(新潟市)、福井県(福井市)	13
近畿	京都府(京都市)、滋賀県(大津市)、大阪府(堺市、大阪市、寝屋川市、豊中市)、奈良県(奈良市)、兵庫県(神戸市、西宮市、尼崎市、姫路市)、和歌山県(和歌山市)	12
中国	岡山県(岡山市)、広島県(呉市、広島市、倉敷市、福山市)、山口県(下関市)、鳥取県(鳥取市)、島根県(松江市)	8
四国	愛媛県(松山市)、香川県(高松市)、高知県(高知市)	3
九州	宮崎県(宮崎市)、鹿児島県(鹿児島市)、大分県(大分市)、長崎県(長崎市)、福岡県(久留米市、福岡市)	6
合計		63

表2 景観計画の運用に関するアンケート項目

届出行為	届出物件の審査体制、届出件数 届出行為を要さない物件の問題点と対策
事前相談/協議	実施の有無、実施件数、課題点
地域資源	景観重要建造物・樹木の指定件数、保全制度

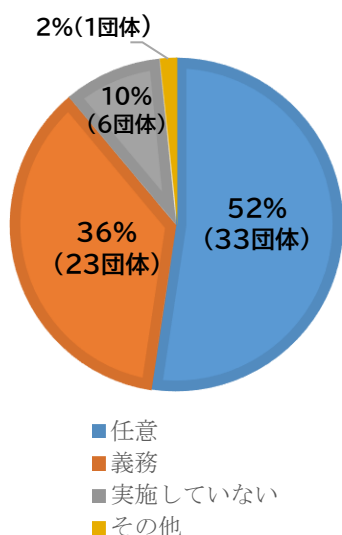


図2 事前相談・協議の実施

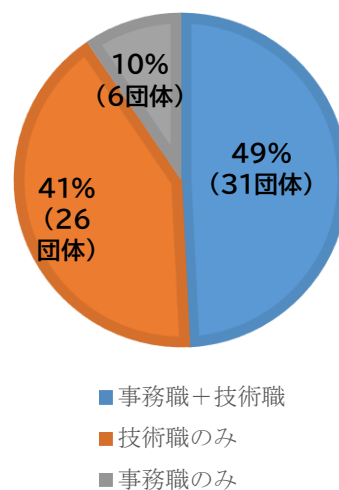


図3 届出物件の審査体制

4-1. 事前相談・事前協議の有無、届出物件の審査体制

事前相談・事前協議の有無について、義務としている自治体(33団体)、任意としている自治体(23団体)、実施していない自治体(6団体)、その他と回答した自治体(1団体)の4つに分類された(図2)。その他について、「尼崎市都市美形成条例に基づき、都市美形成上重要な地域に該当する計画は尼崎市都市美アドバイザーチームと協議を実施している」(尼崎市)という回答が得られた。

また、届出物件の運用にかかる担当者(技術職と事務職)について、「技術職のみ」「事務職のみ」「事務職と技術職」に分類したところ、31団体(49%)は事務職と技術職が一緒に担当している(図3)。

4-2. 政令指定都市における届出物件の件数

2016年度から2021年度の6年間における各自治体の届出件数を集計したところ、京都が約12,000件であり、他の自治体に比べて圧倒的に届出件数が多い(表3)。これは、京都の計画区域のほとんどが歴史重点地区に含まれており、その分届出にかかる物件が多くなると考えられる(表3)。

表3 政令指定都市における届出物件の件数

	2016	2017	2018	2019	2020	2021	合計
京都市	1,755	1,888	1,895	1,950	2,217	2,266	11,971
名古屋市	328	322	731	667	662	609	3,319
広島市	471	406	429	466	492	534	2,798
福岡市	316	335	354	360	368	339	2,072
浜松市	214	231	243	258	258	247	1,451
岡山市	172	229	194	179	153	141	1,068
静岡市	181	252	198	128	134	147	1,040
大阪市	186	180	179	140	184	161	1,030
川崎市	176	171	167	157	118	137	926
札幌市	113	121	136	131	120	113	734
新潟市	116	111	116	145	136	107	731
さいたま市	109	87	104	118	128	99	645
千葉市	105	68	73	90	68	71	475
堺市	73	64	77	73	98	70	455
仙台市	68	54	81	87	87	64	441
相模原市	73	62	79	75	82	50	421
神戸市	71	47	85	88	89	なし	380

表4 ヒアリング質問項目

項目	質問内容
事前相談・協議	(実施を任意としている行政へ)事前協議を任意としている理由
景観アドバイザー	景観アドバイザーを導入しているか、している場合は計画のどの段階で導入しているのか
	アドバイザーの派遣やアドバイザー会議の開催基準
届出行為	(届出物件の審査体制が技術職のみでない行政への質問)事務職も採用している理由
地域景観資源	法に基づく景観重要建造物と条例に基づく地域景観資源など区別化しているか。保護制度や助成金制度、管理制限の視点から、違いはあるのか。
緑化	緑化部署と景観部署とどのような場面で関わりや連携があるのか
観光	観光部署との連携、関わり

表5 事前相談・協議の実施を任意とする理由

札幌市	協議に時間がかかるため
仙台市	人員不足、あくまで届出制度という緩い枠で設定しているため
名古屋市	事務的な手続きが増えるため
静岡市	法を超えることはできないため
京都市	そもそも義務化する必要性を感じていない。申請があったら対応する。
金沢市	届出が多いため、すべてに協議できない。窓口での対応を重視している
広島市	法的な強制力を持たない。任意とはいえほとんどの建物で協議を実施できている
堺市	景観法に義務付けられていないため、条例が法を超えられない
千葉市	景観法の範囲内で任意としているため
福岡市	人員が不足しているため

5. 政令指定都市を対象としたヒアリング

アンケートに対する回答をした 17 政令指定都市のうち、14 自治体(札幌市、仙台市、千葉市、八王子市、相模原市、静岡市、名古屋市、新潟市、金沢市、京都市、堺市、神戸市、広島市、福岡市)を対象として、zoom を用いた遠隔によるヒアリングを実施した(表4)。

5-1. 事前相談・協議について

まず、事前相談・事前協議を任意で行っている自治体(札幌市、仙台市、名古屋市、静岡市、京都市、金沢市、広島市、堺市、千葉市、福岡市)に対し、協議を義務化せず任意で行っている理由につ

いて聞いたところ、法による義務はなく、人員の限界を理由としている自治体もあること、本協議で協議できていることが挙げられた(表 5)。

5-2. 景観アドバイザーについて

行政、事業者等が協働して地域の良い景観形成を促進するため、都市デザイン、都市景観、建築意匠、緑化計画、広告デザイン等の専門家を景観アドバイザーに任命し、事業への助言・指導を行っている。景観アドバイザーを事業者や個人への派遣もしくは相談窓口を設けている自治体と、景観アドバイザーの専門部会として会議を設けている自治体に分けられる(表 6)。

5-3. 届出物件の審査体制について

届出物件の審査や運用にかかる担当の職種について、仙台市、静岡市、京都市、金沢市、堺市、新潟市、千葉市、福岡市は技術職のみで担当している。一方、事務職も採用している自治体(札幌市、名古屋市、神戸市、八王子市、広島市、相模原市)に対し、事務職を採用している理由について聞いたところ、効率の良い運用のために届出対応やイベント等では無理なく事務をこなして、仕事を分担している(表 7)。

表 6 景観アドバイザーの導入

景観アドバイザー(事業者や個人への派遣制度、相談)	
札幌市	案件ごとに対応した有識者の派遣
名古屋市	1 週間に 1 回、事前相談や景観計画をより良くするために行政へアドバイスをもらう制度。事業者からの依頼で開催。
新潟市	月 1 回の開催で、相談が来たら対応するアドバイザー制度。主に行政からアドバイザーへの相談。市民が相談も可能。
堺市	市とアドバイザーだけの会議は、事業者からしたら信憑性がなかったり会議内容が気になったりすると参加することも。また、大規模建築になると事業者からアドバイザーへの参加(説明)をお願いしている。
千葉市	必要に応じて市からアドバイザーへ相談して、事業者へ返答。会議はない。
京都市	派遣事務として、まちづくり団体への派遣制度。
静岡市	申し込みに応じて派遣。
八王子市	まちづくりアドバイザーとして支援、派遣。
景観アドバイザー議会(専門部会としての催し)	
札幌市	景観ブレアドバイス部会。札幌景観審議会の子部会として設置。
神戸市	景観アドバイザー専門部会(デザイン協議)
金沢市	景観審議会の中で専門部会として行う
広島市	市が建てるものを対象とする。民間の建物にアドバイスをするものではない
京都市	事前協議の中で、歴史的景観アドバイザーを交えて景観デザインレビューを行う。
八王子市	八王子市景観審議会の中で景観アドバイザーを設置。
福岡市	景観アドバイザー会議を随時開催。
導入していない	
仙台市	地域のまちづくり団体にアドバイザー(景観の専門家)を派遣。建物単体に使う制度ではない。
相模原市	景観アドバイザー制度はない

表 7 届出物件の審査体制

事務職も採用	
札幌市	技術職でなくても従事できる業務がある
名古屋市	景観形成基準は基準を理解すれば事務職でも扱える
神戸市	直接届出は受け取らないが、電話対応等事務作業をお願いしている。月 1 で勉強会を開いて指導を行う
八王子市	運用に関しては建築の知識がなくても業務が行える。事務職もいた方が円滑に行えるだけでなく、啓発イベントなどの業務もある。
広島市	仕事を分けている
相模原市	届出の審査は事務職でもできる。景観の部署が景観届出の審査以外にも技術職とともに行う。屋外広告物も景観部署が担当する。
技術職のみ：仙台市、静岡市、京都市、金沢市、堺市、新潟市、千葉市、福岡市	

5-4. 地域景観資源について

法に基づく景観重要建造物と各市の条例に基づく地域景観資源の有無について回答が得られた自治体(札幌市、相模原市、静岡市、広島市、堺市、新潟市、神戸市)を対象に、その差別化や保護制度や助成金制度、管理制限の視点についてからの違いをヒアリングしたところ、景観資源の指定や、助成金により保護する動きは現状ではみられない(表 8)。

5-5. 緑化管理について

緑化の管理専門の部署との連携体制、緑化の運用方針をヒアリングし、分類化したところ、ほとんど連携の見られない都市がみられる一方で、緑化基準作り、緑化の指導、誘導まで連携を取っている都市(新潟市、相模原市など)もみられる(表 9)。

表 8 地域景観資源の管理

札幌市	景観重要建造物(法)は許可制：原状回復命令を出せる 札幌景観資産(条例)は届出を行うのみ：必要な措置に助言や指導 ⇒指定内容の差(所有者への制約が異なる)
神戸市	神戸市都市景観条例に基づく形が多い。神戸市指定景観資源から景観重要建造物にしようという動きはない。
静岡市	助成金制度は市でもっていない。法は罰則、条例は勧告
広島市	地域景観資源の管理は努力義務で、保護制度や助成金もない
堺市	景観重要建造物・樹木、地域景観資源の選定はない。文化財で保護することが主であり、景観部門として資源保護するものではない。
新潟市	資源はあるのに(はずなのに)把握できていない。今後、選定しようとする動きもない。
相模原市	管理制度の違い。景観重要建造物に変更の命令・勧告が可能で、地域景観資源は前述のような管理はない。

表 9 緑化管理について

連携が見られない	
札幌市	建設局の緑の推進課が、景観形成基準にのっとり整備。
仙台市	100 年の杜推進課で緑化計画
千葉市	公園緑地部が緑化協議を実施。審査は景観とは独立して動いている。連携はできていない。緑化部署の基準と景観の基準が合わずに、事業者にとって二度手間になるパターンもある。
神戸市	景観計画の基準(公共施設の緑化等)で推進。 他部署との連携は取れていない。
静岡市	みどり条例を設置し、緑化部局が管理。
福岡市	業者にお願いする形にしかない
京都市	景観地区・風致地区の規制、景観重要樹木の管理をお願いしている
広島市	緑化推進部が緑化を管理。
連携が見られる	
新潟市	景観計画の見直しの際の緑化基準がこれでよいかどうかの相談。最近では、都心の景観ガイドラインの緑化基準の助言を行う
相模原市	景観の緑化基準と開発調整課の開発基準条例の緑化基準で、直接連携していることはないが、互いに基準を満たすように運用。
名古屋市	緑化率に関しては別の部署が管理。景観面から緑化の指導や誘導を行う。
八王子市	事業者さんから出てきた案件は届出の中で協議を行う。市役所内(八王子市内)で、なにか公園や道路の整備を行うなどの案件は、八王子市公共景観形成マニュアルに基づいて緑化管理。重点区域の中や一定規模以上のものは、緑化協議が発生。
堺市	風致地区などでは、緑地部が面積などの定量的な緑地をしてもらう。それに対して景観部では定量的ではなく緑地の位置を見ているから、緑地化する位置のお願い、相談。受け入れられないこともある。
金沢市	市の緑化全体「緑と花の課」で基本計画を設けて保護。その計画の中で景観政策が担う分野(斜面緑地など)に関して条例で管理し、景観形成を図る。

表 10 観光との連携

観光部署との連携が見られる	
名古屋市	観光客数などのデータの把握はしていないが、観光部局から相談を受けた際に基準の提示や指導を行う
神戸市	夜間景観の強化(ライトアップなど)。専門家等から神戸の取り組み(夜間景観)は先進的であると評価されている。
八王子市	八王子市のまちなみ景観の部署と東京都の連携で駅前の施設に誘客する(おもてなしする)フラッグ事業などしている。
堺市	直接的な連携ではないが、総合計画の変化に連動して計画も改訂する動きがある。今後、堺市として推していきたい場所を設けるなど、観光との連携を取っていく。
現在、連携は見られていない	札幌市、相模原市、京都市、千葉市、広島市、静岡市、福岡市
歴史的観点から自主的な取り組みを行っている	
仙台市	観光地である仙台北からの眺望を守る取り組み
金沢市	観光部署から統計をもらってそのデータで景観計画を動かそうという動きはないが、景観計画から観光へ発展させる動き(1. 冬の風物詩 2. 眺望景観)
新潟市	新潟市内だと、歴史的な街並みがあるエリアを誘客地区にしようという市役所全体としての方向性の中で、景観部門として町並み整備を行う。

5－6. 観光産業との関わり

現状の観光部署との連携について聞いたところ、(1)ライトアップ(神戸市)や総合計画に連動した景観計画改訂などについて観光部署と連携がみられる自治体、(2) 連携がみられない自治体、(3) 歴史的観点から景観の自主的な取り組みを行っている自治体の 3 グループがみられる(表 10)。

6. おわりに

政令指定都市と中核市の対象都市にアンケートとヒアリングを実施し、景観計画の運用に関して以下の傾向がみられることを示した。

- (1) 事前相談・協議の実施について、「任意」と回答した自治体でも「義務化したいがあくまで条例の枠組みでしかない」という自治体と「義務化する必要性がない」という自治体に分かれる。
- (2) 事業者や個人へ景観アドバイザーを派遣したり、相談窓口を設けたりしている場合、派遣や相談が実施される回数は少ない。一方、景観アドバイザー会議で誘導する自治体は、会議の効果がみられている。案件によっては景観アドバイザー会議の結果が必ずしも反映されないケースもみられる。
- (3) 地域景観資源について、法に基づく景観重要建造物と条例に基づく地域景観資源の両方を持つ自治体では、管理制限に大きな差はみられない。
- (4) 緑化担当部署との連携がほとんどみられない都市がある一方で、緑化基準づくり、緑化の指導、誘導まで連携をとる都市もみられる。景観施策を有効に行っていくためには、他部署との連携が鍵となる。

【参考文献】

- 1) 小浦久子:景観と土地利用の相互性にもとづく景観計画の開発管理型運用の可能性, 日本都市計画学会 都市計画論文集, Vol.48, No3, pp.585-590, 2013
- 2) 宇津可奈子, 小浦久子, 景観計画の類型化と運用に関する研究－平成 18 年度末までに策定された景観計画の分析より－, 日本建築学会東北支部研究報告会, 2008

- 3) 田中友章, 景観施策の実践課程における協議・調整プロセスに関する研究, 日本建築学会技術報告集, Vol. 17, No. 37, 1013-1018, 2011
- 4) 江崎卓, 鷗心治, 小林剛士, 景観計画の届出運用の課題と計画変更に関する研究, 日本建築学会中国支部研究報告集, vol40, 2017
- 5) 齋藤晋佑, 今村洋一, 岡崎篤行, 景観法に基づく景観重要建造物の全国的運用実態と課題, 日本建築学会大会学術講演梗概集 (北陸), 2010
- 6) 嶋津将徳, 浅野聡, 景観重要樹木制度の運用状況における特徴と課題に関する研究—景観重要樹木制度の今後の活用に向けて—, 日本建築学会大会学術講演梗概集(関東), 2011
- 7) 鶴田佳子, 海道清信: 景観法に基づく景観形成基準への適合性を高めるための届出手続過程の取り組み—景観法の運用実態に関する研究—, 公益社団法人日本都市計画学会 都市計画論文集, Vol. 48, No3, pp. 1041-1046, 2013
- 8) 浅野聡, 坂井猛他, 景観計画の実践, 日本建築学会編, 森北出版株式会社, 2017
- 9) 王成康, 坂井猛, 進藤卓也: 景観行政団体による景観誘導の運用実態に関する研究, 日本建築学会技術報告, Vol. 26, No. 62, pp. 331-334, 2020
- 10) 国土交通省, 景観法の施行状況, 2022, <https://www.mlit.go.jp/common/001489144.pdf>
- 11) 樋口忠彦, 景観の構造, 技法堂出版株式会社, 1975

論文 景観計画の構成内容と運用手法—自治体と民間企業の ヒアリングに基づく景観施策の改善

○学生会員 萩原 望／九州大学

正 会 員 坂井 猛／九州大学

学生会員 杜 文茹／九州大学

1. 序論

1.1 研究の背景

景観法が 2004 年に制定されて以来、景観計画を策定した団体数は年々増加し、799 の自治体が景観行政団体となり、そのうち 646 の自治体が景観計画を策定している（2022 年 3 月、表 1、図 1）。全国で景観に協力的な姿勢を見せる企業が増えてきているが、景観計画をはじめとする景観施策が収益の低下や事業の進行の妨げと感じる企業は依然として多い。そのため、景観に配慮した事業が今後も増えていくためには、民間企業の景観への意識向上に向けた改善策を考える必要がある。

1.2 研究の目的

本研究は、民間企業にとって取り組みやすい景観計画と景観形成手法を明らかにすることを目的とする。

1.3 既往の研究

本研究に関連が深い研究としては、民間企業による景観形成に関する研究として屋外広告物に着目した研究等 1)~6) がある。しかしながら、民間企業の視点から景観計画に着目し、建築物そのものに対する景観規制に着目している研究は見られない。

表 1 景観計画策定団体数（2022 年 3 月 31 日時点）

地方公共団体	団体数	景観行政 団体数	割合 (景観行政団体数/ 地方公共団体数)	景観計画 策定団体数	割合 (景観計画策定団体数/ 地方公共団体数)
都道府県	47	40	85.1%	22	46.8%
政令市	20	20	100.0%	20	100.0%
中核市	62	62	100.0%	59	95.2%
その他の市町村	1659	677	40.8%	545	32.9%
地方公共団体合計	1788	799	44.7%	646	36.1%

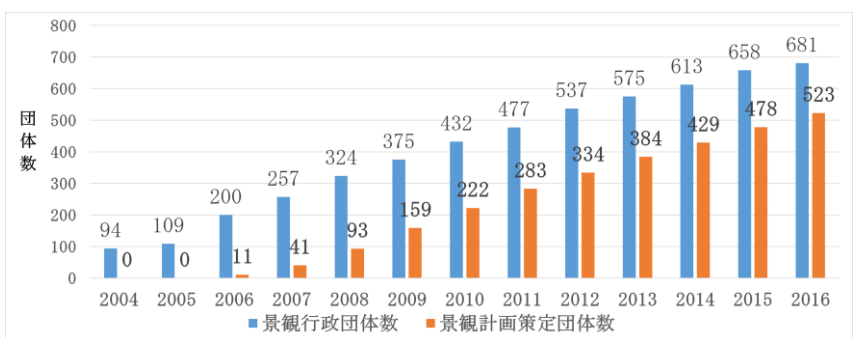


図 1 景観計画策定団体数の推移 (2004～2016)

1.4 研究の方法

まず、対象団体の景観担当課へアンケート、ヒアリングを実施し、民間企業の景観形成への取り組みの実態について明らかにする。次に、民間企業へのヒアリングを実施し、民間企業の視点から景観施策の実態を明らかにする。さらに、これまでの調査で課題として挙げられた自治体の景観施策の実態について明らかにする。最後に、調査結果を基にした景観施策の改善策に関する考察を行う（図2）。

1.5 研究対象の選定

研究対象となる自治体は、令和4年3月31日までに景観計画を策定している646団体のうち、景観形成への取り組みを積極的に行っており、かつ開発行為の数が多い政令指定都市、中核市の79団体を対象とする。

1.6 アンケートの概要

研究対象となる79団体の景観担当課へ民間企業の景観形成への取り組みについて自由回答方式のアンケート調査を2022年8月に実施し、63団体からの回答が得られた（回収率80%）（表2）。

2. 民間企業の景観への取り組みについて

2.1 自治体へのアンケート調査

まず、民間企業との関係性を尋ねたところ、41団体（65%）が認識のずれが生じていると回答している（図3）。また、13団体（21%）が緑化に関する理解に認識のずれが生じると回答し最も多い（図4）。

また、事前協議・相談において民間企業と自治体との間に生じている課題について尋ねたところ、21団体（33%）が課題は生じていないと回答する、一方で、18団体（29%）が指摘に応じてもらえないと回答しており、その理由に、事前協議、相談の実施時期が遅いことを挙げている（表3）。

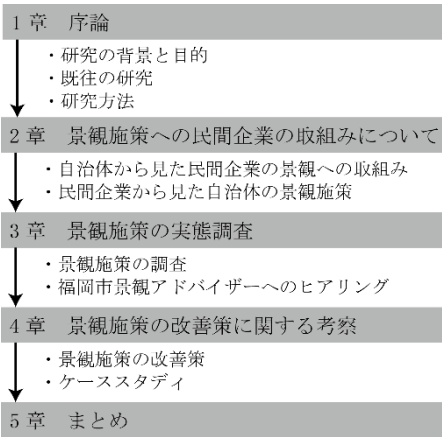


図2 研究のフロー

表2 アンケート回答団体

地方	【都道府県】団体名	合計
北海道	【北海道】札幌市、旭川市、函館市	3
東北	【青森県】八戸市【岩手県】盛岡市【宮城県】仙台市【山形県】山形市【福島県】福島市	5
関東	【茨城県】水戸市【栃木県】宇都宮市【群馬県】高崎市【埼玉県】さいたま市、川越市、川口市、越谷市【千葉県】千葉市、船橋市、柏市【東京都】八王子市【神奈川県】川崎市、相模原市、横浜市中区	14
中部	【新潟県】新潟市【富山県】富山市【石川県】金沢市【福井県】福井市【長野県】長野市、松本市【静岡県】静岡市、浜松市【愛知県】名古屋市中区、豊橋市、豊田市、一宮市	12
関西	【滋賀県】大津市【京都府】京都市【大阪府】大阪市、堺市、豊中市、寝屋川市【兵庫県】神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市【奈良県】奈良市【和歌山県】和歌山市	12
中国	【鳥取県】鳥取市【島根県】松江市【岡山県】岡山市、倉敷市【広島県】広島市、呉市、福山市【山口県】下関市	8
四国	【香川県】高松市【愛媛県】松山市【高知県】高知市	3
九州	【福岡県】福岡市、久留米市【長崎県】長崎市【大分県】大分市【宮崎県】宮崎市【鹿児島県】鹿児島市	6
合計		63

2.2 自治体へのヒアリング調査

自治体 15 団体にヒアリングを行い、景観に協力的でない企業に特徴（企業規模、事業形態など）があるかどうか尋ねたところ、14 団体（93%）がないと回答した。あると回答した 1 団体は、チェーン店とマンション開発企業に多いと回答している。また、企業に特徴はないが、多くの企業が関わる事業、予算規模が小さい事業では、

表 3 事前協議、相談において生じている課題

企業側の理由で指摘に応じてもらえない	9 (14%)	コストが理由	3
		施主の意向が理由	4
		事業性が理由	2
協議・相談の実施時期が理由で指摘に応じてもらえない	18 (29%)	実施時期が遅くて対応できない	16
		実施時期が早すぎて計画が定まっていない	2
協議・相談の強制力のなさ	7 (11%)	指摘に強制力がない	5
		任意開催のため協議・相談が行われずに着工に入る	2
協議・相談の認知不足	3 (5%)		
定性的な基準による障害	2 (3%)		
その他	3 (5%)		
課題なし	21 (33%)		

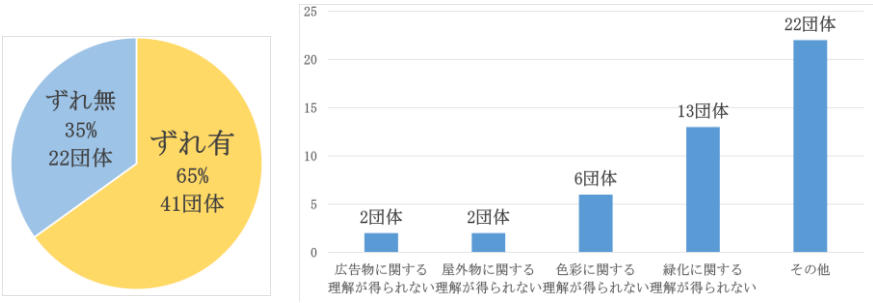


図 3 ずれの有無

図 4 ずれにより生じる課題

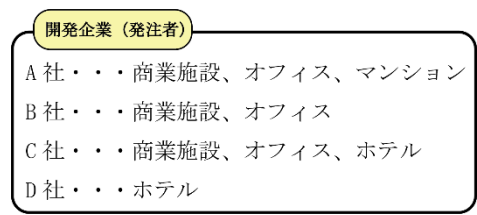


図 5 開発企業の実績



図 6 設計企業の種別

景観への協力度が低い傾向にあると回答している。

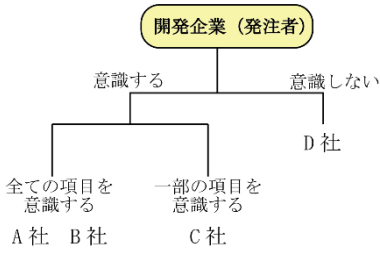


図 7 開発企業の意識度合い

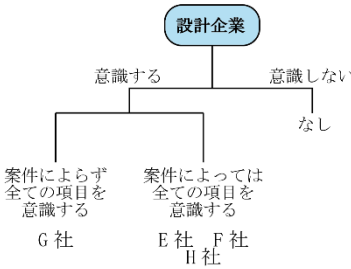


図 8 設計企業の意識度合い

2.3 民間企業へのヒアリング

開発事業者（発注者）4社、設計企業4社に対して、企業での景観計画に対する意識、自治体の景観施策に対する考えに関するヒアリングを行った（図5、6）。まず、景観計画をどの程度意識するかどうか尋ねたところ、開発企業は意識する企業と意識せず、設計企業にすべてを任せる企業に別れ、意識すると回答したC社も全ての項目は意識していないと回答している。一方、設計企業は4社とも意識すると回答し、全ての項目を意識するかどうかについては、E、F、H社が協議の対象になる案件かどうかで変わると回答している（図7、8）。次に、自治体との協議にこける指摘事項に応じられないのはコストにあるとA、C、E、H社の4社が回答しA、C、E、F、H社の5社は、スケジュールと回答している。G社は企業に景観を意識するメリットがないため基本的に応じられないと回答し、また、B社は容積率緩和取得というメリットがあるため、指摘に応じると回答しており、意識程度はさまざまである（表4）。E、F、G社からは主観的な指摘には納得感が得られないと回答している。また、8社のうち6社が自治体との景観に関する協議を妨げと感じたことがあると回答し、A、C、F、G社は、有識者会議における指摘の対応が

表4 指摘に応じてもらえない理由

開発企業		設計企業	
企業名	理由	企業名	理由
A社	コスト、スケジュール	E社	コスト、スケジュール
B社	容積率緩和に関わる物件が多いため基本指摘に応じる	F社	スケジュール
C社	コスト、スケジュール	G社	企業にメリットがない
D社	事業性	H社	コスト、スケジュール、事業性

表5 協議を妨げと感じる場面

開発企業		設計企業	
企業名	妨げと感じる場面	企業名	妨げと感じる場面
A社	アドバイザー会議での指摘に対応するため、協議の回数が増えることでスケジュールの圧迫を受ける。	E社	特にない
B社	協議のための行政内調整に時間がかかり、当初のスケジュールよりもずれが生じることがある。	F社	アドバイザー会議での指摘の対応に時間が取られる。
C社	アドバイザー会議での対応に苦勞する場面が多い。	G社	アドバイザー会議での指摘に回答に承諾が得られず、協議の回数が増えることでスケジュールの圧迫を受ける。
D社	特にない。	H社	協議のための準備に追われ、時間が圧迫される。協議の回数が増えることでスケジュールが圧迫される。

妨げと感じている（表 5）。さらに、景観に関する協議の影響でスケジュールにずれが生じることはあるものの、着工日がずれることはない、と全ての企業が回答している。最後に自治体への要望を聞いたところ、自治体の景観施策を企業が納得出来るよう、より明確化してほしいと多くの企業が回答した。A 社は、自治体によって景観計画に差がないため自治体の景観に対する意欲を感じられず、自分達が景観に取り組む意義も感じにくいと回答している。自治体の景観協議に対する意見では、E 社が現状の届出の期日や協議の開催時期では、どこの企業も指摘に応じることが難しい。G、H 社は、協議の開催時期を早くすることで企業は指摘に応じやすくなるのではないかと回答している。

3. 景観施策の実態

3.1 届出の期日

自治体へのアンケート結果から、届出の期日が守られないという課題が挙げたことから、政令指定都市、中核市を対象として届出の期日について、各自治体のホームページ、景観計画、届出の手引きを検索したところ、76 団体（97%）が行為着手の 30 日前としていること、行為着手の 50 日前としている 1 団体、大規模建築とそれ以外とで期日を分けている 1 団体、地区により様々な期日を設けている 1 団体が判明した。行為着手の 30 日前に設けている団体のうち、確認申請前に届出を行うように記載があったのは 36 団体であった（表 6）。届出の期日が守られないという課題が挙げた団体では届出の期日を景観法の規定と同じ行為着手の 30 日前にしており、期日が守られない理由として景観法の周知不足が考えられる。

3.2 事前協議、相談の期日について

自治体へのアンケートにおいて、事前協議、相談の開催時期が問題で指摘に応じてもらえないという課題が挙げたことから、政令指定都市と中核市の事前協議、相談の期日について、各自治体のホームページ、景観計画を検索したところ、53 団体（68%）には具体的な記載がなく、出来るだけ早い時期に申請するようにと周知しており、具体的な期日を設けているのは 25 団体（32%）であり、その中で最も早い期日は届出の 60 日前である。さらに、大規模建築、または重点地区の建築物に対して別期日を設けているのは 7 団体であり、その中で最も早い期日は届出の 120 日前である（表 7）。このことから、事前協議の明確な期日が設けられておらず企業が設計終盤に協議を持ち掛けることが、多くの自治体で企業が指摘に応じてもらえない理由になっていると考えられる。

3.3 景観特性の提示方法について

民間企業のヒアリングにおいて、自治体によって景観計画に差を感じないという意見が挙げたことから、政令指定都市、中核市が、計画区域の景観特性をどのように示しているかについて、各自治体の景観計画、デザインガイドラインを検索したところ、34 団体（43%）が文章と写真と図表を用いて景観特性を示し、25 団体（32%）が文章と写真を用いて、8 団体（10%）が文章のみを用いて示している。さらに、12 団体（15%）は景観特性を示していない（図 9）。このことから、多くの自治体では景観特性を十分に、かつ明確に示しているとはいえず、企業が景観への配慮に苦慮していると考えられる。

3.4 景観デザインガイドラインの作成状況について

民間企業へのヒアリングにおいて、目指している景観目標を明確にしてほしい、指導の内容を出来る限り明確化して欲しいという意見が挙がっていたことから、政令指定都市、中核市がデザインガイドラインを作成しているかどうかについて、各自治体のホームページを検索したところ、25 団体が景観計画全域に対するデザインガイドラインを作成していることが明らかになった。また重点地区などの一部区域のみのデザインガイドラインを作成しているのは 28 団体、デザインガイドラインを作成していないのは 17 団体である（図 10）。さらに、特定の項目に関するデザインガイドラインを作

表 6 届出の期日

届出の期日			
行為着手の 30 日前	76 (97%)	確認申請前の記載なし	40
		確認申請前の記載あり	36
行為着手の 50 日前	1 (1%)		
大規模は 45 日前、通常は 30 日前	1 (1%)		
地区により様々	1 (1%)		

表 7 事前協議の期日

事前協議、相談の期日				
景観事前協議・ 相談の期日	届出の約３０日前	12 (15%)	届出の３０日前（約３０日間要する）	7
			行為着手の60日前	4
			行為着手または建築確認申請の６０日前	1
	届出の４５日前	2 (3%)	届出の４５日前（約6週間要する）	2
	届出の６０日前	4 (5%)	届出の６０日前（約60日間要する）	4
	大規模または 重点地区は別期日	7 (9%)	大規模行為は行為着手の９０日前	3
			特定大規模は届出の９０日前	2
			大規模と重点地区は届出の３０日前	1
			届出の１２０日前	1
	具体的な記載なし	53 (68%)	できるだけ早い時期	5
			計画変更が可能な時点、構想段階	7
			記載なし（届出前）	41

成しているのは 28 団体であり、そのうち 10 団体が色彩に関するデザインガイドラインを作成している（表 8）。このことから、区域全体に対してデザインガイドラインを作成している団体は少なく、純分に目標像を示せていないと考えられる。

3.5 福岡市景観アドバイザーへのヒアリング

民間企業へのヒアリングにて、事業の妨げになると感じる協議として景観アドバイザー会議（有識者会議）が挙げられたことから、福岡市都市景観アドバイザー制度にてアドバイザー委員を務めている 3 名にヒアリングを行った（図 11）。

企業が指摘していた有識者の主観的な指摘という点に関して、A 氏は「主観的なアドバイスを行うからこそ会議を開く意義がある」と回答し、B 氏は「客観的な指摘を心がけてはいるが、短い会議の

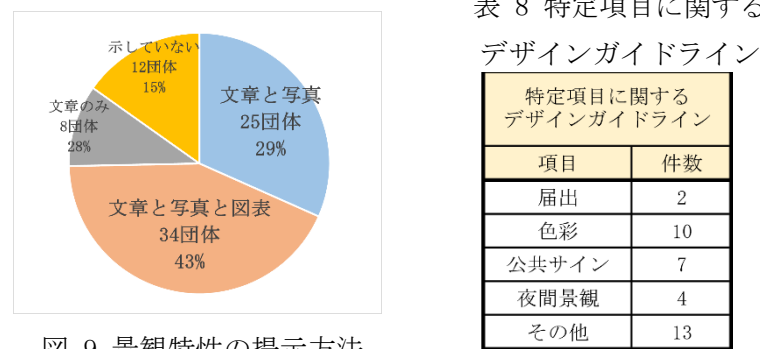


図 9 景観特性の提示方法

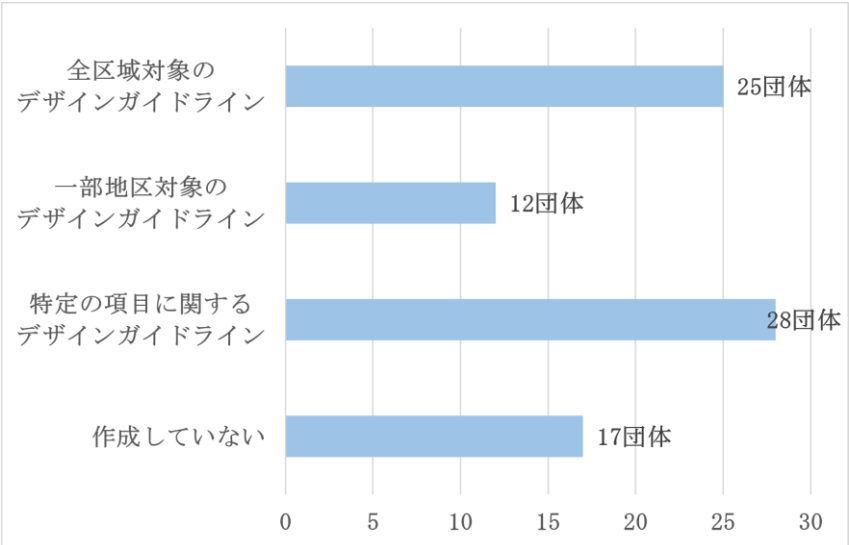


図 10 デザインガイドラインの作成状況

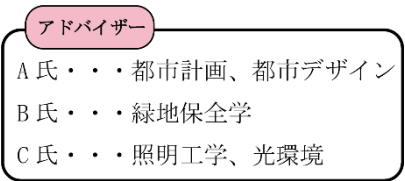


図 11 アドバイザーの専門分野

中では客観的なアドバイスになってしまう」と回答している。さらに、C氏は「教科書や論文を基にした指摘を行うため、主観的なことはならない」と回答している。3者とも共通して、「アドバイザー会議はあくまでアドバイスする場であるため、企業が応じてくれないことも理解した上でアドバイスをを行っている」と回答している。次に、現状の会議の開催時期に関して尋ねたところ、都市計画が専門のA氏は、「計画初期段階で会議を開催して欲しい」と回答し、緑化が専門のB氏は、「竣工後に緑化が行われるのが基本なので現状の開催時期で問題ない」と回答し、照明が専門のC氏は、「初期段階から指摘をする方がよいが、照明の話が出てこないことには指摘を行えない」と回答している（表9）。このことから、企業が景観アドバイザー会議を妨げと感じる理由として、企業と有識者との会議の捉え方に乖離があることが挙げられる。

4. 景観施策の改善に関する考察

4.1 調査を基にした景観施策の改善策

これまでの調査を基に考察を加え、民間企業がより景観形成に取り組みやすくするための3点を示す。

(1) 景観の理念・意義の企業への周知

企業が自治体からの全ての指摘、要望に応えることは難しいが、企業担当者が景観の理念、意義に対する理解を深めることで、自治体からの指摘への対応や受け取り方が変わると考えることから、企業に対する景観の基本理念、そして企業が果たすべき責務を周知が必要である。これにより、自治体との協議に対する考えや指摘への対応の仕方が変わるのではないかと（図11）。また、自治体側は企業との関係を築くためにも、寄り添う姿勢を取る必要がある（図12）。

表9 景観アドバイザーへのヒアリング

アドバイザーの回答		
氏名	評価	回答
客観的な根拠を基にアドバイスをを行うか		
A氏	×	主観的なアドバイスでもいいと思う。自分の経験則を基にアドバイスをを行う。
B氏	△	客観的なアドバイスを心がけようとはするが、短い会議の中では客観的なアドバイスにも限界がある。
C氏	○	教科書や論文に書かれていることを基に述べるので主観的なことはしない。
企業の立場を考えアドバイスをを行うか		
A氏	△	伝えたいことは伝えるが、企業が対応できる範囲のアドバイスをを行う。
B氏	△	企業のやりたいことを理解した上で、建築用途や地区の特徴などあらゆる観点からアドバイスをを行う。
C氏	×	基本企業には付度はせず、利用者にとって快適な空間になるようアドバイスをを行う。
現状の景観アドバイザー会議の開催時期で、十分に景観誘導出来ていると感じるか		
A氏	×	確認申請直前に開催されてもこちらとしても何もアドバイス出来ないため、計画初期段階で会議にはかかってほしい。
B氏	○	緑化は竣工後に行われるため、今の開催時期で十分間に合っている。
C氏	△	初期段階から指摘する方がもちろんいいが、照明の話が出てこないことにはこちらでもアドバイスは出来ない。

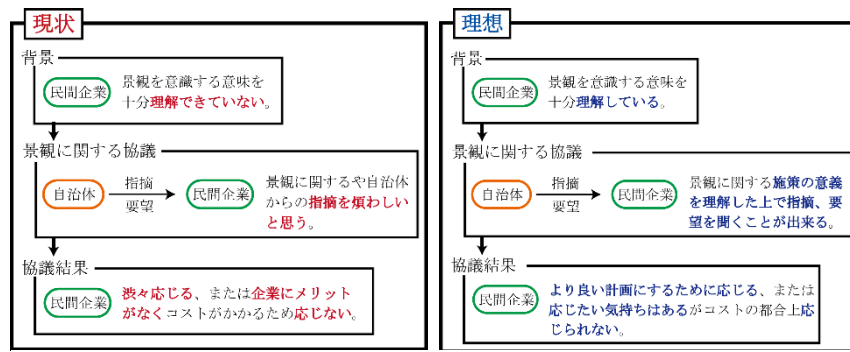


図 12 民間企業の景観に対する姿勢

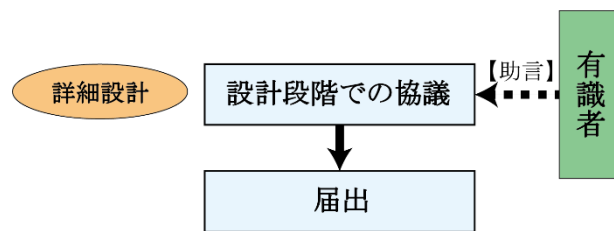


図 13 現状の事前協議のフロー

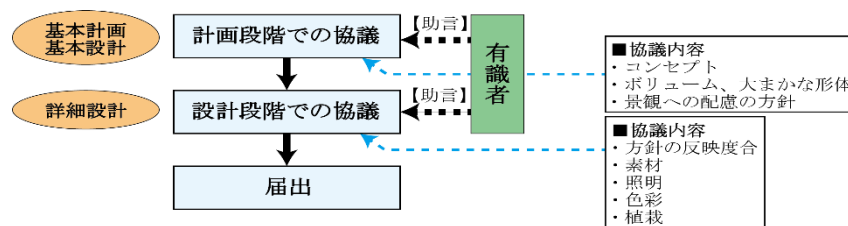


図 14 2段階制度の事前協議のフロー

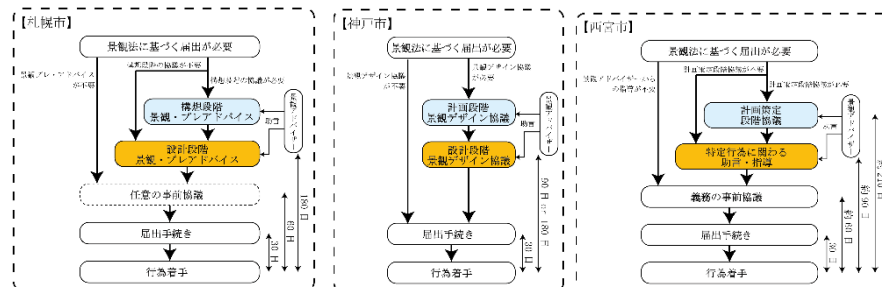


図 15 2段階の協議を設けている自治体の景観手続きのフロー

(2) 景観特性、景観目標像の明確化

景観計画の多くで「〇〇らしさ」という言葉が多く使われているが、現状として、景観特性や目指すべき目標像を具体的に住民や企業に示している自治体は少なく、それぞれの自治体の景観計画に違いを見いだせない企業にとっては、景観施策への取組み意欲の低下の原因になっている。そこで、自治体は計画区域の景観特性を詳細に把握し、他団体の景観特性にはない「〇〇らしさ」を具体的に提示することが望ましい。また、景観施策への企業の取組み意欲を向上させるためにも、目指すべき景観像に関するデザインガイドライ

ンによって具体的に示す必要がある。

(3) 事前協議の２段階制度

多くの自治体で行っている一般的な事前協議の開催時期が設計終盤の１回のみのため、企業にとって自治体からの意見を計画に反映するのが難しい（図 13）。これは、景観アドバイザー会議（有識者会議）でも同様の課題となっている。そこで事前協議の２段階制度導入を提案する。景観の協議を計画段階、設計段階の２回行うことで、自治体側にとっては早くから企業に対し助言を行え、企業側にとっては自治体、有識者からの助言に対し検討の余地を持つことができる。また、有識者を交えた協議を行う際は、計画の段階に合わせ、助言をしてもらう専門家を選択することで、密度の濃い有効な議論が行える（図 14）。

4.2 ケーススタディ

政令市、中核市以上の都市で、既に景観協議を計画段階と設計段階の２段階で行っている自治体が３団体ある。各自治体の手続きのフローを図 6-4 に示す。札幌市と西宮市は規模によって協議を行う回数が違うが、神戸市は事前協議の対象の場合全ての行為に対して２段階の協議を行っている。また、札幌市と西宮市は事前協議を行う前に、有識者を交えた会議を２段階で設けているため、実質３段階の協議となっている。さらに、有識者会議後の事前協議について、札幌市は任意としているが、西宮市は義務としている（図 15）。

4.3 札幌市景観プレ・アドバイス制度の実態調査

ケーススタディで紹介した、札幌市景観プレ・アドバイス制度の実態を明らかにするため、札幌市とアドバイス部会にかかった案件を担当した企業にヒアリングを行った。

(1) 札幌市へのヒアリング

構想段階と計画段階の２段階協議を行うことで通常よりも景観誘導しやすいのかという質問に対し、あまり差を感じないと回答している。ただ景観プレ・アドバイス制度にかかる事例とそうでない事例とでは、通常の事前協議よりも早い段階で専門家を交えた協議が出来るため、企業の方に検討して頂ける時間が確保できていると回答している。

(2) 企業へのヒアリング

設計段階の景観プレ・アドバイス部会の期日である着工 180 日前において、実際事業の進行段階はどうなっているのか尋ねたところ、当時の案件の場合では詳細設計初期の段階だったと回答している。しかし実際に部会が開催された時（着工約 90 日前）は詳細設計の末に相当しており、大きな変更は出来ないタイミングであったと回

表 10 札幌市景観プレ・アドバイス制度に関するヒアリング

札幌市へのヒアリング
構想段階での協議内容
コンセプト、規模、デザイン・ボリューム（可能な範囲）の検討、事業スケジュールの目標。
計画段階での協議内容
詳細な建物規模、使用する素材、空地の具体的な計画、構想段階での協議の反映度合。
構想段階の協議の開始時期
案件による。ただ他部署と連携しており、1年以上前から計画の話が共有はされる。
2段階協議の対象となる案件の頻度
年に1度程度。
構想段階から協議を行う事例と、 計画段階から協議を行う事例とでの景観誘導のしやすさの違い
あまり差を感じない。より具体的な段階での協議が大切になるので、札幌市では計画段階の協議を行うかが大事になってくる。
景観プレ・アドバイス制度にかかる事例と、 そうでない事例とでの景観誘導のしやすさの違い
通常の事前協議よりも早い段階で専門家が入るため、企業の方に検討して頂ける時間が確保できている。
設計企業T社へのヒアリング
着工180日前での事業の進行段階
基本設計が終わり詳細設計初期の段階。しかし通常のプロジェクトでは詳細設計中盤の時期になるのではない。
設計段階プレアドバイス部会開催日の事業の進行段階
着工約90日前で詳細設計の末に相当しており、大きな変更は出来ないタイミング。
景観プレ・アドバイスにかからない建築行為と比べ、景観への配慮がしやすいのか
通常より開催時期が早いからという理由で指摘に感じやすくなるといったことは感じなかった。しかし景観プレ・アドバイスにかかるからこそ出来ることもあるので、制度としては良いと思う。
景観プレ・アドバイス制度の負担度合について
弊社は普段から街並み形成に配慮する会社なので、特にストレスを感じなかった。

答している。また景観プレ・アドバイス制度の効果について、自治体やアドバイザーからの要望に応えやすくなったわけではないが、制度としては意味があると回答している（表 10）。

5. まとめ

本研究では景観施策に関して政令市、中核市の自治体、そして民間企業にヒアリングを行い以下を明らかにした。

- (1) 自治体と民間企業との間で定性的基準に関する認識のずれが63 団体中 44 団体(67%) で生じていた。
- (2) 事前協議において自治体の指摘、要望に民間企業が応じられない理由として、コスト以外に事前協議の開催時期が遅いため計画に反映できないということが挙げられた。
- (3) 事前協議の期日を明確に設けている団体は、25 団体（32%）で、53 団体（68%）は明確な期日を設けず、計画の変更が可能な時期に

お願いしている。

(4) 得られた知見を踏まえて、企業が景観形成に取り組みやすくするために、景観の理念・意義の企業への周知、景観特性、景観目標像の明確化、事前協議の２段階制度の３点を示した。

参考文献

- 1) 藤崎茜, 渡辺俊: 景観計画下での事業所の景観配慮の実態—京都市を事例に一, 日本建築学会関東支部研究報告集, No. 91, pp. 357-360, 2021
- 2) 横山明日香, 松本裕二, 前稔文, 仲隆介: 京都らしいコンビニのファサードデザインに関する研究, 日本建築学会九州支部研究報告集, No. 55, pp. 153-156, 2016
- 3) 山田恵, 藤田忍, 荻千紘: まちなみ景観配慮事例に関する研究: 全国チェーン店等の屋外広告物を対象として, 日本建築学会学術講演梗概集, pp. 691-694, 2010
- 4) 山本武志, 松本昌二, 及川廉: 景観に配慮した野立広告物のあり方に関する研究, 土木学会
- 5) 栗山尚子: 景観施策における屋外広告物の規制・誘導の実態と課題に関する研究—政令市・中核市を事例として—, 日本建築学会近畿支部研究発表会, No. 58, pp. 249-252, 2018
- 6) 諏訪匠, 柳沢究: 秋葉原・道頓堀における建築ファサードを覆う広告看板の配置構成の特性, 日本建築学会学術講演梗概集, No. 2017, pp. 1119-1120, 2017
- 7) 加藤諒 後藤春彦, 馬場健誠, 繁華街におけるデジタルサイネージの掲出実態—銀座地区の店舗表層に現れる映像広告物の全数調査—, 日本都市計画学会都市計画論文集, Vol. 49, No. 3, 2014
- 8) 王成康, 坂井猛, 進藤卓也: 景観行政団体による景観誘導の運用実態に関する研究, 日本建築学会技術報告, Vol. 26, No. 62, pp. 331-334, 2020
- 9) 田中友章: 景観施策の実践課程における協議・調整プロセスに関する研究, 日本建築学会技術報告集, Vol. 17, No. 37, pp. 1013-1018, 2011
- 10) 石黒 卓, 内田 奈芳美, 新津瞬, 入矢佳紀, 藤村 龍至, 工藤和美: 大規模駅周辺地区のデザイン調整の制度的差異に関する研究, 日本建築学会大会学術講演梗概集, No. 2020, pp. 275-276, 2020
- 11) 浅野聡, 坂井猛他, 景観計画の実践, 日本建築学会編, 森北出版株式会社, 2017
- 12) 嘉名光市, 大影佳史, 栗山尚子他, 生きた景観マネジメント, 日本建築学会編, 鹿島出版会, 2021

論文 韓国の景観法に基づく景観計画の構成及び景観資源
に関する研究

○学生会員 孟 柱燦／九州大学

正 会 員 坂井 猛／九州大学

正 会 員 洪 銅基／九州大学

1. はじめに

1-1 研究の背景と目的

韓国において2007年に景観法が施行されるまでは、「国土の計画及び利用に関する法律」、「自然環境法」、「文化財保護法」、「農林漁業人の生活の質の向上及び農山漁村の地域開発の促進に関する特別法」の4つの法律を根拠に江原道と全羅南道をはじめ、全国で景観自主条例に基づいて、景観のコントロールを行っていた。これに加えて、自主条例の法的根拠を強化し、より効果的な景観管理を行うため、2007年に景観法が制定された。さらに、景観法の強制力を持たせ、その影響を全国に波及させるために、2014年に景観法を全面改訂し、人口10万人以上の都市に対して景観計画の策定を義務化^{注1)}した。

日本は、1968年の金沢市の「伝統環境保存条例」より、歴史的景観の重要性を背景とした景観に対する取り組みが始まり、1972年に京都市が「市街地景観条例」を制定され、市街地全体にわたって景観の保全・管理を行うようになった。2003年になって日本の政府は「美しい国づくり政策大綱」と「観光立国行動計画」を発表し、景観を観光の重要な要素として活用することを示した。2004年に景観法が施行され、それ以来、多くの自治体がこの景観法を基に景観計画を策定している。

両国とも景観法を制定する前から、自治体が景観条例を有し、景観法は、日本で2004年、韓国で2007年と、3年差で制定され、15年以上が経過している。韓国における景観政策とその中でも、各都市の景観コントロールの枠組みを決めるのに中心的な役割を果たしている景観計画の構成内容について、日本の景観計画との比較の中で説明したい。

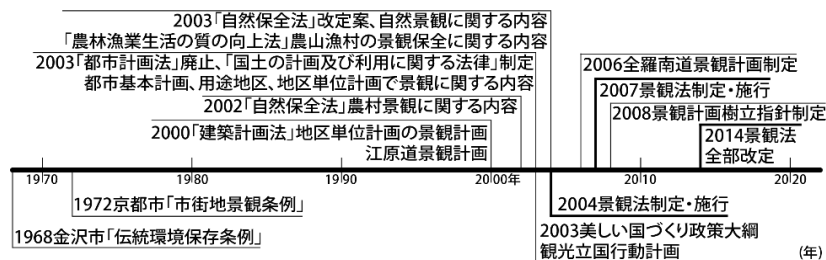


図1 日韓の景観に関する施策の沿革

本研究は、日韓の景観法と景観計画の構成内容及び景観資源に対する視点の違いを明らかにすることを目的とする（図1）。

1-2 既往の研究

韓国の景観法に関する研究は、景観法が制定される2007年前後に多く、日本との景観法の制定の背景、重要項目に関する研究が多い。2014年の全面改訂以降は新しく追加された内容、公務員の意識調査を行った研究が見られる^{1) - 3)}。また、景観計画に関する研究は、景観法の制定後に景観計画の策定現況、内容分析、アンケート調査等を行った研究があり、特に、景観資源の現況と具体化の必要性に関する研究がある^{4) - 6)}。しかしながら、日韓の自治体における景観計画の構成内容と景観資源に注目し、比較した研究は見られない。

1-3 研究の対象

日本の景観法の施行に伴い、景観計画を策定することが可能な景観行政団体となった自治体の中で、景観計画の内容の性格が異なる都道府県を除き、20政令市（50万人以上）、62中核市（20万人以上）の計82都市を対象とする。韓国では2014年の全面改訂から人口10万人以上の都市が景観計画を義務付けているが、そのうち、日本の中核市に準拠して人口20万人以上の51市・郡を対象とする（図2）。

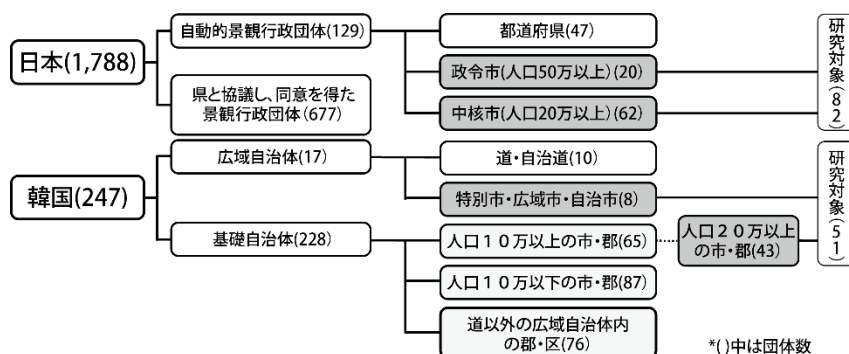


図2 研究対象の選定

1-4 研究の方法

まず、日韓の景観法と景観計画策定時に参考になる日本の「景観計画策定の手引き」と韓国の「景観計画樹立指針」の構成内容を比較する。次に、人口20万人以上の都市を対象とし、各自治体の自然条件を用い、海（あり、なし）、河川（貫流、隣接、なし）、山（包含、一部包含、なし）の基準で国とタイプ別に分類し、分類した都市を韓国の景観計画樹立指針の類型別景観資源調査を基に、日韓における各都市の景観計画のうち、策定の基礎となっている景観資源調査を分析し、国別にタイプ別の特徴を明らかにする（図3）。

第1章 はじめに	- 研究の背景と目的 - 研究の対象 - 既往研究 - 研究の方法
第2章 日韓の景観法と景観計画	- 日韓の景観法の構成と内容 - 日韓の景観計画の構成と内容 - 日韓の景観計画の位置づけ
第3章 自然条件による対象地の類型化	- 分類基準 - 対象地の分類結果
第4章 対象地の景観資源調査	- 日韓の景観資源調査 - タイプ別の景観資源調査
第5章 まとめ	

図3 研究のフロー

2. 日韓の景観法と景観計画

2-1 日韓の景観法の構成内容

日本と韓国の景観法について、関連する項目を列挙し、比較したところ、以下のようなことが明らかとなった。

まず、日本の景観法は、景観行政団体として施行できる景観計画、行為の制限、景観地区等の手段が多様であり、行為の規制、制限、命令、損失の補償、罰則等の内容に関する権利を有している。一方で、韓国の景観法には行政手続き財政支援に関する内容が多く、国の景観政策基本計画、広域自治体の景観計画、基礎自治体の景観計画により、重層的に運用がなされている。

次に、日本の景観地区の項目は、景観法の制定時に景観法に移されたが、韓国では、「国土の計画及び利用に関する法律」の第37条で景観地区の内容を定めており、景観に関するすべての事項を景観法だけで扱っているわけではない。日本では自治体が独立の景観審議会を運営しているが、韓国は国・広域自治体で設置した景観委員会により、審議と諮問を行っている（表1）。

2-2 日韓の景観計画の位置づけ

日本と韓国の景観計画の位置づけをみると、日本は景観計画を定めることのできる景観行政団体となった自治体と、景観行政団体ではない自治体に分かれ、景観行政団体となった各自治体は景観に関する事務の一切に関して責任を有する。都道府県の景観計画の計画区域は景観行政団体になった市区町村の管轄区域を含んでいない（図4）。一方、韓国は10万人以上のすべての自治体に景観計画の制定と5年毎の更新が義務化されている。景観政策基本計画、広域自治体（市・道）の景観計画、基礎自治体（市・郡）の景観計画と、多重計画の構造を有し、内容が異なる場合は広域自治体の景観計画が優先される（図5）。

表 4 日韓における景観法の構成内容

日本		韓国	
章	内容	章	内容
総則	目的、基本理念、定義、責務 (該当なし)	総則	目的、定義、基本原則、責務 他法との関係
	(該当なし)		景観政策基本計画 期間、内容、他法との関連、審議
景観計画及びこれに基づく装置	景観計画	景観計画	景観計画 期間、内容(必要)、上位計画優先 基礎調査、意見聴取、整備 手続(策定、協議、審議、承認)
	資格と内容		(該当なし)
	景観行政団体、内容(必要、望ま 他法との調和		(該当なし)
	提案手続き		(該当なし)
	策定、意見、都市計画審議会、同 特定公共施設の管理者による要請 提案、協議会		(該当なし)
	行為の規制等		(該当なし)
	届出及び勧告、変更命令 行為の着手の制限		(該当なし)
	景観重要建造物等		(該当なし)
	景観重要建造物の指定等		(該当なし)
	指定、提案、通知 変更の規制、原状回復命令、損失 所有者の管理義務等 管理に関する命令、勧告		(該当なし)
	景観重要樹木の指定等		(該当なし)
	指定、提案、通知 変更の規制、原状回復命令、指定		(該当なし)
	管理協定		(該当なし)
	採決、縦覧、認可、公告、変更、 緑地保全・緑化推進法人の業務の 所有者変更の届出 雑則 台帳、報告、徴収、助言、援助		(該当なし)
	景観重要公共施設の整備等		(該当なし)
景観地区等	景観重要公共施設の整備 特例		景観地区の指定及び管理 「国土の計画及び利用に関する法律」 第37条
	景観農業振興地域整備計画等		(該当なし)
	景観農業振興地域整備計画、勧告、特例、変更		(該当なし)
	自然公園法 特例		(該当なし)
	景観地区		(該当なし)
	景観地区に関する都市計画		(該当なし)
	建築物の形態意匠の制限、高さの 最高・低限度、敷地面積の最低限		(該当なし)
	建築物の形態意匠の制限		(該当なし)
	制限、計画の認定 違反建築物に対する措置 特例、条例、除外、例外、報告、 工作物の制限 形態意匠、開発行為等の制限 指定、行為の規制		(該当なし)
	準景観地区		(該当なし)
	地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限		(該当なし)
	雑則 仮設の制限緩和 勧告、助言又は援助、書類の閲覧		(該当なし)
	(該当なし)		景観事業 推進協議体、財政支援
	景観協定		景観協定 採決、採決の内容、景観協定書 運営会の設立 広域自治体の認可と承認、審議、
	(該当なし)		社会 社会基盤施設事業 道路、鉄道、都市鉄道、河川 景観委員会の審議 開発事業 景観委員会の審議、審議例外 建築物 景観地区の建築物、重点景観管理区域、 地方公企業の建築物、その他 景観委員会の審議、規準緩和(特例)
	*自治体が独立の景観審議会を運営		景観委員会 設置(国・広域自治体) 機能 審議(景観計画の策定及び変更、承認、景観事業の承認、景観協定の認可、社会基盤施設事業、開発事業、建築物等) 諮問(景観計画、景観事業の計画、景観条例の制定及び改定等) 構成と運営 議会議員、担当公務員、建築・都市・造園・土木・交通・環境・文化・農林・デザイン・屋外広告などの専門家
雑則	権限の委任、政令への委任、市町村による景観行政事務の処理、経過措置	補則	人材養成および支援 景観管理情報体系の構築・運営 罰則適用時の公務員議題
罰則			(該当なし)

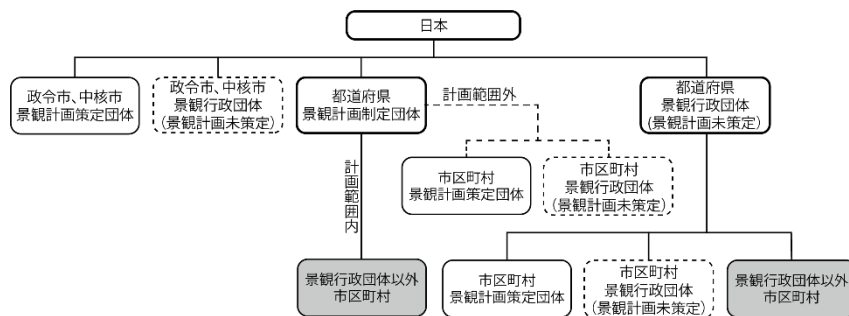


図4 日本の景観計画の位置づけ

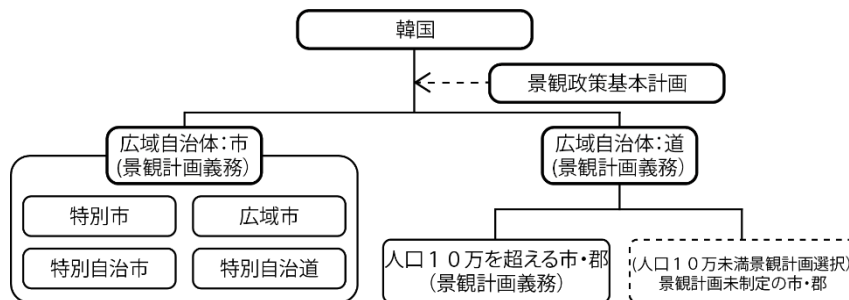


図5 韓国の景観計画の位置づけ

日本の景観計画策定・改定の手引き		韓国の景観計画樹立指針	
はじめに	○計画策定の背景、計画の位置づけ、景観とは ○景観計画区域【必須事項】	○景観計画の基本方向と目標に関する事項【必須事項】	- 一計画の背景、樹立範囲、樹立過程 - 一計画の目標と基本方向
景観の特徴・課題	○景観計画区域における景観の特徴 ○良好な景観の形成を図る上での課題	○景観資源の調査、評価に関する事項【必須事項】	- 一基礎調査 - 一景観現行調査、分析、評価等
景観形成の目標・方針	○景観形成の基本理念・目標等 ○景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針【望ましい事項】	○景観構造の設定に関する事項【必須事項】	- 一景観区域の設定、計画に関する事項 - 一景観軸の設定、計画に関する事項 - 一景観拠点の設定、計画に関する事項
届出等に基づく景観形成等	○良好な景観形成のための行為の制限に関する事項【必須事項】 *景観計画区域の区分 *届出対象行為 *届出対象規模 *景観形成基準 ○景観地区、準景観地区	○重点景観管理区域の管理に関する事項	- 一景観区域の管理及び運用に関する事項 - 一景観地区の設定 - 一管理運用法案の提示
届出等以外の景観形成に関する事項	○公共施設による景観づくり *景観重要公共施設 ○シンボルとなる建造物や樹木等による景観づくり *景観重要建築物又は景観重要樹木の指定方針【必須事項】 ○屋外広告物による景観づくり *屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 ○景観農業振興地域整備計画 *景観農業整備地域整備計画の策定に関する基本的な事項 ○自然公園法の許可の基準	○景観事業の推進に関する事項	- 一景観協定の管理、運営に関する事項 - 一景観管理の行政体系、実践方策に関する事項 ○特定な景観類型と景観要素の管理に関する事項 ○財源調達及び段階的推進に関する事項 ○その他に該当自治体の条例で定める事項
景観形成の推進方策等	○行政・市民・事業者の役割等 ○目標実現に向けた取組の進め方 ○景観法に基づく制度等の活用の方策 *景観整備機構 (法第92条) *景観協議会 (法第15条) *景観協定 (法第81条) *地区計画形態整備条例 (法第76条) ○計画の進行管理 (PDCA) 等の考え方 ○その他	○その他に該当自治体の条例で定める事項	* 通知事項が樹立する景観計画で省略可能な項目 * 通知事項以外が樹立する景観計画で省略可能な項目

図6 日韓の景観計画の構成内容

2-3 日韓の景観計画の構成内容

日本の自治体が景観計画を作る時に参照する「景観計画策定の手引き」は、景観法が施行されてから14年後の2019年に国都交通省により発表され、2021年に「景観計画策定・改定の手引き」として改定された。一方、韓国の景観法が施行された1ヶ月後に「景観計画樹立指針」が発表された。

日本の「景観計画策定・改定の手引き」と韓国の「景観計画樹立指針」をみると、日本は、「景観計画区域」、「行為の制限事項」、「景観重要建築物と樹林」の3項目を必要事項とし、「景観形成に関

する方針」を望ましい項目と定めている。一方、韓国は「景観計画区域を含む目標と基本方向」、「景観資源調査および評価」、「景観構造の設定（圏、軸、拠点）」の3項目を必要事項とし、基礎自治体の場合、「重点景観管理区域」と「財源調達と段階的推進に関する事項」を含めなければならないとしている。「届出以外の景観形成に関する事項」について、日本では公共施設、建築物、樹林、屋外広告物に特定の景観類型又は要素について詳しく事項を分けているが、日本の「届出等に基づく景観形成等」は、韓国の景観計画では扱っていない（図6）。

3. 自然条件による対象地類型化

3-1 分類基準

日韓の人口20万人以上の都市（日本82、韓国51）を対象とし、各都市を海、河川、山の3つの自然条件で分類する。都市の管轄境界が海に面する場合は「海あり」（A）、面していない場合は「海なし」（B）とする。河川の定義は両国の「河川法」を基に、国と広域自治体から指定・管理する河川を基準とし、日本の「1級河川」、「2級河川」と韓国の「国家河川」、「地方河川」を河川とし、河川が貫流する都市は「河川貫流」（a）、河川が都市の境界に隣接する都市は「河川隣接」（b）、河川がない都市は「河川なし」（c）とする。管轄区域に山を包含する都市は「山包含」（①）、山の一部を包含する都市は「山一部」（②）、山がない都市は「山なし」（③）とする（図

		海あり(A)	海なし(B)
河川貫流(a)	①山包含		
	②山一部		
	③山なし		
河川面する(b)	①山包含		
	②山一部		
	③山なし		
河川なし(c)	①山包含		
	②山一部		
	③山なし		

図7 分類タイプ

表2 分類基準と対象地の分布

自然条件	内容	分類基準	n(全体)=133						合計
			n(日本)=82		n(韓国)=51				
			n[50万]=82	n[20万]=82	n[50万]=82	n[20万]=82			
海	海に面する都市	海あり	48(59)	16(20)	32(39)	19(37)	10(20)	9(17)	67(50)
	海に面していない都市	海なし	34(41)	4(5)	30(36)	32(63)	14(27)	18(36)	66(50)
河川	「河川法(韓国)・広域自治体が指定・管理する河川が貫流する都市	河川貫流	65(79)	16(20)	49(59)	34(66)	15(29)	19(37)	99(74)
	「河川法(韓国)・広域自治体が指定・管理する河川に面する都市	河川面する	16(20)	3(4)	13(16)	16(32)	9(18)	7(14)	32(24)
	「河川法(韓国)・広域自治体が指定・管理する河川がない都市	河川なし	1(1)	1(1)	0(0)	1(2)	0(0)	1(2)	2(2)
山	山(緑)を包含する都市	山包含	1(1)	1(1)	0(0)	7(14)	1(2)	6(12)	8(6)
	山(緑)を一部包含する都市	山一部	61(74)	11(13)	50(61)	42(82)	21(41)	21(41)	103(77)
	山(緑)がない都市	山なし	20(24)	8(10)	12(14)	2(4)	2(4)	0(0)	22(17)

* () 中の数は%

7、表2)。

表 3 タイプ別の分布の一覧

海	河川	山	タイプ	計	%	国	数	%	都市
海あり	貫流	包含	A-a-①	4	3.01	日本	1	0.75	熊本
					韓国	3	2.26	仁川<麗水,巨済>	
		一部	A-a-②	40	30.08	日本	31	23.31	仙台,静岡,岡山,広島,北九州,福岡 <函館,青森,八戸,秋田,いわき,富山,金沢,福井,豊橋,大津,姫路,和歌山,鳥取,松江,倉敷,呉,福山,下関,高松,高知,長崎,佐世保,大分,宮崎,鹿児島>
					韓国	9	6.77	釜山,蔚山,華城,安山,浦項<江陵,牙山,順天,慶州>	
		なし	A-a-③	10	7.52	日本	9	6.77	千葉,横浜,新潟,名古屋,大阪,堺<船橋,明石,那覇>
					韓国	1	0.75	平沢	
	隣接	包含	A-b-①	3	2.26	韓国	3	2.26	<金浦,群山,木浦>
		一部	A-b-②	7	0.05	日本	4	3.01	浜松<横須賀,西宮,松山>
					韓国	3	2.26	大邱,始興,昌原	
		なし	A-b-③	2	1.50	日本	2	1.50	川崎<尼崎>
なし	一部	A-c-②	2	1.50	日本	1	0.75	神戸	
海なし	貫流	一部	B-a-②	43	32.33	日本	22	16.54	札幌,相模原,京都 <旭川,盛岡,山形,福島,郡山,宇都宮,前橋,高崎,八王子,甲府,長野,松本,岐阜,豊田,岡崎,八尾,東大阪,奈良,久留米>
					韓国	21	15.79	ソウル,光州,大田,水原,龍仁,城南,安養,天安 <世宗,坡州,議政府,光州,烏山,楊州,利川,春川,原州,忠州,亀尾,慶山,晋州>	
		なし	B-a-③	3	2.26	日本	2	1.50	<川口,越谷>
	隣接	包含	B-b-①	2	1.50	韓国	1	0.75	<光明>
		一部	B-b-②	22	16.54	日本	3	2.26	<水戸,高槻,枚方>
					韓国	8	6.02	高陽,南楊州,清州,全州,金海<河南,益山,梁山>	
		なし	B-b-③	8	6.02	日本	7	5.26	さいたま<川越,柏,一宮,豊中,吹田,寝屋川>
					韓国	1	0.75	富川	
		なし	B-c-②	1	0.75	韓国	1	0.75	<軍浦>

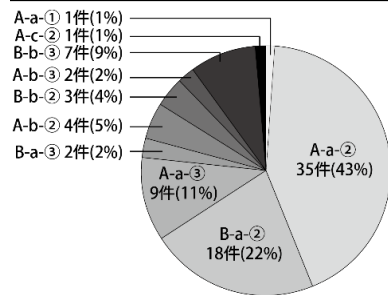


図 8 日本のタイプ別の割合

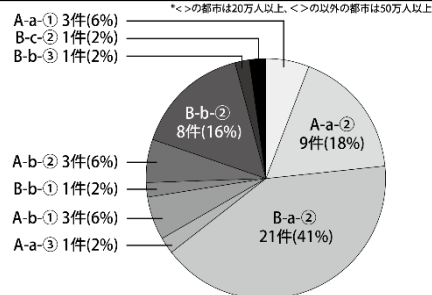


図 9 韓国のタイプ別の割合

3-2 対象地の分類結果

全体の対象133都市を見ると、海を有する都市は日本では59%（48都市）、韓国では37%（19都市）であり、河川は日本では99%（81都市）、韓国では98%（51都市）であり、河川のない都市は各国1件のみである。また、山を有する都市は、日本は75%（62都市）、韓国では96%（49都市）である（表2）。海、河川、山の3の地形の組み合わせ13タイプの中では、海がなく河川が貫流し、管轄区域に山の一部を包含するB-a-②が32.3%（43都市）、海があつて河川が貫流し、管轄区域に山の一部を包含するA-a-②が30.0%（40都市）と多い。日本は海に面している対象地が59%（48都市）で、37%（19都市）の韓国より多い。日本はA-a-②、B-a-②、A-a-③の順（図8）、韓国はB-a-②、A-a-②、B-b-②の順（図9）に多い。両国が共通するのは7タイプであり、日本のみが3タイプ、韓国のみが3タイプある。また、日本では河川があり、山を一部包含する都市が73%（60都市）、韓国では80%（41都市）であり、さらに、河川が貫流する場合、日本には65%（53都市）、韓国には58%（30都市）と多い。一方、河川がない対象地は、日本では神戸市、韓国では軍浦市の1都市であり、それ以外の対象地は管轄区域内に河川を有する。（表3）。

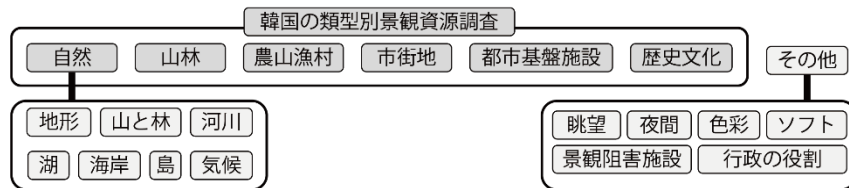


図 10 本研究の景観資源分類

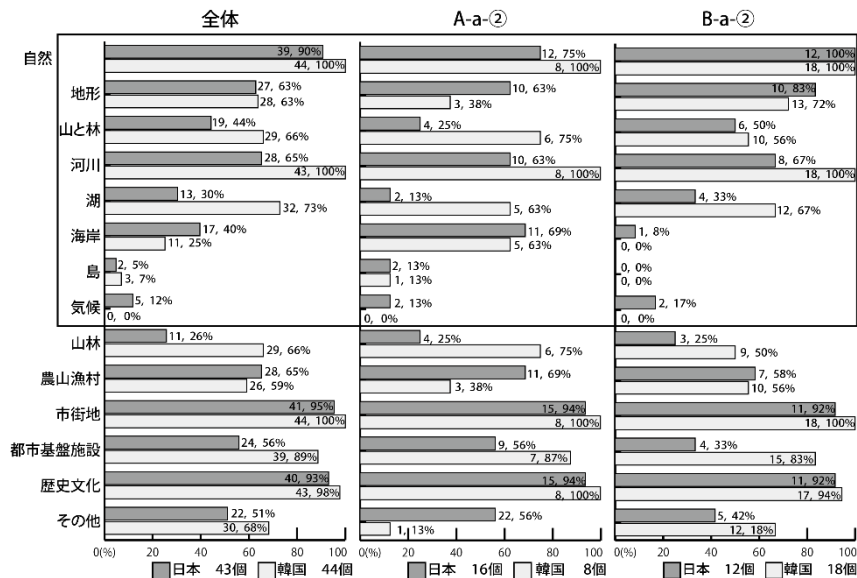


図 11 日韓の景観資源として考慮した都市数の全体都市に対する割合

4. 対象地の景観資源調査

韓国の景観計画の必要事項として、景観資源を自然、山林、農山漁村、市街地、都市基盤施設、歴史文化の6類型を「景観計画樹立指針」に定めている。そこで、対象地の自然景観資源を地形、山と林、河川、湖、海岸、気候に細分化し、景観計画における景観資源について分析する（図10）。

4-1 日韓の景観資源調査

日本と韓国の対象地で、景観計画に景観資源調査を有する都市は、日本は52%（43都市）、韓国は86%（44都市）である。両国とも共通して自然、市街地、歴史文化に対する景観調査が行われている。すなわち、景観計画において河川を景観資源として取り上げたのは、韓国では100%（41都市）、日本では65%（28都市）であり、湖を取り上げたのは、韓国では73%（32都市）、日本では30%（13都市）であることより、日本に比べて韓国では、自然の河川と湖を景観資源としてより考慮している。また、韓国は山林、都市基盤施設を資源として位置づけており、日本より30ポイント以上多い（図11）。

4-2 タイプ別の景観資源調査

対象地を自然条件によって分類した13タイプの中で、両国に該当しない7タイプを除く、複数の対象地に該当するタイプ、A-a-2（23都

市)とB-a-②(30都市)を取り上げる。海岸はA-a-②において日本が69%(11都市)、韓国が63%(5都市)であることに對してB-a-②においては日本の札幌市のみであり、両タイプは海岸資源の大きな違いの以外には全体に對して大きい違いがない(図11)。

5. おわりに

本研究は、日韓の景観法と景観計画の構成内容を比較し、日韓の人口20万以上の133都市を対象とし、韓国の景観計画の必須項目である景観資源調査を通じて、以下を明らかにした。

(1) 日本の景観法は行為の規制、制限、命令、罰則等の内容があり、これらの手段により景観行政団体が独自に景観を形成する方法を有している。都道府県の景観計画の計画区域は景観行政団体になった市区町村の管轄区域を含んでいない。一方、韓国は行政的な手続、事業、委員会等により、国の「景観政策基本計画」に従って、広域自治体、基礎自治体が重層的に景観計画を定めており、広域自治体の計画の内容が優先する。

(2) 韓国の景観計画では「景観計画区域を含む目標と基本方向」、「景観資源調査および評価」、「景観構造の設定(圏、軸、拠点)」を必要事項として定めているが、日本の景観計画において必要事項としている「行為の制限」、「景観重要建築物又は景観重要樹林」は含まれていない。

(3) 自然条件について着目すると、河川を有する都市の割合は、日本では99%(81都市)、韓国では98%(51都市)と高いが、景観資源調査を行った都市の中で、韓国におけるすべての都市が景観計画で河川を景観資源として取り上げているのに対し、日本の景観計画で河川を取り上げている都市は65%にとどまる。

【補注】

注1) 韓国の法律で「樹立」は、日本における「策定」を意味する。

【参考文献】

- 1) Oh Min-geun, : 日本の景観法の制定とその意味,国土 第 279 巻,pp.106-121,2005 年
- 2) Kim Bongkyung,Oh m Sekyung,Lim Jaemoon : Landscape Administration by the Enforcement of the Landscape Law in Japan,韓国都市施設学会誌 都市設計 第 10 巻 第 1 号,pp.5-20,2009 年
- 3) Kim Choong-Sik : A Study on the Improvement of Landscape Ordinances for Local Governments' Efficient Landscape Deliberations,韓国景観学会誌 第 8 巻 第 1 号, pp.53-65, 2016 年
- 4) Joo Shin-Ha, Kim Young-Hee : Analysis of Guidelines and Content of Visual Landscape Planning in Korea, 韓国造景学会誌 第 39 巻 第 4 号, pp.1-10, 2011 年
- 5) Joo Shin-Ha, Shin Yunji : A Study on the Current Status and Future Tasks of the Landscape Resources Survey in Korea,韓国造景学会誌 第

43 卷 第 3 号, pp.27-42, 2015 年

- 6) Kim, Da-Yeong Jang, Hye-Wo, Ju, Sin-Ha : A Study on the Current Status of Landscape Resource Survey in the Landscape Plan-Focusing on the Landscape Resource Survey in the City Landscape Plan-, 韓国造景学会 2017 年度学術発表論文集, pp.69-71, 2017 年
- 7) 日本:「景観法」、2022 年 6 月改正公布
- 8) 韓国:「景観法」、2019 年 3 月改正施行
- 9) 日本国土交通省:「景観計画策定・改定手引き」、2022 年 3 月改正公布
- 10) 韓国国土共通部:「景観計画樹立指針」、2018 年 12 月改正施行

論文 新興コンテンツを活用した景観演出および
来訪者に注目された景観の構成
—水木しげるロードをケーススタディとして—

○学生会員 石 陽 /佐賀大学
正 会 員 有馬隆文/佐賀大学

1. 背景と目的

近年アニメ、ゲーム、漫画などの新興コンテンツの話題性は増えつつである。人気作品のロケ地をめぐる「聖地巡礼」^{注1}活動をはじめ、新興コンテンツを活用した各種の取り組みは市街地の活性化や観光振興の材料として、多くの都市が取り入れている。また、新興コンテンツやその取り組みを展開する際に、キャラクターが使用された景観構成要素は街中に設置されており、従来の都市景観と一風変わるものとして、足をとめて眺める人も多い。このような新興コンテンツを活用した景観は日本の都市の中に出現し、賑わいを呼び込む効果を発揮している。新興コンテンツが活用した景観において、広告版にキャラクターを印刷し、街中に置くだけの単純なものから、手を込んだ彫刻で構成された景観まで様式や表現が様々である。

都市の中に出現する新興コンテンツを活用した景観について、新興コンテンツを活用した景観構成要素に対する観客の受容形態やハイカルチャーのパブリックアートとの違いを分析した竹田、八木ら^{[1][2]}の研究がある。また、水木しげるロードを対象に新興コンテンツを活用した取り組みに関する商店街活性化策のエリアマネジメントのプロセスを明らかにする澤田ら^[3]の研究がある。これらの研究では、新興コンテンツが街中で現れる現象に着目しているが、具体的に新興コンテンツを活用した景観づくりにおける景観の構成や景観構成要素の配置、または都市空間との関係について、論じることはなかった。本研究は、都市的な視点によって新興コンテンツを活用した景観づくりに関する景観構成と都市空間の利用を分析考察する点において上記の研究と異なる。

本研究の目的はまず新興コンテンツが活用された景観づくりにおいて、街中に出現する景観構成要素の種類を把握することである。また、新興コンテンツ関連の取り組みにおけるイベント的に行う都市と長期的に行う都市の比較によって新興コンテンツが活用された景観の違いと特徴を明らかにする。さらに、水木しげるロードをケーススタディとして、景観構成要素における景観演出の特徴および来訪者に注目された景観における都市空間と景観構成要素の特徴を明確にすることである。

2. 研究の方法

本研究はまず、街中に出現する景観構成要素の種類を把握するために、異なる新興コンテンツを活用した取り組みを展開する境港市、倉吉市、竹原市、北栄町の4つの都市に設置されている景観構成要素を現地調査によって、収集を行なった。

さらに、境港市の水木しげるロードを対象に、景観構成要素の使用と景観の演出を明らかにするため、水木しげるロードに設置されている歩道の道路空間および建築とその敷地の沿道空間の景観構成要素の設置場所、数量、種類を記録し、シークエンス的な視点で分析を行なった。

最後には来訪者に注目されている新興コンテンツの景観はどのような特徴があることを明らかにするために、写真シェアサービスのInstagram^{注2-6}を活用して、水木しげるロードの景観、風景、思い出を対象とする写真コンテストおよびハッシュタグの投稿写真を対象に人物、食事、極端に近写する写真を除く120枚の景観写真を抽出し、分析を行なった。

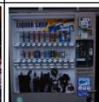
3. 景観構成要素の種類と都市の新興コンテンツ景観の違い

3.1 新興コンテンツの景観構成要素の種類

新興コンテンツを活用した景観づくりは彫刻からキャラクターのパネルまで、様々な形式が存在している。都市の環境とビジョンに適した景観構成要素の使用は良好な景観創出にも繋がりやすい。そのため、新興コンテンツが用いられた景観づくりにおいて活用された景観構成要素の種類、または新興コンテンツは景観構成要素としてどのように表現されていることを明らかにする必要があると考えられる。

本研究は景観構成要素の種類を探るために、長期的な新興コンテンツを用いた景観づくり、市街地の活性化を行なっている鳥取県の境港市と北栄町、イベント的に新興コンテンツを都市に取り込む竹原市、倉吉市で現地調査を行なった。この4つのまち中に出現している遠距離から形・絵柄が視認できる景観構成要素をリサーチし、景観構成要素の配置場所と類似するものを一つの種類として新興コンテンツの景観構成要素の種類を表1にまとめた。

表 1 景観づくりに活用された景観構成要素の種類

道路空間の景観構成要素			沿道空間の景観構成要素				
彫刻類	ストリートファニチャー		建築周りの景観構成要素				商品展示
	道路占用物	道路付属物	建築外観の景観構成要素	建築敷地内の景観構成要素			
							
ブロンズ・石像	ベンチ	道標	ファサード	イラスト等	写真機	置き看板	敷地内
							
レリーフ	案内板	街灯	壁面看板	装飾物	自販機	パネル	道路上
							
プラスチック像	ポスト	マンホール	壁画	トイレ看板			建物内

道路空間において彫刻類と街灯などのストリートファニチャーの視認性の高いものが中心とした景観構成要素種類が見られた。一方、沿道空間において、建物の立面や敷地内を装飾するために、建築のファサード、看板、キャラクターのパネルなど、大きさと素材が異なる多様な景観構成要素の種類が配置されていることが分かった。新興コンテンツが使用されたお土産などの商品パッケージは景観構成要素として認識されない。しかし、数量の多い商品の展示は都市一角を大量の新興コンテンツで埋め尽くしており、誘目性が高いため景観構成要素として考えられる。商品の展示において、ディスプレイの建築内の展示、店の建築上に飾られる敷地内、店の前面道路に展示する道路上の3類型が見られた。以上の4つの新興コンテンツを活用した取り組みを行っている都市で出現している景観構成要素の種類をまとめた結果、看板、広告物などの平面的なものだけではなく、恒久的な彫刻や都市の利便性を向上させるためのストリートファニチャーなども見られている。新興コンテンツの景観づくりにおいて使用された景観構成要素種類の多様性が見られた。

3.2 都市とコンテンツによる景観構成要素使用の違い

新興コンテンツを活用した景観づくりは都市と使用するコンテンツの違いによって、街中で出現する景観構成要素と、景観づくりの方針は大きく異なる。新興コンテンツ関連のイベントを開催することに合わせ、新興コンテンツが使用された宣伝用の飾り物や仮設なものを用いて、都市空間を一時的にコンテンツ要素で飾る景観づくりが多く見られる。一方、新興コンテンツの要素を活用し、都市の新たな景観として作り出す景観づくりもある。

倉吉市と竹原市の取り組みに使用するコンテンツの「ひなビタ♪」「たまゆら」において、前者は音楽ゲームであり、後者はオリジナルのアニメである。両都市の共通点としてゲームとアニメのシーンには倉吉市の白壁土蔵地区と竹原市の伝統建築保存地区に酷似しているため、ファンたちに聖地として認識され、「聖地巡礼」が行なわれたことが新興コンテンツ取り組みのきっかけである。

境港市と北栄町の取り組みに使用されている新興コンテンツは幅広い受容層を持つコンテンツの「ゲゲゲの鬼太郎」と「名探偵コナン」である。この2コンテンツは子供からお年寄りまで、幅広い年齢層と性別の人に知られており、なおコンテンツは現在も更新しており、継続性のあるコンテンツと言える。境港市と北栄町は、両作品の作者の故郷であり、コンテンツとゆかりのある聖地とも言えるが、景観づくりを含めた長期的な取り組みを展開している。

倉吉市、竹原市、境港市、北栄町に設置されている新興コンテンツを活用した景観構成要素の種類と設置数を表2にまとめた。また、景観構成要素における設置の利便性は、可動式または一人で動かせる物の「可動」、設置場所の変更ができるが、機械または複数人の助けが必要とする「仮設」、最後は地面・壁面に固定されている物、またはストリートファニチャーとなる物の「常設」の3つに分けた。

表2 都市別における設置された景観構成要素の種類と数量

景観構成要素の種類			倉吉市	竹原市	境港市	北栄町
道路空間の景観構成要素	彫刻	ブロンズ・石像		●(1)	●(177)	●(9)
		プラスチック像		●(2)		●(8)
		ブロンズレリーフ			●(5)	●(12)
	ファニチャー	案内板	●(1)		●(3)	●(4)
		ベンチ			●(12)	
		マンホール	●(2)	●(2)	●(13)	●(44)
		街灯			●(11)	●(50)
		道標			●(13)	●(37)
沿道空間の景観構成要素	建築上の景観構成要素	壁画			●(1)	
		壁面看板		●(1)	●(17)	●(3)
		イラスト・シール			□(14)	□(28)
		飾り物			□(7)	
		外壁塗装		●(1)	●(7)	
	建築付属物	証明写真機			△(2)	
		自販機			△(3)	
		路上看板・設置物			□(12)	
		キャラクターパネル	□(49)	□(4)	□(7)	□(7)

常設の景観構成要素：●(設置数)

仮設の景観構成要素：△(設置数)

可動の景観構成要素：□(設置数)



図1 倉吉市と竹原市の新興コンテンツの景観（左：倉吉市、右：竹原市）

倉吉市と竹原市において、マンホールや石像、ベンチなど常設の景観構成要素が設置されているものの、全体的に街中に設置された景観構成要素の種類は少なく、手軽に設置できる可動的なキャラクターパネルを中心に使用されている。一方、キャラクターパネルはスチレンボードを素材として作られているものも多い。そのため、雨風に弱く、屋外の常時的な設置は難しい。また、この2都市のコンテンツに登場するロケ地はいずれ「伝統建築保存地区」であるため、新興コンテンツによる派手な演出が制限されているため、写真1で示すような室内の大きな開口部にキャラクターがいる景観が街中によく見られる。倉吉市と竹原市における新興コンテンツ景観の特徴として、活用されている景観構成要素の種類と設置場所の制約によって、新興コンテンツで街中の新たな景観を創出するより、既存の都市に新興コンテンツの要素を機械的に加えることが考えられる。イベントの開催などに合わせて短期的なコンテンツ活用において、キャラクターパネルなどの製作・設置しやすいものの活用は、手軽に新興コンテンツ景観の賑わいを演出することに寄与しやすい。

境港市と倉吉市は、表3で示されるまち中に設置された景観構成要素の種類について、多くの常設の景観構成要素の使用が確認できた。また使用されている景観構成要素の種類にも多様であるため、図2で示すような、室外の都市空間における周囲の環境と一体感がある景観や複数の景観構成要素の演出によって構成された景観が多く見られる。長期的に新興コンテンツに取り組んでいるこの2つのまちは、新興コンテンツの要素が単なるイベント的まち中に一時的に配置するより、都市の新たな資源、景観として都市の環境に合うような景観づくりを試みていることが伺える。



図2 北栄街と境港市の新興コンテンツの景観（左：北栄町、右：境港市）

受容層が限定されている新興コンテンツを活用した景観づくりは景観構成要素の設置の手軽さが重要視されている。今は多くの新興コンテンツの「聖地」や広告、イベントの設えとして、広く活用されている。継続中の需要層が広い新興コンテンツを活用した景観づくりを行なっている場合は、街中に設置する景観構成要素は耐久性の低いキャラクターパネルから、彫刻等の恒久的なものまで多様な景観構成要素の活用が見られた。都市の新しい景観として創出していることに重心が置かれることが多い。

4. 水木しげるロードにおける都市空間と景観構成要素使用の特徴

新興コンテンツを活用した景観構成要素は街中に配置され、従来の都市景観と異なる景観を創出している。このような景観は来訪者の目にどのような形式として止まることはこれからの新興コンテンツにおける景観づくりに必要な知見と言える。そのため、景観構成要素の使用種類と配置数が最も豊富な境港市にある水木しげるロードを対象として、新興コンテンツを活用した景観づくりにおける景観の演出と来訪者に注目される景観の特徴を明らかにする。

4.1 水木しげるロードの景観づくり

境港市では 1992 年から、商店街活性化の一環として、水木しげるの漫画「ゲゲゲの鬼太郎」のコンテンツを活用した取り組みを行なっている。図 3 は「水木しげるロードリニューアル基本構想」^[4]および「妖怪ガイドブック第 19 版」^[5]にある年表から景観に関する整備事業を整理したものである。1993 年の水木しげるロードの開業から、2018 年の水木しげるロードリニューアルまで 26 年間における新興コンテンツを活用した景観づくりに関する取り組みの年表である。1993 年の水木しげるロード開業に伴って 23 体のキャラクターが使用されたブロンズ像が設置され、以降は定期的にブロンズ像が増設されていた。2018 年の水木しげるロードリニューアルまでは

177 体のキャラクターブロンズ像が水木しげるロードに設置された。

一方、2000 年から、民間企業によって設置された「妖怪神社」をはじめ、2003 年に水木しげるロードの主要な拠点集客施設の「水木しげる記念館」、キャラクターが使用された街灯などのストリートファニチャーも相次ぎ設置された。

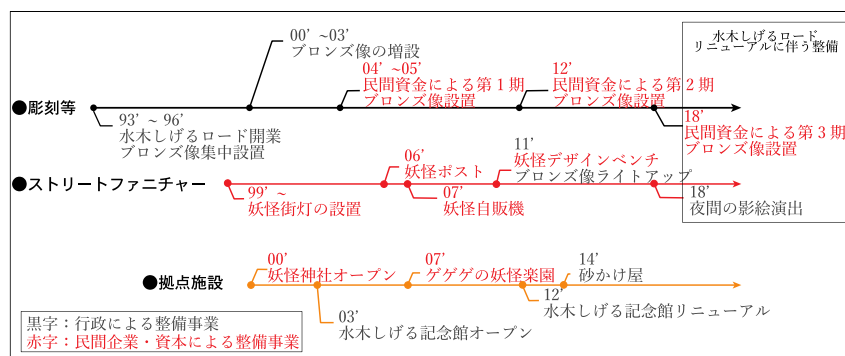


図3 水木しげるロードの景観づくりに関する年表

水木しげるロードの範囲として、図4で示されているように「I 境港駅」から、「V 水木しげる記念館」まで約 800m のエリアである。水木しげるロードの景観として図4の景観事例1のような巨大壁画のインパクトある景観や図4の景観事例2のブロンズ像を中心とした街並みの景観および、図4の景観事例3の「V 水木しげる記念館」の施設を中心とした景観が見られる。長期的な景観づくりを行っているため、水木しげるロードでは、新興コンテンツで構成された、多様な景観が見られた。

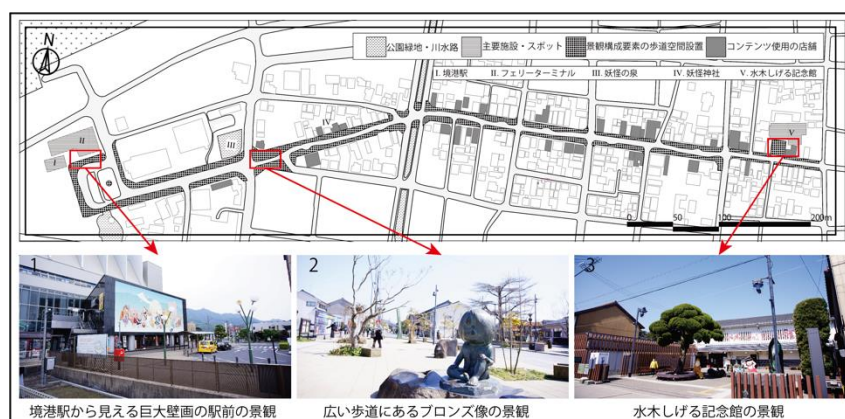


図4 水木しげるロードの景観構成要素の設置場所と景観の例

水木しげるロードの初期は既存の都市空間にキャラクターのブロンズ像を設置することによって景観づくりを試みた。しかし、ブロンズ像を設置することによって景観づくりを試みた。しかし、ブロンズ像を設置することによって景観づくりを試みた。

ンズ像の設置だけの景観づくりに留まらず、取り組みの長期の進行によって、ブロンズ像だけではなく、他種類の景観構成要素が相次ぎに投入され、徐々に新興コンテンツが従来の都市空間に浸透していた。また、集客性の施設の開設より体験滞在のできる新たな新興コンテンツ色が溢れる都市景観も創出した。都市空間の新興コンテンツを活用した景観構成要素、施設の充実によって、従来の都市空間と新興コンテンツ間のバランスを見直し、大規模の道路工事や景観構成要素の再配置によって、新興コンテンツが都市に溶け込むような景観づくりを試みている。水木しげるロードの新興コンテンツを活用した景観づくりは常に進化しており、観光客の長期的な呼び込みに成功したことで、新興コンテンツの活用が長期的に行われている要因と言える。一方、従来の都市景観、賑わいは新興コンテンツによって、向上させることは地域の人々の新興コンテンツが都市に入り込むことに対する理解・認可も不可欠であると考えられる。

4.2 新興コンテンツを活用した景観の演出

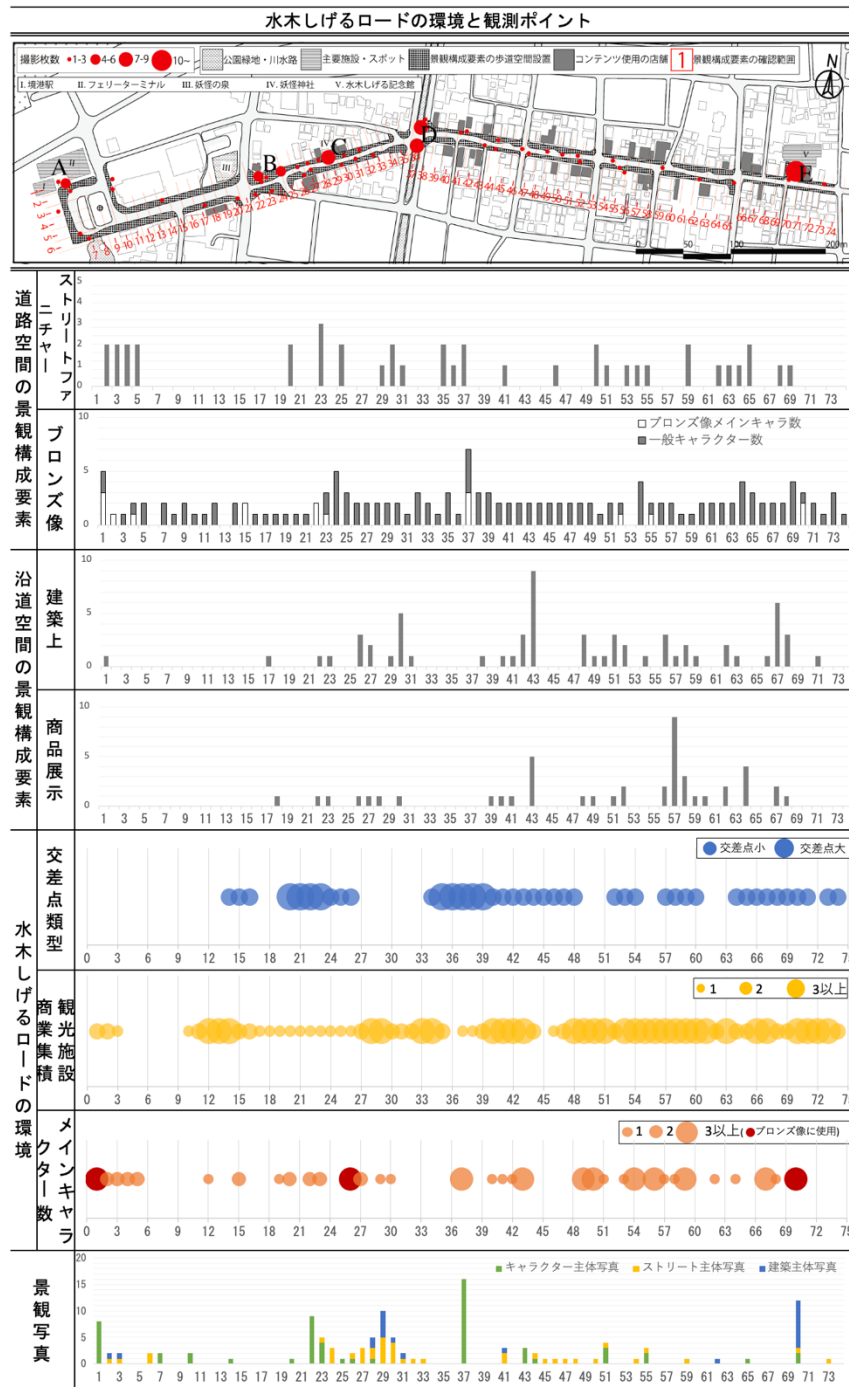
水木しげるロードの景観構成要素はどのような景観を演出していることを明らかにするために、起点の境港駅の南側歩道から 12m 間隔で終点の水木しげる記念館まで 74 の景観構成要素の観測エリアを設置した。それぞれのエリア内に設置されている景観構成要素の種類と設置数及び来訪者がよく写真を撮影する場所を記録し、景観構成要素の演出をシークエンス的に表現・分析を行った。

水木しげるロードの景観構成要素を彫刻類、ストリートファニチャー、建築装飾、商品展示の 4 つの類型に分け、各類型における設置数量は表 3 に示されている。彫刻類の景観構成要素はブロンズ像を中心として、始点の境港駅から水木しげる記念館まで配置されており、特に観測エリアの 1、24、37、54、64、69 では水木しげるロードの拠点施設と大きな交差点がある交通人流が多い都市空間での設置数のピークが見られた、その他のエリアにおいて、平均的に設置している。

ストリートファニチャーはエリアを通した設置は見られなかったが、水木しげるロードの拠点施設となる場所や大きな交差点での集中的な配置が見られた。

建築装飾と商品の陳列において、水木しげるロードの商業環境が集積しているエリアでの配置が中心であり、歩道空間での景観構成要素の設置数は比較的少ないエリアで設置数のピークが見られた。

表3 景観構成要素、都市環境および来訪者の視点場のシークエンス変化



水木しげるロードの景観構成要素における演出において、ブロンズ像が歩道空間に沿って設置されており、水木しげるロードのテーマ的な景観である。水木しげるロードの都市空間はブロンズ像によって連結されておりエリアを回遊する目印の役割も兼ねている。また、水木しげるロードの主要施設の周辺と道の交差する場所において、道路空間の景観構成要素の集中的な配置によって、変化が溢れる景観を創出している。沿道空間において、道路空間の景観構成要素

素は比較的に平均的に設置されているエリアにおける集中的な配置が見られ、景観の変化の少ない道路空間の景観に比べ店が中心となる商業的な沿道空間による鮮やかなコンテンツ色の景観演出が目立つ。商業集積エリアにおける来訪者の回遊を促進できる景観を構成していると考えられる。

4.3 来訪者に注目される景観

水木しげるロードを訪ねる来訪者が撮影した 120 枚の景観写真の主被写体の類型は表 4 で示された「キャラクターメイン」「建築物メイン」「ストリートメイン」の 3 類型である。「キャラクターメイン」の写真数は最も多く、ほとんどの写真は水木しげるロードに設置されているブロンズ像を対象として、撮影していることが分かった。

表 4 来訪者の景観写真におけるメイン被写体

ストリートメイン	建築メイン	キャラクターメイン
		
40枚	22枚	58枚

表 3 の景観写真が撮影された視点場と撮影枚数の階級および景観構成要素の種類と都市の環境におけるシークエンスの変化が示されている。来訪者がよく写真を撮影する場所として、拠点施設がある集客性の強い都市空間と景観構成要素の設置数が多い A、B、C、D、E の 5 箇所である。それらの場所における来訪者が撮影した代表的な写真は表 5 にまとめ、来訪者に注目された水木しげるロードの景観として以下の特徴が見られた。

- ①終始点の場所の景観が注目されやすい。A と E のような駅の出口付近、記念館周辺におけるブロンズ像、迫力がある巨大壁画、施設の建物の景観が来訪者に強い関心を持っている。
- ②整備された綺麗な街並みが景観として捉えやすい。A2、B3、C3、その他のストリート景観の景観写真は、街並みと歩道空間が綺麗に整備された場所または、新興コンテンツを活用した景観構成要素が設置された建築物のある景観は注目されている。
- ③コンテンツの人気キャラクターは景観の中心となる。A1、B1、

B2、D1、D3 のような活用した新興コンテンツの主人公が使われた
 景観構成要素が設置された場所では、景観構成物を中心に、街並み
 が背景となる景観構成が来訪者に関心が示されている。

表 5 来訪者がよく写真を撮る場所の景観事例

駅前エリアの主被写体となった景観構成要素の景観写真の一例		
A1 	A2 	A3 
広場エリアの主被写体となった景観構成要素の景観写真の一例		
B1 	B2 	B3 
妖怪神社エリアの主被写体となった景観構成要素の景観写真の一例		
C1 	C2 	C3 
川エリアの主被写体となった景観構成要素の景観写真の一例		
D1 	D2 	D3 
記念館エリアの主被写体となった景観構成要素の景観写真の一例		
E1 	E2 	E3 
その他街並みの景観写真の一例		
		

5. まとめ

本研究は新興コンテンツを活用した景観づくりについて以下の知見を得ることができた。

(1)景観構成要素の多様性が重要である

新興コンテンツを景観資源として活用する際には街中に配置する景観構成要素の多様化は重要である。水木しげるロードのように、道路空間に限らず、店舗などの私的沿道空間まで、新興コンテンツの景観が浸透していることによって、賑わいのある景観が街中で構成されていることが確認できた。

(2)核となる景観スポットが重要である

境港市の水木しげるロードの景観構成において、キャラクターのブロンズ像は水木しげるロードの各都市空間を繋ぎ、ブロンズ像がテーマとなる景観が構成されている。加えて、景観構成要素設置数の強弱が付けられており、多様な景観構成要素が集積する核となる景観が見られた。一つのコンテンツを使っているにも関わらず、景観構成要素の種類と数量によって景観の変化が生じるために景観の単調さが緩和される。

(3)メインキャラクターは景観の要である。

新興コンテンツの各要素において、メインキャラクターは最も認知度の高い要素であり、来訪者がメインキャラクターのある景観を注目しやすい。また、メインキャラクターが使用されているブロンズ像などの景観構成要素が配置されている場所では、街並みが綺麗に整っている場所が多い。メインキャラクターが使用された景観構成要素によって、背景の町並み景観への関心も生まれ、メインキャラクターの景観活用は都市の景観を来訪者に印象つけると目に重要な要素である。

注釈

[1]アニメなどのコンテンツの中に出現した風景は、一部のファンたちが現実世界の風景と照合し、作品の舞台・ロケ地を割り出し、作品の「聖地」として発信することで、「聖地巡礼」の活動へ発展する。結果、「聖地」となる地域は来訪者が増えることに気づき、来訪者をおもてなし、また地域新興・宣伝のためにコンテンツを活用した取り組みを行い始めることが多い。

[2]水木しげるロード土曜夜市実行委員会,「春の水木しげるロードフォトコンテスト」,
<https://www.instagram.com/explore/tags/%E6%98%A5%E3%81%AE%E6%B0%B4%E6%9C%A8%E3%81%97%E3%81%92%E3%82%8B%E3%83%AD%E3%83%BC%E3%83%89/?hl=ja>, 2021年8月

[3]水木しげるロード土曜夜市実行委員会,「夏の水木しげるロードフォトコンテスト」,
<https://www.instagram.com/explore/tags/%E5%A4%8F%E3%81%AE%E6%B0%B4%E6%9C%A8%E3%81%97%E3%81%92%E3%82%8B%E3%83%AD%E3%83%>

- BC%E3%83%89/?hl=ja, 2021 年 8 月
- [4]水木しげるロード土曜夜市実行委員会,「秋の水木しげるロードフォトコンテスト」,
<https://www.instagram.com/explore/tags/%E7%A7%8B%E3%81%AE%E6%B0%B4%E6%9C%A8%E3%81%97%E3%81%92%E3%82%8B%E3%83%AD%E3%83%BC%E3%83%89/?hl=ja>, 2021 年 8 月
- [5]境港市観光協会,「思い出の水木しげるロードフォトコンテスト」,
<https://www.instagram.com/explore/tags/%E6%80%9D%E3%81%84%E5%87%BA%E3%81%AE%E6%B0%B4%E6%9C%A8%E3%81%97%E3%81%92%E3%82%8B%E3%83%AD%E3%83%BC%E3%83%89/?hl=ja>, 2021 年 8 月
- [6]Instagram,「#水木しげるロードの思い出」,
<https://www.instagram.com/explore/tags/%E6%B0%B4%E6%9C%A8%E3%81%97%E3%81%92%E3%82%8B%E3%83%AD%E3%83%BC%E3%83%89%E3%81%AE%E6%80%9D%E3%81%84%E5%87%BA/?hl=ja>, 2021 年 8 月

参考文献・資料

- [1]竹田直樹,八木健太郎(2013 年),「都市空間に進出したマンガやアニメなどに関わるサブカルチャーコンテンツの性質と受容形態に関する考察」,環境芸術 Vol.12 , pp.77-84 , 環境芸術学会
- [2]八木健太郎,竹田直樹(2013 年),「都市空間におけるアートとマンガやアニメなどのキャラクターに関する考察」,環境芸術 Vol.12 , pp.85-90 , 環境芸術学会
- [3]澤田廉路,松村暢彦(2011 年),「地方都市の漫画キャラクターを活用した商店街活性化プロセスに関するエリアマネジメントの研究ー水木しげるロードの事例研究ー」,日本建築学会技術報告集 Vol.17 No.36, pp.671-676, 日本建築学会
- [4]境港市(2014 年),「水木しげるロードリニューアル基本構想【資料篇】」,pp.23-27
- [5]境港市観光協会(2018 年),「妖怪ガイドブック第 19 版」,pp.29

論文 大学キャンパス境界部の開き方に関する研究

○学生会員 張 煜嘉／九州大学

正 会 員 坂井 猛／九州大学

学生会員 郝 詠然／九州大学

1. はじめに

1.1 研究の背景と目的

20世紀初期までに建設されたキャンパスの多くは、周辺が市街地化し、住宅や商業施設に囲まれている。広大な敷地面積を有する大学のキャンパスは周辺市街地とは異なる空間を構成し、境界には植栽、塀、柵等のバリアを設置している。近年、都市部への人口集中とともに、都市の知的インフラとしての大学の役割は、その重要性を増し、市街地と大学キャンパスが隔離されることなく地域と物理的にも往来しやすい環境を備えることが期待されている。

本研究は、都市の市街地に立地するキャンパスを対象として、キャンパスと周辺土地利用との物理的な繋がりとしての境界空間に着目して、その開き方を明らかにすることを目的とする。

1.2 既往の研究

これまでの大学キャンパスと都市の相互関係に関する研究として、キャンパスと都市の関係が地域発展に与える影響について論じた研究¹⁾、キャンパスと都市の境界部が多主体連携の促進に果たす役割について論じた研究²⁾、キャンパス型キャンパスと非キャンパス型キャンパスと都市間の関係について論じた研究³⁾、九州大学の伊都キャンパスと大橋キャンパスは都市との関係について論じた研究⁴⁾、同済大学四平路キャンパスに対して都市とキャンパスの境界を弱める方法について論じた研究⁵⁾はあるが、キャンパス境界部の土地利用から大学キャンパス境界部の開き方を論じた研究はみられない。本研究は、キャンパスと都市境界空間における空間要素に注目し、各要素の特徴に応じたキャンパス境界部の開き方について論じる。

1.3 研究の方法

対象とする大学キャンパス7校を選定し、境界部を有限要素法で分析する。次に、各キャンパスの境界部におけるバリアの状況を明らかにし、キャンパスの開き方に関する判断モデルを作成する(図1-1)。

2. 研究対象の選定と有限要素法による測定

キャンパスの選定にあたり、QS-ranking 2023の上位50大学のうち市街地の立地状況に関して5つの基準を設計し(表2-1)、物理的なバリアがキャンパス全周を囲んでいない7大学のキャンパスを選定した(表2-2)。

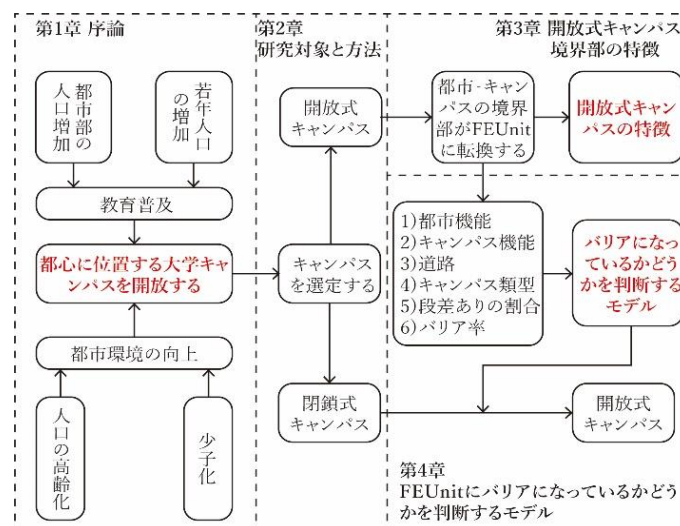


図1-1 研究のフロー

表2-1 研究対象を選定する基準 表2-2研究対象

基準	内容
①	キャンパスが市街地に立地しており、市役所までの距離が10キロ以下であること
②	キャンパスが複数の自治体に跨らないこと
③	キャンパスに隣接する市街地のキャンパス境界全周に対する割合が70%以上
④	キャンパスに隣接する市街地との境界全周にバリアが設置されていないこと
⑤	面積が最大のキャンパスに本部機能が立地していること

大学	略称	類型	QS-ranking (2023)	開校年	国	都市	犯罪率(千人あたり/年)	都市人口(万人)	面積(ha)	周長(m)
California Institute of Technology	CALT	私立	6	1891	U.S.	Pasadena	26.96	13.57	50.18	4191
University of Chicago	UCHI	私立	10	1892	U.S.	Chicago	32.51	269.7	67.56	4017
University of Pennsylvania	UPEN	私立	13	1740	U.S.	Philadelphia	34.66	157.6	129.41	7072
Yale University	YALE	私立	18	1701	U.S.	Newheaven	38.92	13.51	149.22	14069
The University of Manchester	UMAN	公立	28	1824	Britain	Manchester	42.3	55.32	61.98	5755
The University of Melbourne	UMEL	公立	33	1853	Australia	Melbourne	159.6	507.8	60.06	3695
University of Toronto	UTOR	公立大学 院制	34	1827	Canada	Toronto	34.28	293	75.89	5468

キャンパス境界部の物理的な状態を把握するため、キャンパスと都市の境界空間を「有限エッジ単位」(Finite Edge Unit、以下FEUnit)に分解し(図2-1)、有限要素法(Finite Element Method)を適用し、境界部の土地利用及び道路の状況をみるため、道路の類型と車線数をデータ化する(表2-3)。

各FEUnitは3つの要素、すなわち「キャンパス機能」「都市機能」と「道路」から構成されている(表2-4)。「キャンパス機能」にキャンパスの敷地内の境界部における建物及び室外空間を11タイプに判別する(表2-5)。「都市機能」にキャンパスと隣接する外部の建物及び室外空間を11タイプに判別する(表2-6)。

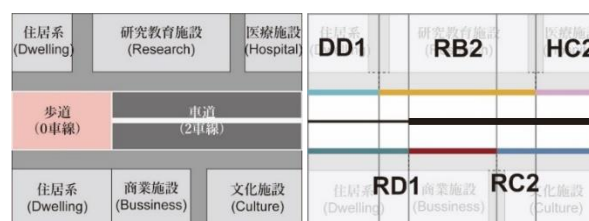


図2-1 キャンパス-都市境界のFEUnit化

表2-3 道路の分類

道路		
記号	類型	車線数
1	歩道	0車線
2	車道+歩道	1-3車線
3	車道+歩道	4車線以上

表2-4 FEUnitの構成

FEUnit		
キャンパス機能	都市機能	道路
D、R、H、L、C、S、G、O、B、I、p	D、E、H、P、C、S、G、O、B、I、p	1、2、3

表 2-5 キャンパス機能の分類

キャンパス機能	略称	具体的な対象
住居系	D	寮、ゲストハウス等
研究教育施設	R	研究所、図書館、教室等
医療施設	H	病院、保健所等
生活利便施設	L	郵便センター、食堂等
文化施設	C	ギャラリー、教会、博物館等
運動施設	S	運動場、体育館、ジム等
緑地・オープンスペース他	G	公園、庭園、広場等
事務施設	O	事務局施設、出版社等
商業系用途	B	カフェ、ホテル等
インフラ施設等	I	発電所、ごみ回収、倉庫等
駐車施設	p	駐車場等

表 2-6 都市機能の分類

都市機能	略称	具体的な対象
住居系	D	アパート、戸建住宅等
教育研究施設	E	小学校、中学校等
医療施設	H	病院、動物病院等
公共施設	P	警察署、政府等
文化施設	C	教会、劇場、博物館等
運動施設	S	運動場、体育館、ジム等
緑地・オープンスペース他	G	公園、広場等
事務施設	O	会社、銀行等
商業系用途	B	レストラン、ホテル等
工業系用途	I	工場、倉庫、鉄道等
駐車施設	p	駐車場等



図 2-2 バリア 注1)

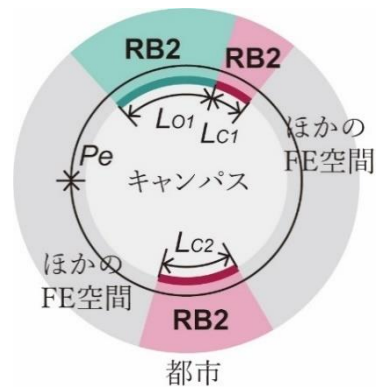


図 2-3 バリア率

2.3 FEUnitにおけるバリア率

キャンパス敷地内の境界部に設置され、キャンパスと周辺の往来を阻む植栽、塀、柵などをバリアとする(図2-2)。FEUnitにおけるバリアを形成する土地利用上の要因を明らかにするため、FEUnitにおけるバリアの有無を判断する基準として、バリア率を以下の手順で算定する(図2-3)。

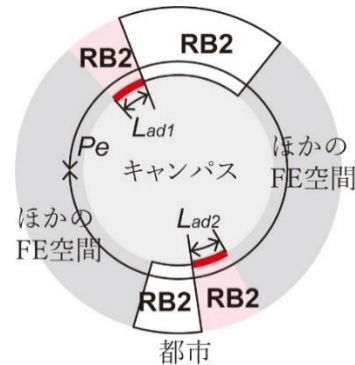


図 2-4 段差ありの割合

$$R_B = L_C / L_{FE} \dots\dots\dots (1)$$

$$L_{FE} = L_0 + L_C \dots\dots\dots (2)$$

$$L_C = L_{C1} + L_{C2} + \dots\dots\dots L_{Cn} \dots\dots\dots (3)$$

$$L_0 = L_{O1} + L_{O2} + \dots\dots\dots L_{On} \dots\dots\dots (4)$$

R_B : FEUnitのバリアを有する部分の全長に対する割合

L_{FE} : FEUnitの全長

L_C : FEUnitでバリアを有する部分の長さ

L_0 : FEUnitでバリアを有しない部分の長さ

n : FEUnitの不連続なセグメント数

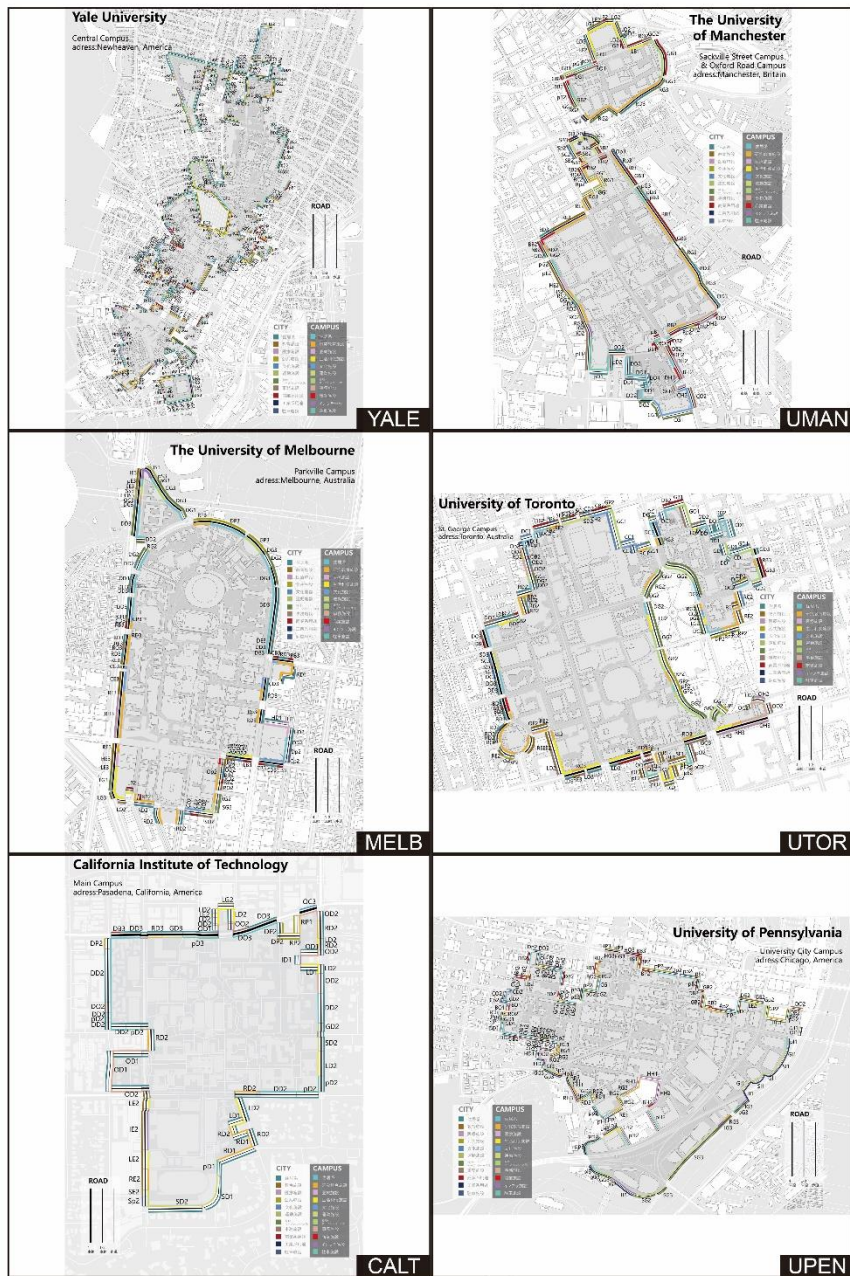


図 3-1 各キャンパスと都市の FEUnit

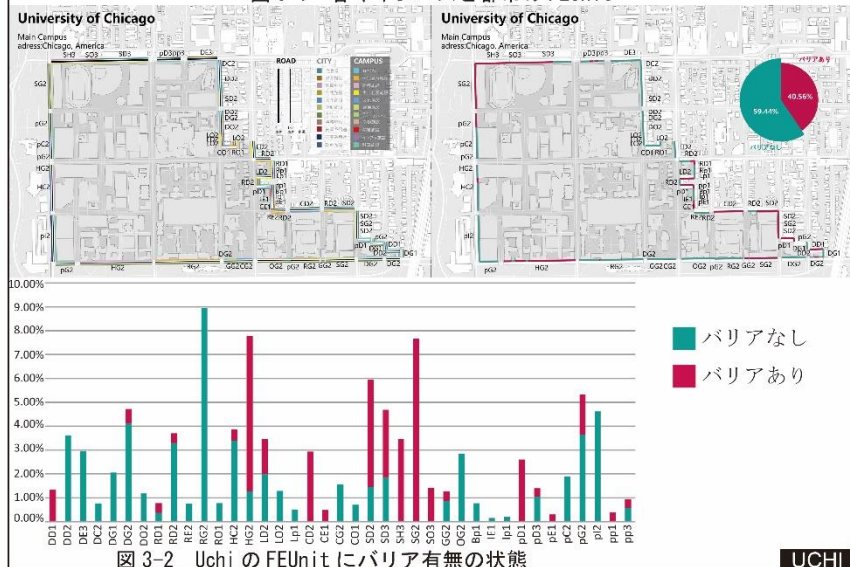


図 3-2 Uchi の FEUnit にバリア有無の状態

2.4 段差

FEUnitにおけるキャンパスと道路の高低差 H が1.2m以上ある場合は「段差あり」とみなす(図2-4)。

$R_{ad}=L_{ad} / L_{FE}$ (5)

$L_{ad}=L_{ad1}+L_{ad2}+\cdots\cdots L_{adn}$ (6)

R_{ad} : FEUnitにおける $|H|>1.2m$ 部分のFEUnitの全長に対する割合
 L_{ad} : FEUnitにおける $|H|>1.2m$ 部分の長さ

2.5 キャンパス全長に対するFEUnitの割合

キャンパスの全長に対するFEUnitの割合 R_{FE} を以下の手順で算定する。

$R_{FE}=L_{FE}/P_e$ (7)

P_e : キャンパスの全長(図2-3)。

表3-1 FEUnitの長さの平均値と都市人口

大学	CALT	UCHI	UMEL	UMAN	UTOR	UPEN	YALE
FEUnitの種類数	32	39	65	73	85	93	108
P_e	4191	4017	3695	5755	5468	7072	14069
L_{FE} の平均値	130.98	103.01	56.8455	78.8335	64.327	76.048	130.27
都市人口(万人)	13.57	269.7	507.8	55.32	293	157.6	13.51

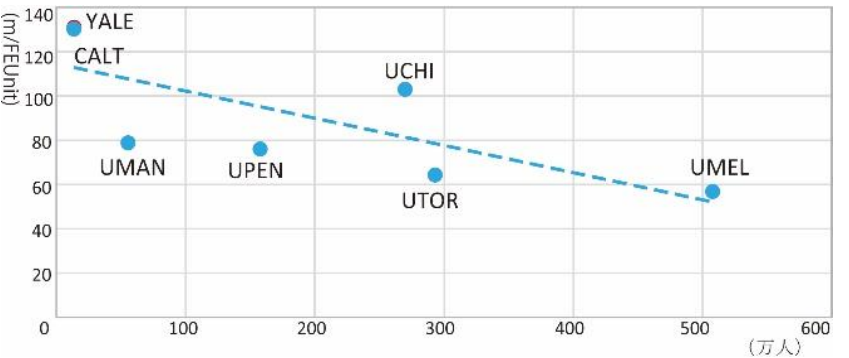


図3-3 FEUnitの長さの平均値と都市人口の相関性

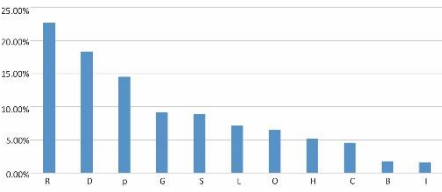


図3-4 境界全長に対するキャンパス機能の割合

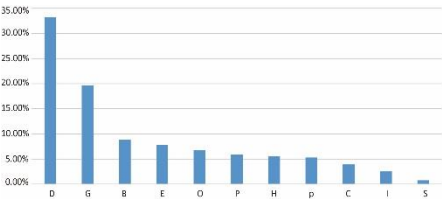


図3-5 境界全長に対する都市機能の割合

表 3-2 バリア率

大学	記号	類型	キャンパス境界		
			全長 (m)	バリアあり部分	
				長さ (m)	割合
UTOR	3	公立学院制	5468	1798	32.89%
CALT	2	私立	4191	1631	33.33%
UCHI	2	私立	4017	1629	40.56%
YALE	2	私立	14069	6621	47.06%
UPEN	2	私立	7072	3374	47.71%
UMEL	1	公立	3695	1845	49.94%
UMAN	1	公立	5755	3054	53.07%

表3-3 都市機能とキャンパス機能の組合せのキャンパス境界全長に対する割合

		キャンパス機能										
		D	R	H	L	C	S	G	O	B	I	p
都市機能	D	8.21%	7.31%	1.46%	2.23%	1.21%	3.11%	1.93%	2.87%	0.40%	0.14%	4.36%
	E	1.00%	2.51%	0.45%	1.01%	0.38%	0.32%	0.16%	0.21%	0.09%	0.69%	1.02%
	H	0.38%	1.31%	0.74%	0.35%	0.18%	0.49%	0.05%	0.73%	0.23%	0.00%	1.06%
	P	1.63%	1.49%	0.27%	0.19%	0.06%	0.00%	1.15%	0.19%	0.29%	0.06%	0.54%
	C	0.86%	0.51%	0.57%	0.03%	0.24%	0.29%	0.52%	0.41%	0.00%	0.00%	0.50%
	S	0.08%	0.18%	0.02%	0.03%	0.00%	0.07%	0.00%	0.12%	0.00%	0.19%	0.08%
	G	3.17%	4.74%	1.26%	1.33%	1.15%	2.76%	2.50%	0.63%	0.10%	0.00%	2.01%
	O	0.90%	1.10%	0.14%	0.94%	0.47%	0.43%	0.64%	0.48%	0.10%	0.13%	1.45%
	B	1.27%	2.16%	0.04%	0.83%	0.68%	0.41%	1.61%	0.59%	0.33%	0.00%	0.93%
	I	0.04%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.66%	0.41%	0.11%	0.01%	0.37%	0.91%
	p	0.77%	1.34%	0.22%	0.18%	0.19%	0.35%	0.14%	0.17%	0.22%	0.05%	1.65%

3. キャンパス境界部の特徴

7つのケースをFEUnitに変換し、キャンパス境界部の各FEUnitにおけるバリア有無の状態を算定したところ、FEUnitの類型数は、CALT、UCHIが少なく、UPEN、YALEが多い(図3-1, 図3-2, 表3-1)。都市人口とFEUnitの長さの平均値を散布図にしたところ、都市人口が大きいほどFEUnitの長さの平均値が小さくなる(図3-3)。これは、都市規模の拡大や土地価格の上昇によりキャンパス境界における施設敷地が分割され面積が減少していることが考えられる。キャンパス境界全長に対するバリアを有する部分の割合は、UTOR、CALTが少なく、UMAN、UMELが多い(表3-2)。7つケースの平均値からキャンパスの境界全長に対するキャンパス機能の割合は「R」「D」「p」「G」の順に多く(図3-4)、都市機能の割合は「D」「G」「B」「E」の順に多い(図3-5)。キャンパス全長に対する都市機能とキャンパス機能組合せは、「DD」「RD」「RG」「pD」「DG」の順に多い(表3-3)。

4. FEUnitにおいてバリアが存在するか否かを判断するモデル

これまでの分析をもとに、まず、SPSSの二項ロジスティック分析で「キャンパス機能」「都市機能」「道路」「運営形態」「Rad」「都市人口」「犯罪率」「面積」「周長」「R_{FE}」を導入してバリアが存在するか否かを判断するモデル1を構築し、影響力がある要素を選別する。その上で、選別された影響要素を導入しバリアが存在するか否かを判断するモデル2を構築する。

4.1 モデル1

従属変数はFEUnitにおけるバリアが存在している場合である。バリア率50%以上(存在するとみなす)を「1」、バリア率50%未満(存在しないとみなす)を「0」とする。また、「キャンパス機能」「都市機能」「道路」「運営形態」をダミー変数に転換する。「キャンパス機能(1-11)」各用途の建物または室外空間がある場合は「1」、ない場合は「0」とする。「都市機能(1-11)」各用途の建物または

室外空間がある場合は「1」、ない場合は「0」とする。「道路(1-3)」各種道路がある場合は「1」、ない場合は「0」とする。「運営形態(1-3)」各種大学がある場合は「1」、ない場合は「0」とする。「Rad」「都市人口」「犯罪率」「面積」「周長」「R_{FE}」を連続変数とする。

各変数の係数を算定したところ、「都市人口」「犯罪率」「面積」「周長」「R_{FE}」の有意確率>有意水準 $\alpha=0.05$ であり、これらの要素がFEunitにバリアの存在との関連が少ないことから、これらの要素を外してモデル2を構築する(表4-1)。

4.2 モデル2

モデル2に、「キャンパス機能」「都市機能」「道路」「運営形態」「Rad」を導入し、バリアが存在するか否かを判断するモデルを構築する。従属変数はFEunitにおけるバリアが存在している場合である。バリア率50%以上(存在するとみなす)を「1」、バリア率50%未満(存在しないとみなす)を「0」とする。「キャンパス機能」「都市機能」「道路」と「大学の類型」をダミー変数に転換する。「キャンパス機能(1-11)」各用途の建物または室外空間がある場合は「1」、ない場合は「0」とする。「都市機能(1-11)」各用途の建物または室外空間がある場合は「1」、ない場合は「0」とする。「道路(1-3)」各種道路がある場合は「1」、ない場合は「0」とする。「運営形態(1-3)」各種大学がある場合は「1」、ない場合は

表4-1 方程式中の変数

モデル1		記号	係数	標準誤差	Wald	自由度	有意確率	Exp(B)
キャンパス機能	D	1	1.223	0.652	3.521	1	0.061	3.396
	R	2	0.289	0.650	0.198	1	0.656	1.335
	H	3	1.056	0.697	2.295	1	0.130	2.876
	L	4	0.252	0.724	0.121	1	0.728	1.287
	C	5	0.595	0.707	0.707	1	0.400	1.812
	S	6	1.780	0.737	5.836	1	0.016	5.929
	G	7	0.989	0.667	2.198	1	0.138	2.688
	O	8	0.316	0.697	0.205	1	0.650	1.371
	B	9	0	0	24.855	10	0.006	0
	I	10	1.366	0.814	2.816	1	0.093	3.919
	p	11	1.508	0.643	5.499	1	0.019	4.518
都市機能	D	1	0.898	0.434	4.281	1	0.039	2.455
	E	2	0.600	0.498	1.448	1	0.229	1.822
	H	3	0.555	0.538	1.066	1	0.302	1.742
	P	4	1.314	0.546	5.790	1	0.016	3.721
	C	5	1.295	0.531	5.954	1	0.015	3.652
	S	6	1.611	0.804	4.015	1	0.045	5.006
	G	7	0.503	0.439	1.313	1	0.252	1.653
	O	8	1.058	0.473	5.002	1	0.025	2.880
	B	9	0	0	11.941	10	0.289	0
	I	10	0.703	0.961	0.534	1	0.465	2.019
	p	11	0.670	0.506	1.754	1	0.185	1.954
道路	歩道のみ	1	0	0	19.714	2	0.000	0
	2車線道路	2	-1.216	0.285	18.198	1	0.000	0.297
	4車線以上道路	3	-0.532	0.317	2.813	1	0.093	0.588
運営形態	公立	1	0	0	5.631	2	0.060	0
	私立	2	-1.208	0.515	5.508	1	0.019	0.299
	公立学院制	3	-1.091	0.774	1.988	1	0.159	0.336
都市人口（万人）			0.000	0.003	0.001	1	0.969	1.000
犯罪率			0.001	0.010	0.011	1	0.916	1.001
面積			0.006	0.009	0.507	1	0.477	1.006
周長			0.000	0.000	0.132	1	0.716	1.000
R _{FE}			4.179	6.932	0.364	1	0.547	65.329
R _{adj}			3.225	0.542	35.448	1	0.000	25.150
定数			-1.611	0.792	4.138	1	0.042	0.200

「0」とする。「Rad」を連続変数とする。

4.2.3 モデルの情報と回帰式

モデル係数のオムニバス検定で有意確率=0.000<有意水準 α =0.05であることから、求めた式を予測に用いる。HosmerとLemeshowの検定で有意確率=0.665>有意水準 α =0.05であることから、このモデルはデータに適合していると判断できる。予測正解率は70.7%である（表4-2）。

$$\log \frac{p}{1-p} = \sum_{i=1}^{n=11} \{ \text{キャンパス機能}(i) \text{の係数} \times \text{キャンパス機能}(i) \} + \sum_{i=1}^{n=11} \{ \text{都市機能}(i) \text{の係数} \times \text{都市機能}(i) \} + \sum_{i=1}^{n=3} \{ \text{道路}(i) \text{の係数} \times \text{道路}(i) \} + \sum_{i=1}^{n=3} \{ \text{運営形態}(i) \text{の係数} \times \text{運営形態}(i) \} + 3.299 \times \text{「Rad」} - 0.89 \quad \dots\dots\dots (5)$$

表4-2 モデル2情報

処理したケースの要約			モデル係数のオムニバス検定					
重み付きのないケース*		度数	パーセント					
選択されたケース	分析で使用	495	100.0	モデル2	カイ 2 乗	自由度	有意確率	
	欠損ケース	0	0.0		ステップ	121.497	25	0.000
	合計	495	100.0		ブロック	121.497	25	0.000
選択されなかったケース		0	0.0		モデル	121.497	25	0.000
	合計	495	100.0					
Hosmer と Lemeshow の検定				予測の正解率				
				モデル2	予測			
					境界傾向		正解の割合	
モデル	カイ 2 乗	自由度	有意確率	観測	0	1		
				境界傾向	0	225	57	79.8
2	5.844	8	0.665		1	88	125	58.7
				全体のパーセント				70.7

表4-3 方程式中の変数

モデル2		記号	係数	標準誤差	Wald	自由度	有意確率	Exp (B)
キャンパス機能	D	1	1.172	0.638	3.370	1	0.066	3.228
	R	2	0.273	0.639	0.182	1	0.669	1.314
	H	3	1.109	0.693	2.561	1	0.110	3.031
	L	4	0.178	0.717	0.062	1	0.804	1.195
	C	5	0.554	0.698	0.629	1	0.428	1.740
	S	6	1.600	0.715	5.005	1	0.025	4.953
	G	7	0.993	0.664	2.241	1	0.134	2.700
	O	8	0.323	0.689	0.220	1	0.639	1.381
	B	9	0	0	24.485	10	0.006	0
	I	10	1.292	0.807	2.560	1	0.110	3.638
	p	11	1.511	0.637	5.631	1	0.018	4.531
都市機能	D	1	0.794	0.417	3.630	1	0.057	2.212
	E	2	0.493	0.487	1.023	1	0.312	1.637
	H	3	0.537	0.532	1.019	1	0.313	1.712
	P	4	1.339	0.536	6.230	1	0.013	3.813
	C	5	1.271	0.521	5.965	1	0.015	3.566
	S	6	1.655	0.801	4.269	1	0.039	5.235
	G	7	0.526	0.433	1.477	1	0.224	1.693
	O	8	0.960	0.466	4.253	1	0.039	2.612
	B	9	0	0	12.028	10	0.283	0
	I	10	0.563	0.928	0.369	1	0.544	1.757
	p	11	0.597	0.499	1.432	1	0.231	1.816
道路	歩道のみ	1	0	0	18.333	2	0.000	0
	2車線道路	2	-1.126	0.274	16.894	1	0.000	0.324
	4車線以上道路	3	-0.492	0.304	2.620	1	0.106	0.612
運営形態	公立	1	0	0	12.040	2	0.002	0
	私立	2	-0.723	0.250	8.377	1	0.004	0.485
	公立学院制	3	-1.020	0.340	9.022	1	0.003	0.360
Rad			3.229	0.534	36.493	1	0.000	25.247
定数			-0.890	0.696	1.635	1	0.201	0.411

モデル2: 投入された変数 運営形態, キャンパス機能, 都市機能, 道路, Rad

0<p<0.5のとき、バリアが存在しないと予測される。0.5<p<1のとき、バリアが存在すると予測される。

各変数の係数を算定したところ、「キャンパス(S, B, p)」「都市(S, P, C)」「道路(1, 2)」「学校の類型(1, 2, 3)」「Rad」の有意確率<有意水準 $\alpha=0.05$ であることから、これらの要素がFEUnitにバリアの存在との関連が高い(表4-3)。その上で、空間の公共性と安全性が共にバリアの形成に影響することが考えられる。

5. 結論

市街地に立地するQS-Ranking上位のキャンパスを対象として周辺市街地との関係、境界空間の開き方に関して、有限要素法を用いて分析し、以下を明らかにした。

- (1) キャンパス全長に対する各機能の割合を見ると、境界空間に教職員と学生の通勤と余暇活動に有効な施設が存在しており、都市人口が大きいほどキャンパス内外の隣接用途の組合せとしてのFEUnitの長さの平均値が小さくなる。都市規模の拡大や土地価格の上昇によりキャンパス境界における施設の敷地面積が減少することが影響していることが考えられる。
- (2) キャンパス内の「運動施設」「駐車施設」は、バリア形成の可能性を高め、「商業施設」はバリア形成の可能性を減らす。都市の「公共施設」「文化施設」「運動施設」は、バリア形成の可能性を高めている。
- (3) 「歩道のみ」「4車線以上道路」はバリア形成の可能性を高め、「1-3車線道路」はバリア形成の可能性を減らすことから、空間の公共性と安全性が共にバリアの形成に影響する。

【補注】

注 1) Google Map から The University of Melbourne の写真を引用。

【参考文献】

- 1) Michael Hebbert, The campus and the city: a design revolution explained, Journal of Urban Design, 23:6, 883-897, 2018.9
- 2) 柏原沙織, 矢原有理, 北沢猛, 上野武, 前田英寿, 安森亮雄, 松浦達也, 境界空間における多主体連携型まちづくりの展開, 日本建築学会技術報告集, 第15巻第31号, 897-902, 2009. 10
- 3) 小篠隆生, 小林英嗣, オープンスペースからみたキャンパス計画における大学と市街地との空間的関連と構造, ランドスケープ研究, 61巻5号, pp. 727-730, 1998. 3
- 4) Ahmed M.S. Mohammed, Tetsuya Ukai, The Impact of University Campuses on City Urbanization: A Syntactic and Socio-Spatial Analysis of Kyushu University Campuses in Japan, International Journal of Sustainable Development and

Planning, Vol.16 No.7, pp.1209-1220, 2021.11

- 6) Huang Luyao, Lluís Ortega, In-Between Boundary Reshaping The Boundary Space
To realize The Hierarchical Openness Of Gated Campus——Take TONGJI
University as an example, Universitat Politècnica de Catalunya, pp.1-124, 2021.7

論文 文化活動の「移動性」と都市空間構造の関係に関する研究
中国上海の下海廟の「迎神祭」を中心に

○正 会 員 魯牡丹／九州大学

学生会員 謝卓城／九州大学

正 会 員 坂井猛／九州大学

1. 序論

1.1 研究の背景と目的

中国は何千年もの歴史の中で独自の文化を形成し、地域ごとに特有の「風俗」を持っている。「風」は、特定の行動様式や文化イデオロギーが一時的に広まって「移動」する傾向にあり、「俗」は日常的な文化の情景が黙認され、慣習的に蓄積、演出されることを指す。このように文化は移動的特性とともに長い時間の中で自然に積層されてきた。

「移動」は、空間の内部と外部を連結し、構造の特性を伝える「転移性」がある。空間の間で「中間橋」の役割を果たし、空間的構造に影響を及ぼしているのだ。モバイル技術の発展とともに、「移動」は現代の生活を組織するための重要な手段になり、既存の概念を超え、新しい段階に引き上げ、学术界の関心を集めている。最近、「モビリティ観点」は、「移動」を基に、社会の現象を解釈し、理論化する研究傾向である。そうした「移動」は、日常的な人間の動きに限られたが、本研究は人間の「文化の活動」に焦点を絞り、空間構造秩序との関係について示したい。

一方、文化活動である「祭り」には、普段は見えない都市の本質構造が顕れる。本研究は、「祭りと都市空間構造の関係」を研究の対象として、文化が「移動」に基づいて演出されるモビリティ現象を、空間的に視覚化を通じて明らかにすることを目的とする。文化の変遷による都市空間の構造秩序を探索し、都市空間の活力の創出に理論的な補完を試みる。

1.2 研究の内容と方法

空間構造は特有の「言語」を含む。中国の上海の「下海廟」地域は、この「言語」を現在まで存続してきた。下海廟は乾隆1736年から1795年の間に建設された。最初は仏教寺院に過ぎなかったが、文化の進捗とともに、地域コミュニティの集結地になり、空間構造秩序が形成された。

本研究は、上海社会科学出版社から1937年に出版した地図「上海百業指南」を対象とし、「迎神祭」という伝統風俗に対する追跡を基に、地域文化活動の「移動性」と都市空間構造の関連性を推定する。そして、文化変遷に伴う地域都市空間構造秩序について考察を加える。

2. 下海廟地域の文化活動

2.1 下海廟地域空間の形成

中国の都市は、古くから「ほとんどすべてが特定の守護神または城隍神によって保護された」と普遍的に受け入れられてきた。

下海廟は「下海浦」の河岸に建てられた寺院であった^{注1)}。漁師が下海浦から出港しており、出港の前後に下海廟に集まって祈りをささげた。次第に、漁民が集まって暮らすようになり、下海寺を中心に漁村が形成され、上海鎮に発展し、今日の「上海」に拡張していった(図1、図2)。



図1. 上海の「下海廟地域」の位置略図



図2. 上海の「下海廟」と「迎神祭」

2.2 下海廟の「迎神祭」の「移動性」

古くから中国では一つの寺院を中心に、教民が銅鑼を鳴らし、太鼓を叩きながら神を祀り、地域を巡回し、このような文化活動は神様を迎える「迎神祭」と呼ばれる。

上海の歴史史料「申報」に基づき、迎神祭の移動経路を前述の地図「上海百業指南」に復元してみた結果、都市は新しい構造が加わった。現代的な文化空間として、喫茶店などの伝統文化空間の代わりに、上海の最初のシネマである東海大劇院、洋人バーを含む様々な現代施設が建設された。文化空間は、儀礼および象徴的機能から文化共感、更に文化消費の役割を果たし、「迎神祭」の動線に沿って密集し始め、広い地域まで拡張された(図3、図4)。

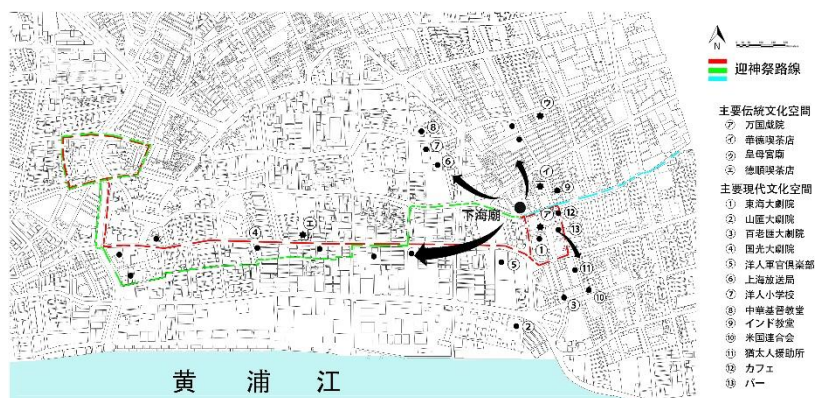


図 3. 「迎神祭」路線と文化空間の増設推移^{注2)}

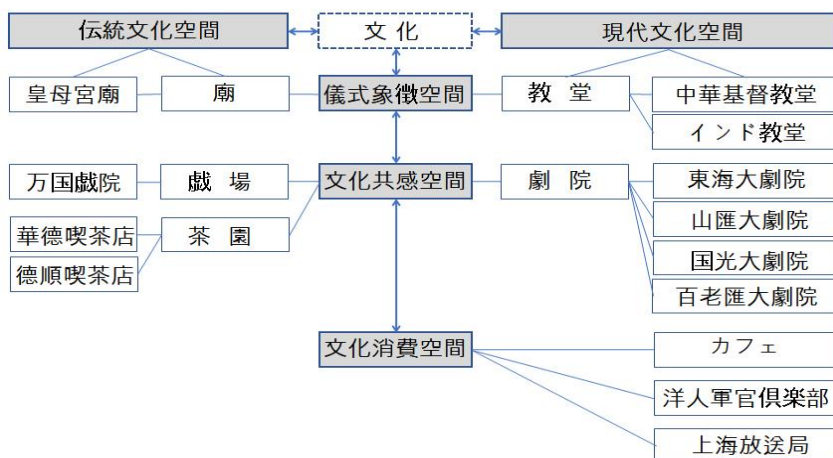


図 4. 文化活動による文化空間の変遷

初期の「迎神祭」は、海神を祀り、一つのコースに沿って進行したが、次第に規模が拡大し、盛大に行われた。「迎神祭」という特有の「移動」によって、物理空間の限界を打ち破り、周辺には文化消費者同士のコミュニケーションが構築された。「迎神祭」はメディアのような役割を果たし、空間の構造秩序は伝統都市から転移され、現代都市まで引き続き表した。「下海廟」空間は、地域文化の発祥地に刻印され、「迎神祭」は、地域コミュニティが結集の契機

となった。

3. 下海廟地域の都市空間構造

アメリカの建築家ヴィットー・アコンチ(Vito Acconci)によると、人々は2種類の空間に集まる。一つ目は、人々に均等な権利が与えられた「公的な空間」であり、二つ目は、誰にも権利が設定されない「公共化空間」であり干渉も抑制もない柔軟な空間である。アメリカの社会学者レイ・オルデンバーグ(Ray Oldenburg)は、柔軟な空間こそ多孔的で、「人々がコミュニケーションを形成し、疎通を促進する」と主張した。

一方、イギリスの社会人類学者ビクター・ターナー(Vicror W. Turner)は「空間の構造特性は人間の行為活動を規定する」ことを見破る。もっとも、多孔的な空間は、能動的で即興的な行為活動の特徴を現れる。そのため、下海廟地域は、最初から規範にとらわれない行為活動を見せていた。

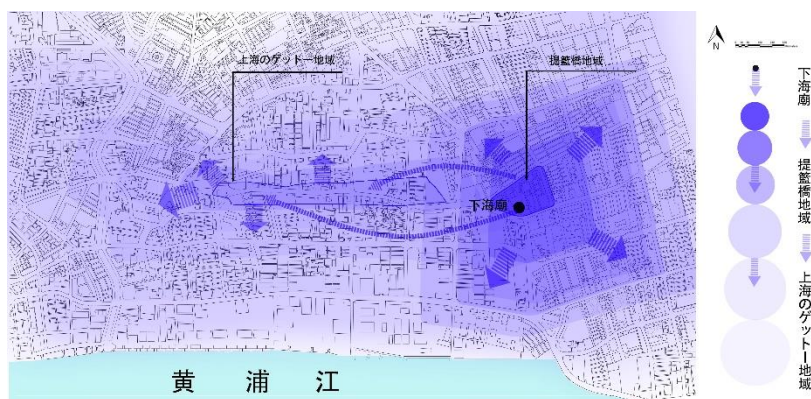


図 5. 文化活動による地域空間の拡張



図 6. 「提籃橋地域」と「上海のゲットー地域」

元々「迎神祭」は、即興で自発的だった。「迎神祭」が盛んになるにつれて、下海廟周辺には供物屋が立地し、道路沿いの露天供物商人も増加し、商人は商品の入った手さげかごを持ち集まった。

「下海廟地域」は、「手さげかごを持ちあげる」の意味で、「提籃橋地域」と呼ばれ、地域の文化活動の中心になった(図 5、図 6)。

20世紀初頭、上海の開港は、西洋文化の流入に伴い、地域文化に大きな波紋を起こした。この脈絡において、上海は伝統と近代文化

が入り混じった「万国林立」の様相も描いた。港に近いという地政学的長所と柔軟な空間構造によって、「下海廟地域」は、最初に異国的文化の混在を経験することとなった。外国から来た移住者も「下海廟地域」に押し寄せ、西洋式の建築を建設し、洋式文化空間を設立し、西洋人が密集して異国的な生活空間を広げ、上海のゲットー (Ghetto) と呼ばれた(図5、図6)。

空間構造秩序において過去と類似し、現在とつながったアイデンティティが表出される。下海廟地域は、洋式建築や中国の伝統住宅が、そのまま混在し、都市空間は伝統的な構造の永続性を示すとともに、複合的で多層的な構造も見られる。新しい構造が加わるようになったが、「迎神祭」による一つの秩序を存続しながら、その領域を広げていった。空間の構造秩序は文化活動の影響を受けて整備され、存続していった。



図 7. 下海廟地域の種類別空間構造比較

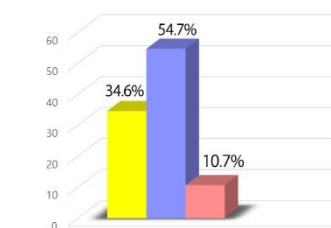


図8. ㊦㊧コース空間種類別面積百分率
注: 「迎神祭」移動路線ではないコース

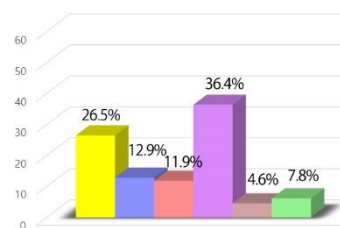


図9. ABCDコース空間種類別面積百分率
注: 「迎神祭」移動路線による設定

「迎神祭」の経過有無に基づいて、「上海百業指南」地図の下海廟地域を、2つのコースを選定し、比較してみた。「迎神祭」が経過するコースは商業と文化施設が密集した反面、「迎神祭」が経過しないコースは文化施設が欠乏し、工業施設が密集していた。「迎神祭」の移動経路は商業が発達し、文化施設が密集した住居地域であった(図 7-図 9)。

4. まとめ

(1) 「迎神祭」は伝統的文化活動として移動的特性を持ち、「移動性」によって、人間と空間を結合し、文化的なコミュニティの結束力に寄与している。

(2) 下海廟地域の多孔質で柔軟な空間は、地域コミュニケーションの形成に有益な助けとなっていた。

(3) 人間は空間を媒介として活動を展開し、文化活動の移動的特性によって現代空間構造が加わり持続した。

都市はどのような原則に従って成長すべきか、これは都市計画領域における永遠の研究テーマである。それにもかかわらず、都市は都市ごとの秩序で再編成され続けてきた。文化活動の「移動性」は都市空間構造と直接的に関連している。ダイナミックなモバイル文化が興行している今日、これからの都市計画に対する理論的な補完が期待される。

【注釈】

注1) 「浦」は元々小さな人工河川を指す言葉であった。宋代時期に至り、江の氾濫を防止するため、「浦」という水路を開設された。その後、江の水流が替わりつつ、「浦」が徐々に消失し、現在「下海浦」は「海門路」になっている。

注2) 1893年、1894年の上海の歴史史料「申報」に基づき復元した下海廟の迎神祭の移動経路である。

【参考文献】

- 1) Jaehyeon, L. (2013). Read a mobile culture by the classical concept, 1st ed., Korea, Communication Books, 10-19.
- 2) Seunghwan, K. (2010). Duality in the discourse of multicultural and locality, The Journal of Localitology, No.3, 75-105.
- 3) Seondo, k. (2014). Urban anthropology, 1st ed., Korea, Ahn Graphics, 593-597.
- 4) Zhihai, Y. (2008). From folk beliefs to modern peasants' social psychology, Masters thesis.
- 5) Yongsam, H. (2011). Die Otherization der Locality und die Local-Gemeinschaft, DaeDong Philosophical Association, 56th volume, 57-76.
- 6) Yunxia, C. & Tianye, Z. & Yuwen, X. (2019). From Xiahai Temple to urban space history, The paper, 1, Retrieved, May 18, 2019 from <http://www.thepaper.cn>

○正会員 児玉由美子／岡山県立大学

1. 背景と目的

現在の景観デザインは建築とか単体でなく人との関係や周りのモノとの関係で創出される運動体のようなものだと思っている。2020年は東京五輪の中心になる先端科学技術は IOT であると想定していた。胸につけるコサージュという花のアクセサリから発信される可視光通信や IOT 技術で宇宙の人口流れ星とつながり演出を想定していたがコロナで延期になり根本から提案を変えた。

生命科学 IOT 通信技術 西陣織などの伝統技術 と精神文化を融合させた作品は何かというテーマに変更した。コロナウィルスも作品の範疇に取り込んだ。2020 年 4 月上旬の提案会議の前日に東京五輪が延期になりショックであったが研究制作は続けた。どのような状況にあっても創作への熱は失わないと決めていた、五輪ほどの大きな国際行事になれば計画通りには進まず関係者の情熱だけが支えとなり中核にいるものは絶対にぶれないことが不可欠であると信じてきたからだ。北京五輪の時も四川地震に始まり内紛など紆余曲折し計画変更を余儀なくされてきた経験がある。絶対にやると信じた自分の力が多くの者を動かし実現に至った経験があった。冷静に判断して別のルートで山を登るのだ。コロナ下での異常事態でどうするのか背景にありまたこれを克服して新しい景観をつくる可能性もあると信じることでそのものが目的と化した。本講演ではだめになったときに私はどうしたかの経験を報告する。成功体験ではなくだめな中から新しい世界を表出していったところを見てほしいと願う。最近世界の話題になっているブルースリーの言葉に BE WATER 水になれという言葉がある。形のない変形自由の水や光は私たちに新たな感性を生み出させ 新しい景観を創出するであろう。

2. 経過

万博五輪は常に新しい技術を見せる国威発揚の場ともなっている。2008 年は北京五輪は慶応大学の開発した LED 可視光通信が最先端科学技術でありモニュメントとして完成させ発表できた。2020 年はどういう技術があるのか想定し研究を重ねてきた。IOT 通信技術 生命科学 宇宙開発技術 が中心であり それに日本の伝統技術である 西陣織 お守りに代表される精神文化 の融合になると考えていた。

最先端科学技術は生命科学分野の遺伝子操作で光る絹糸を使うことを考えていた。アメリカでノーベル化学賞を受賞した下村博士の光るクラゲの技術を応用した農研機構の絹糸は東京五輪までに形にしたいと関係者の意欲があった。遺伝子操作で生み出された生糸は京都の西陣織の企業の機織り機で布になった。私は若手の作家に頼みワッペンのように模様化して制作させた。出来上がりが素晴らしく組織委員会で開催される野村萬斎氏らの会議に乗って内定したのである。その後連絡はなく野村萬斎らの会議は 2020 年 12 月解散された。

オリンピックは業者の膨大な金額の寄付で成り立っているということで東京五輪は特に企業を厳しく制限していたように感じていた。通信はドコモ 携帯電話はサムソン というように規制されており当時はソニーの技術が最先端と思っていたがドコモを使わないとならなかった。然し IOT で出遅れていたドコモは小さな 3.8 センチの GPS を開発したのである。お守り袋にぴったり入ったのである。お守り袋は由緒ある京都の神社仏閣専門の制作会社に本ゆだねた。当初 私は GPS は花につけようと思っていた。

つまみ技術を使ってコサージュを作ったのでこれに GPS を付けて胸につけてもらい通信技術をつなげて開会式の演出を考えていた。しかしこれはイベントの道が閉ざされてしまいコロナ対策用に変更したのである。つぎつぎと変わる状況であってもめげることなく挑戦した。すべてが日の目を見ないように思われたが 2022 年 6 月 29 日 国連がスイスで開催した オリンピックとアートという国際会議に中国代表でリモートであるが講演させていただき 尾崎豊の金のためじゃなく夢のため愛のためそんな生き方したいというかしのフレーズを紹介したところ世界に CNN から放送されたのです。様々な人の力が結集し完成をしても日の目を見ないこともある。でもそのまっすぐの真摯な努力は別の形で報われていくものだった。建築家の隈研吾氏 安倍首相昭恵夫人などが身に付けてくれた。同品は製品化し 岡山でドコモとアプリ会社と組み 地域の神社から販売を目指している。

まとめ

新しいものを作ること 新しい景観を生み出させること それは一人一人の真摯な生き方から生じるもの。BE WATER !

BE LIGHT !

報告 風景にきづく景観をきずく

○ 富山万里子／男女・子育て環境改善研究所



福岡県の風景
みんなに見せたい ぜい知ってほしい

福岡県美しいまちづくり協議会

絵画部門
写真部門

募集期間 令和4年7月11日～令和5年1月31日

主催 福岡県美しいまちづくり協議会 福岡県
後援 福岡県教育委員会

福岡県美しいまちづくりシンボルマーク

福岡県美しいまちづくり協議会

会員：福岡県内のまちづくり団体
大学、事業所
県内全市町村の景観担当課

2007年度から、絵画と写真を公募

今回使用している写真や絵画はすべて「福岡県美しい景観選」応募作品

福岡県美しい景観選・絵画部門 テーマ「わたしのまちの好きな風景」

小学生の部

大賞 「赤レンガ」
(福岡市中央区 福岡市赤レンガ文化館の風景)

金賞 「身近なところにあるきれいな風景」
(福岡市中央区 カメ広場の風景)

銀賞 「ぼくの大好きな小倉城」
(北九州市小倉北区の風景)

2021年度入賞作品

中高生の部

大賞 「出発」
(北九州市八幡西区 直島川コープウェイからの風景)

金賞 「朝の庭」
(久留米市早野町 山辺文化館の風景)

銀賞 「津屋崎漁港 夏景色」
(福岡市津屋崎 津屋崎漁港の風景)

金賞 「緑が紡いだ景色」
(行橋市 多井津渡神社の風景)

銀賞 「心安らぐ場所」
(北九州市小倉北区東区 経通市街地西の風景)

銀賞 「私の町の思い出の公園」
(福岡市北區 天神山歴史資料館の風景)

福岡県美しい景観選 賞金概要	
絵画部門 小学生の部(4～6年生)	応募の数 632点
中高生の部	応募の数 327点
学生一般の部	応募の数 81点
写真部門	応募の数 377点
募集期間	令和3年7月11日～令和4年1月31日

福岡県美しい景観選・絵画部門 テーマ「わたしのまちの好きな風景」

「わたしの中の好きな風景」

いわれる名所
よく知られている場所
だけではなく
日常にある風景の作品も多い

学生一般の部 大賞 「神と人の守る島」
(糸島市二丈浜の海岸線に突き出た島嶼(E202号線沿いの風景))

金賞 「巨漕市場(No.1)」
(北九州市小倉北区魚町(風景))

金賞 「朝焼けの御笠川」
(福岡市博多区 御笠川(風景))

銀賞 「商店街の花屋さん」
(福岡市中央区 唐人町商店街(風景))

銀賞 「地行3丁目交差点の夜」
(福岡市中央区地行3丁目交差点 マーグイズももちの角(風景))

銀賞 「志賀島(遠見公園展望台)からの海の中道の眺望」
(福岡市東区志賀島 遠見公園からの風景)

銀賞 「志賀島(遠見公園展望台)からの海の中道の眺望」
(福岡市東区志賀島 遠見公園からの風景)

絵画部門 小学生の部 大賞 「なぜこの風景を描いたのか」

福岡市赤煉瓦文化館
(2021年度)
小さい頃から、いつも赤レンガの前を通っていて、気になっていたから選びました。

北九州市の
変わりゆく折尾駅
(2019年度)
折尾駅の前を通る度に、だんだん駅が新しく変わっていくのを見てその様子を描こうと思いました。

福岡市東区の
みんなの憩いの公園
(2018年度)
とてもきれいな花が咲いているし、近所の人たちがいていいに手入れしてくださっている所だから、とてもあたたかいこの校区らしい公園だと思ったからです。

写真部門

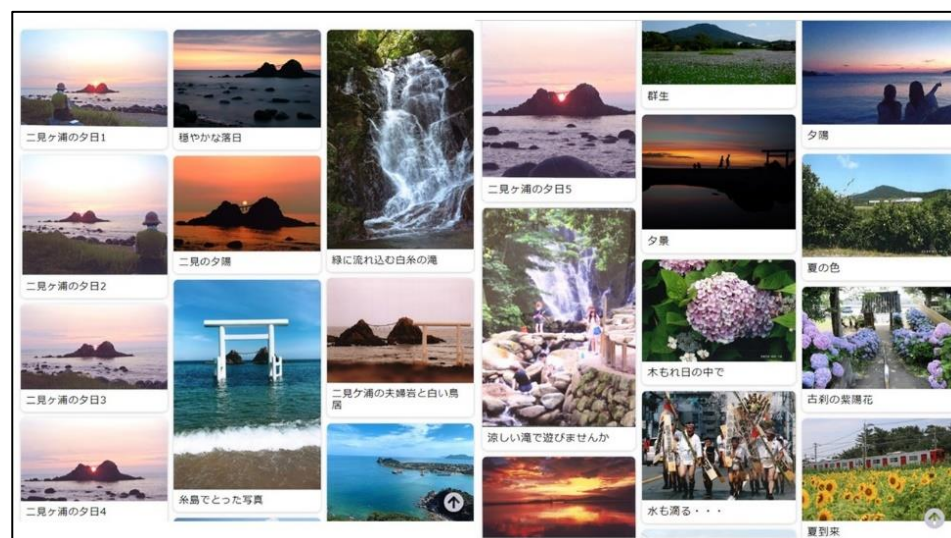
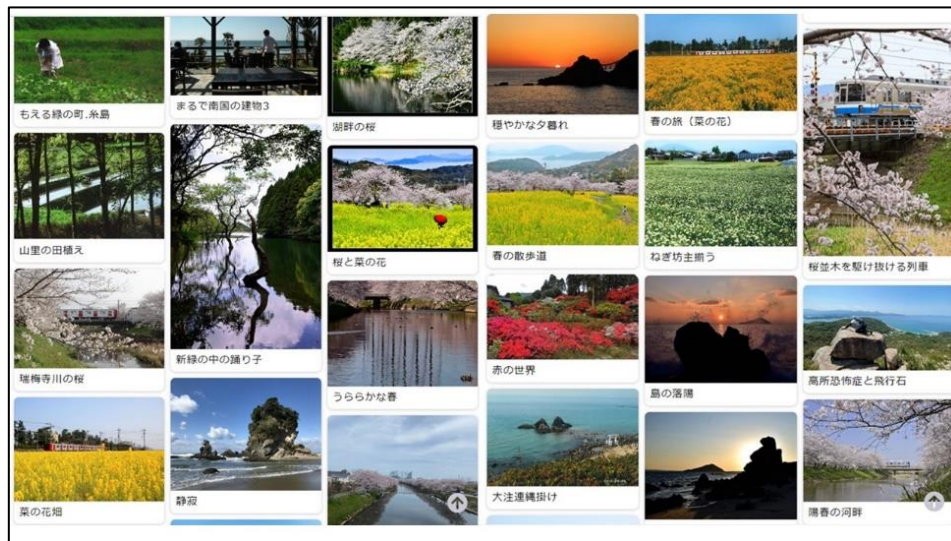
「ぜひ知ってほしい風景」「いつまでも伝えていきたい風景」

2007年度からの16年間で 約3,300点の応募

応募作品を分類 (私視点で)	名所 よく知られている所	日常にある風景
2020年度	231点	252点
2021年度	192点	164点

◆すべての写真を福岡県美しいまちづくり協議会サイトに掲載
「美しい景観選 写真部門応募作品集」で検索





2016年度会員交流会 糸島市で開催 (2017/2/3)

①視察

前原東土地区画整理地区

九州大学伊都キャンパス・九州大学南門周辺

②講義・取り組み紹介

○景観計画の効果や、視察した地域の問題点の解決策等について

○九州大学南門の整備について一構想とプロセス

○「まち」の構造物を作る施工業者の視点からの景観

○糸島市の景観まちづくりの取り組み紹介

○景観計画策定自治体の事例紹介

③意見交流会 → 糸島市の一般市民も参加

【テーマ】

1 市民への意識啓発

2 市民等との景観計画作成の合意形成

3 景観条例や協定のつくり方

規制の範囲

4 屋外広告物

5 糸島市の取り組み



景観の大切さに
目を向けてもらう
ことがまず第一

お宝景観を重要景観に。
それに準ずる景観も
保護・背景景観として
位置付ける

市民が考える
景観とは？

景観条例って
いつ作れば
間に合うの？

市民の好きな景観を
提示してもらい、
その理由説明を受け、
納得できる好ましい
景観を景観計画に作る

景観計画作成の合意形成や
規制などについて出された意見
～6年前のものです～

価値観の話し合い
が必要。
「街の魅力とは」

規制の範囲
→身近な風景を
どうするか

いかに守るか
持続するシス
テムが必要

現在ある糸島市の景
観に合わない建物等、
どのように規制して
いくのか

景観条例を作る前に
土地の所有者や住民
の理解が必要

アジア景観デザイン学会 2022 福岡大会紀要

発行 2023 年 2 月 20 日

事務局 819-0395 福岡市西区元岡 744

九州大学大学院人間環境学府 坂井研究室